

2.2.1.3 施設管理

2.2.1.3.1 施設管理の目的

原子力発電所を構成する構築物、系統及び機器の保全（点検・補修・改良等）を適切に実施し、その機能及び信頼性の維持・向上を図ることにより、発電所の安全・安定運転を確保することを目的としている。

2.2.1.3.2 施設管理の概要

施設管理とは保全及びそれを実施するために必要な体制、教育を含めた活動全般のことである。伊方発電所の施設管理の実施フローを第2.2.1.3.1図に示す。フローに示すように施設管理には計画、実施、評価及び改善（PDCA）のサイクルが含まれており、継続的な改善を図る仕組みとなっている。

施設管理の各プロセスの概要を以下に示す。

（1）施設管理の実施方針及び施設管理目標の設定

- a. 原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、社長が施設管理の実施方針を原子炉施設保安規定に基づく社長方針である「原子力安全のための品質方針」の一つとして定めている。

原子力安全を維持、向上させるための保全計画を継続的に評価し、適切な施設管理を実施する。

- b. 施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を、所長が年度業務計画の中で組織品質目標として

設定している。また、施設管理目標の達成度を評価する手段の一つとして保全活動管理指標を活用している。

(2) 保全プログラムの策定

施設管理目標を達成するため、(3)項から(12)項に示す保全プログラムを策定している。

(3) 保全の対象範囲の策定

発電用原子炉施設のうち、以下に示す設備を保全の対象範囲として選定している。

- a. 「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）」（以下「重要度分類指針」という。）において一般産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備
- b. 重要度分類指針において一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備
- c. 原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり、許可または認可を受けた設備
- d. 多様性拡張設備
- e. 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備
- f. 保安規定第102条（表102）に定める放出管理用計測器及び第114条（表114）に定める放射線計測器類
- g. その他プラントの運転を継続する上で必要な機能を有する設備

及び原子炉施設の安全性向上に資する設備

(4) 施設管理の重要度の設定

保全の対象範囲について、系統を構成する機器並びに構築物、系統及び機器が有する機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として、点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定している。

なお、保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮するとともに、重大事故等対処設備に該当するか否かを考慮して設定している。

(5) 保全活動管理指標の設定及び監視計画の策定

保全の有効性及び施設管理の有効性を評価する手段として、保全重要度の高い系統が有する安全上重要な系統機能に対して、以下に示す保全活動管理指標を設定し、監視期間と目標値を定めた監視計画を策定している。

a. プラントレベルの保全活動管理指標

- ・ 7000 臨界時間あたりの計画外原子炉トリップ回数
- ・ 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数
- ・ 保全サイクルあたりの工学的安全施設の計画外作動回数

b. 系統レベルの保全活動管理指標

- ・ 保全により予防可能な系統の機能故障（以下「M P F F」）という。）回数
- ・ 系統機能を期待できない非待機（以下「U A」）という。）

時間

(6) 保全活動管理指標の監視

保全活動管理指標の監視計画に従い、保全活動管理指標の監視を行っている。

(7) 保全計画の策定

保全対象範囲について、点検の計画並びに設計及び工事の計画を策定している。

(8) 保全の実施

保全計画に従って保全を実施している。

(9) 保全の結果の確認・評価

保全の結果から構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、確認・評価している。

(10) 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び未然防止処置

保全の結果、構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合は、不適合管理を行うとともに、必要に応じて是正処置を講じている。

また、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、伊方発電所で同様の問題が発生することを防止するために、未然防止処置を講じている。

(11) 保全の有効性評価

保全活動から得られた情報等をもとに、保全の有効性を評価することにより、保全活動の継続的な改善を図っている。

(12) 施設管理の有効性評価

保全の有効性評価の結果及び施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価することにより、施設管理が有効に機能しているか評価し、施設管理活動の継続的な改善を図っていく。

2.2.1.3.3 施設管理に係る評価

施設管理における保安活動に係る仕組みの改善状況、設備の改善状況並びに保安活動の適切性及び有効性を示す実績指標について調査を行い、評価した結果を示す。

(1) 保安活動に係る仕組み

発電所を構成する構築物、系統及び機器の施設管理に係る組織・体制、社内マニュアル及び教育訓練の整備・改善状況を調査し、その適切性及び有効性について評価する。

a. 施設管理に係る組織・体制

(a) 調査内容

施設管理が確実に実施できるように組織・体制が確立され、その責任及び権限が明確になっていることを社内マニュアルの整備状況より調査する。

また、組織・体制の改善が適切に行われていることを社内マニ

ュアルの変遷により調査する。

(b) 調査結果

①. 組織・体制の整備状況とその責任及び権限

施設管理活動に係る組織・体制については、一次文書（原子力発電所品質保証基準）に定めている。施設管理に係る組織・体制（2022.4.1現在）を含めた品質保証に係る組織・体制を第2.2.1.1.3図に示す。また、施設管理活動に係る責任及び権限については、二次文書（施設管理内規）に定めている。施設管理における各職位の責任と権限（2022.1.24現在）を第2.2.1.3.1表に示す。

②. 組織・体制等の改善状況

施設管理活動に係る組織・体制、責任及び権限について改善を行った実績を第2.2.1.3.2表に示す。

(c) 評価及び今後の取り組み

調査結果より、施設管理が確実に実施できるように施設管理プロセスに応じた組織・体制が確立され、その責任及び権限が明確になっていること並びに業務の合理化及び効率化を図るための改善活動が適切に行われていると評価する。

今後も施設管理に係る組織・体制及びその責任・権限について、国内外の運転経験等を適切に反映し、より一層の充実が図れるよう継続して取り組んでいく。

b. 施設管理に係る社内マニュアル

(a) 調査内容

施設管理が確実に実施できるように社内マニュアルが整備され、また改善が適切に行われていることを社内マニュアルの変遷により調査する。

(b) 調査結果

施設管理活動に係る規定は、二次文書（施設管理内規、設備の重要度分類管理内規、工事管理内規）に定めている。各社内マニュアルの規定事項と主な改訂内容を第 2.2.1.3.3 表に示す。

また、施設管理活動のうち、具体的な点検の要領については設備毎に作業要領書に定めている。今回発生した 4 件のトラブルを踏まえ、これらの作業要領書や社内マニュアルについて改善の余地がないか検討が行われ、その結果、記載内容の充実が図られたことを確認した。作業要領書等の主な改訂内容を表 2.2.1.3.4 表に示す。

(c) 評価及び今後の取り組み

調査の結果より、施設管理が確実に実施できるように、施設管理における各プロセスの要領等を定めた社内マニュアルが適切に整備されていると評価する。また、法令や保安規定の改正及び外部レビューの結果等に基づき、社内マニュアルの改定が適切に行われていると評価する。

今後も施設管理に係る社内マニュアルに国内外の運転経験等を適切に反映し、より一層の充実が図れるよう継続して取り組んで

いく。

c. 施設管理に係る教育・訓練

(a) 調査内容

施設管理に必要となる知識及び技能が得られるように教育・訓練が整備され、また改善が適切に行われていることを訓練内容の見直しの実績等により調査する。

また、協力会社従業員の技術力向上を図るために支援が実施されていることを教育・訓練実績により確認する。

(b) 調査結果

保修員の教育・訓練として、能力段階に応じた技術教育を整備している。具体的な教育・訓練内容を第2.2.1.3.5表に示す。また、施設管理を行うために必要となる保修員の力量及びその認定条件となる教育・訓練の項目については、二次文書（施設管理内規）に定めている。

これらの教育・訓練の内容については、国内外の事故・故障から得られた教訓等を取り入れる等、継続的な見直しを行っている。教育・訓練内容の見直しの実績を第2.2.1.3.6表に示す。

また、協力会社従業員の技術力向上を図るために支援として、原子力保安研修所における教育・訓練コースへの協力会社従業員の受入れを行うとともに実施頻度が少ない作業について技術力を継続的に維持するために、当社訓練施設を貸与する等の支援を行っている。

(c) 評価及び今後の取り組み

調査結果より、施設管理に必要となる知識及び技能が得られるように保修員教育・訓練が整備され、その内容の改善が継続して適切に行われていると評価する。

さらに、協力会社従業員に対して教育・訓練に係る積極的な支援がなされており、技術・技能の向上が図られていると評価する。

今後も、継続して教育・訓練を行うとともに、国内外の事故・故障から得られた教訓及び技術開発の成果等を教育・訓練内容に取り入れることにより、保修員及び協力会社従業員の知識、技術及び技能の更なる向上が図れるよう取り組んでいく。

(2) 設備の改善状況

構築物及び機器について、点検及び改良工事等の保全活動が適切に実施され、健全性が確保されるとともに信頼性が維持向上されていることを確認する。また、経年劣化事象に係る評価がなされ、保全に適切に反映されていることを確認する。

a. 調査内容

(a) 点検の実施状況

構築物、系統及び機器の点検（定期事業者検査を含む。）の実施状況について点検記録及び検査記録等により確認する。また、作業性や保修技術の改善状況について、作業要領書への反映実績等により確認する。

(b) 改良工事の実施状況

改良工事の実施状況について工事記録等により確認する。

(c) 経年劣化事象に係る評価

原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器及び炉心支持構造物のうち、以下の経年劣化事象が想定されるものについて、評価がなされていることを確認する。

イ. 中性子照射脆化

- ・ 中性子照射脆化傾向の把握と脆化予測式との比較
- ・ 耐圧・漏えい試験及び運転状態における圧力・温度制限

ロ. 照射誘起型応力腐食割れ（照射下クリープ及び照射スウェーリングを含む）

- ・ 評価対象機器における照射累積量

ハ. 低サイクル疲労

- ・ 疲れ累積係数（接液環境も考慮する）

ニ. 高サイクル熱疲労

- ・ 高低温水合流等による高サイクル熱疲労割れの発生の可能性

ホ. 構築物、系統及び機器に発生が認められる経年劣化事象であって、耐震性に影響を与える可能性のあるもの

(d) その他の活動状況

不適合事象への対応状況について、不適合処置及び是正処置の記録により確認する。

b. 調査結果

(a) 点検の実施状況

構築物、系統及び機器の点検（定期事業者検査を含む）が保全

計画どおりに実施されていることを点検記録及び検査記録等により確認した。主な点検実績を第 2.2.1.3.7 表に示す。

また、作業性、保修技術及び作業要領の改善を行った実績を以下に示す。

イ. 制御棒クラスタと駆動軸との切り離し作業に係る作業要領の見直し

- ・ スラッジにより駆動軸取外し軸が継ぎ手内でスタックする事象が確認されたことから、スタックの原因となるスラッジの有無を確認し、スラッジが確認された場合は除去するよう作業要領に追加した。
- ・ また、スタックしていないことを確認する手順（駆動軸取外し軸の位置及び重量の確認）を追加した。

ロ. 燃料集合体点検に係る作業性の改善

- ・ 点検装置ラック開口寸法が小さく、ラックへの燃料集合体挿入作業の難度が高かったことから、点検装置ラック開口寸法を拡大し、作業性の改善を図った。
- ・ 点検装置ラック開口部の視認性が低かったことから、水中テレビカメラ及び水中照明を設置し、視認性の改善を図った。
- ・ 燃料集合体を点検装置ラックへ挿入する際に、作業員と作業責任者が燃料集合体の位置を水中テレビカメラの映像によりダブルチェックを行う手順および荷重急変減少警報発信時の操作手順を追加した。

ハ. 部分放電診断技術等を用いた断路器の監視

- ・ 断路器内の部品において放電溶融による損耗が発生した場合、断路器の故障に至る可能性があることから、部分放電診断技術および内部異物診断技術を用いた状態監視を適用した。

ニ. 弁の組立時における拭き取り作業の追加

- ・ 分解点検において弁体側面または弁座側面に目視では確認できない微小な異物が付着し、隙間が生じることによりシートリークが発生する可能性があることから、組立時の手順に拭き取り作業を追加した。

(b) 改良工事等の実施状況

改良工事等が保全計画どおりに実施されていることを確認した。

主な改良工事の実績を以下に示す。

イ. 国内外発電所の事故・故障等による設備更新

(イ) 特定重大事故等対処施設設置工事

原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムにより、原子炉を冷却水機能が喪失し、炉心が著しく損した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設を設置した。

(ロ) 恒設非常用発電機設置工事

重大事故等発生時の電源の更なる多様化を図るため、従来から設置している非常用ディーゼル発電機や空冷式非常用発電装置等に加え、新たに非常用ガスタービン発電機を設置した。

(ハ) 所内常設直流電源設備（3系統目）設置工事

設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給することが可能である特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）として、3,000Ahの容量を有する蓄電池（3系統目）を非常用ガスタービン発電機建屋内に設置した。

(イ) 非常用ディーゼル発電機に関する高エネルギーアーク損傷対策工事

遮断器や開閉器等の短絡時に発生するアークエネルギーが、評価試験にて求められた火災発生のアークエネルギーの閾値を下回るように保護リレーの追加及び非常用ディーゼル発電機停止回路の追加を行い、適切に事故電流を遮断するよう設備の改造を実施した。

四 経年変化による設備の更新

(イ) 安全保護系ロジック盤取替工事

使用開始から20年以上が経過している安全保護系ロジック盤の取替を行った。取替に伴い、既設の安全保護系ロジック盤における論理演算を、安全保護系計器ラックのデジタル制御装置のソフトウェア及び安全保護系ロジック盤の汎用的な補助リ

レーを用いて実現するよう変更を行った。

(ロ) 低圧タービン動翼取替工事

低圧タービン動翼に生じる経年使用に伴うエロージョンに対する予防保全対策として、第1、第2低圧タービンの7段動翼の取替を実施した。

ハ. 事故・故障等の再発防止の強化

(イ) 1次系配管取替え工事

1次系ステンレス配管の応力腐食割れ（SCC）対策として、内面に硬化層がある可能性が懸念される曲げ管についてエルボ等への取替を実施した。

(c) 経年劣化事象に係る評価

経年劣化事象に係る評価は、伊方発電所3号機 定期安全レビュー（第2回）報告書（平成28年9月）の「3. 保安活動の実施状況の評価」において、日本原子力学会標準「原子力発電所の高経年化対策実施基準：2008」に基づき実施した評価結果をもって本評価結果とする。

(d) その他の活動状況

不適合事象のうち、設備の故障に係るものについて、不適合処置及び是正処置の検討が適切に行われ、必要な処置が完了していることを確認した。

c. 評価及び今後の取り組み

調査結果より、点検及び改良工事が計画どおり適切に実施されていること、また経年劣化事象に係る評価がなされ保全に適切に反映されていること、さらに設備の故障に係る不適合事象に対して検討及び処置が適切に行われていることから、設備の健全性が確保されるとともに信頼性の維持・向上が図られないと評価する。

今後も、継続して点検及び改良工事等の保全活動を計画的に行い、設備の健全性確保及び信頼性の維持・向上に取り組んでいく。

(3) 保安活動の適切性・有効性を示す実績指標

保全活動管理指標が目標値を満足していること並びに目標値を超過した場合の評価及び処置が適切に行われていることにより、施設管理活動が適切に行われていることを確認する。

a. 調査内容

保全活動管理指標の実績及び目標値を超過時の処置の実施状況を、保全活動管理指標の監視記録及び有効性評価の記録により確認する。

b. 調査結果

(a) プラントレベルの保全活動管理指標

プラントレベルの保全活動管理指標については、第14保全サイクルにおいて全て目標値を満足していることを確認した。プラントレベルの保全活動管理指標の実績を第2.2.1.3.8表に示す。

(b) 系統レベルの保全活動管理指標

系統レベルの保全活動管理指標については、1次系試料採取系統の放射性物質の閉じ込め機能のMPFF回数及び外部電源系統の電源供給機能のUA時間が目標値を超過したが、それ以外は目標値を満足していることを確認した。目標値を超過した指標の実績を第2.2.1.3.9表に示す。また、目標値を超過した2つの系統機能については、それぞれ評価及び処置が適切に行われていることを確認した。評価及び処置の実績を第2.2.1.3.10表に示す。

c. 評価及び今後の取り組み

調査結果より、プラントレベルの保全活動管理指標及び系統レベルの保全活動管理指標のうち、目標値を満足したものについては、施設管理が有効に機能していると評価する。

また、系統レベルの保全活動管理指標のうち、目標値を超過したものについても、評価及び処置が適切に行われており、施設管理が有効に機能していると評価する。

今後も、引き続き保全活動管理指標による保全及び施設管理の有効性評価を継続して行うことにより、施設管理活動の維持・向上に取り組む。

2.2.1.3.4 今後の安全性向上のための自主的な取り組み

発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上に資する自主的な取り組みとして、以下に示す安全性向上対策工事を実施する。

(1) 1次系配管・弁修繕工事

1次系ステンレス配管のうち、製作時に芯金を用いた曲げ加工により内面に硬化層があり、かつ高温・高圧環境で使用されている箇所については、強加工応力腐食割れが発生する可能性がある。このため、予防保全として配管取替修繕を実施し、設備の機能維持を図る。

(2) 炉内計装盤更新工事

炉内計装盤は設置から25年以上が経過しておりこれまでの経年使用による不具合が顕在化しつつある。また、メーカーの保守対応期限を迎えており、使用する主要部品の供給が終了していることから、将来にわたって長期的な保守を継続することが困難である。このため、最新式のデジタル制御装置を用いた炉内計装盤に取り替え、機能の維持・向上を図る。

(3) 187kVガス絶縁装置断路器の恒常的な対策

所内電源系統に設置している一部の断路器の撤去し、開放状態にある断路器において内部の可動接触子と絶縁操作軸埋金の嵌合部が課電されることがないような系統構成とする。また、嵌合部が課電されない構造の設置開閉器を新たに設置する。（3-15 定期検査で一部実施済）

2.2.1.3.5 施設管理の実施状況の評価

施設管理の目標を達成するための、保安活動に係る仕組み及び

設備の改善状況について評価した結果、各活動において適切に改善活動が行われていることを確認した。

また、施設管理活動の適切性及び有効性を示す実績指標である保全活動管理指標においては、系統レベル指標において目標値を超過したが、今後、目標値を満足できるように是正処置が適切に行われていることを確認した。また、それ以外の指標については目標値を満足しており、施設管理が有効に機能していることを確認した。

従って、現状の施設管理活動は有効であり、今後も施設管理活動を行う仕組みが機能していくものと評価する。

第2.2.1.3.1表 施設管理における各職位の責任と権限

部署	職位	責任と権限
保修部	保修部長	・施設管理プロセスの構築と維持・向上
	保修統括課長	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理目標の設定 ・保全の対象範囲の策定 ・高経年化技術評価に基づく保全計画とその結果評価 ・施設管理の有効性評価 ・機械設備、電気・計装設備の設計および工事の計画 ・予実算管理、調達管理および部品の在庫管理 ・保全(設備診断を含む)の実施計画管理および不適合を含む保全の結果の確認評価 ・長期施設管理方針管理表の管理 ・保全活動管理指標の設定および監視計画の策定と保全活動管理指標の監視に係る業務の統括
	機械計画第一課長	<ul style="list-style-type: none"> 一次系機械設備に関する以下の項目 ・施設管理目標の設定 ・保全重要度の設定および保全計画の策定 ・保全活動管理指標の設定および監視計画の策定と保全活動管理指標の監視 ・保全(設備診断を含む)の実施計画管理および不適合を含む保全の結果の確認評価 ・保全の有効性評価 ・設計および工事の計画および実施管理（設備改良工事課長が実施する業務を除く）
	機械計画第二課長	<ul style="list-style-type: none"> 二次系機械設備に関する以下の項目 ・施設管理目標の設定 ・保全重要度の設定および保全計画の策定 ・保全活動管理指標の設定および監視計画の策定と保全活動管理指標の監視 ・保全(設備診断を含む)の実施計画管理および不適合を含む保全の結果の確認評価 ・保全の有効性評価 ・設計および工事の計画および実施管理（設備改良工事課長が実施する業務を除く）
	電気計画課長	<ul style="list-style-type: none"> 電気設備に関する以下の項目 ・施設管理目標の設定 ・保全重要度の設定および保全計画の策定 ・保全活動管理指標の設定および監視計画の策定と保全活動管理指標の監視 ・保全(設備診断を含む)の実施計画管理および不適合を含む保全の結果の確認評価 ・保全の有効性評価 ・設計および工事の計画および実施管理（設備改良工事課長が実施する業務を除く）
	計装計画課長	<ul style="list-style-type: none"> 計装設備に関する以下の項目 ・施設管理目標の設定 ・保全重要度の設定および保全計画の策定 ・保全活動管理指標の設定および監視計画の策定と保全活動管理指標の監視 ・保全(設備診断を含む)の実施計画管理および不適合を含む保全の結果の確認評価 ・保全の有効性評価 ・設計および工事の計画および実施管理
	設備改良工事課長	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理目標の設定 ・機械設備および電気・計装設備の改造の計画および実施
土木建築部	土木建築部長	・土木建築設備の施設管理プロセスの構築と維持・向上
	土木建築課長	<ul style="list-style-type: none"> 土木・建築設備に関する以下の項目 ・施設管理目標の設定 ・保全重要度の設定および保全計画の策定 ・保全活動管理指標の設定および監視計画の策定と保全活動管理指標の監視 ・保全の実施計画管理および不適合を含む保全の結果の確認評価 ・保全の有効性評価 ・設計および工事の計画および実施
	耐震工事課長	<ul style="list-style-type: none"> 土木・建築設備に関する耐震工事等の以下の項目 ・施設管理目標の設定 ・土木・建築設備の耐震補修・改造の計画および実施
安全管理部	放射線・化学管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・野外モニタリング設備、気象観測設備、移動式モニタリング設備等の保全重要度の設定および保全計画の策定 ・保全活動管理指標の設定および監視計画の策定と保全活動管理指標の監視 ・上記設備の保全の実施計画管理および保全の結果の確認評価 ・保全の有効性評価 ・上記設備の設計および工事の計画および実施
	防災課長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応用資機材に該当する消防自動車等の保全重要度の設定および保全計画の策定 ・保全活動管理指標の設定および監視計画の策定と保全活動管理指標の監視 ・上記設備の保全の実施計画管理および保全の結果の確認評価 ・保全の有効性評価 ・上記設備の設計および工事の計画および実施
	安全技術課長	<ul style="list-style-type: none"> ・通信連絡設備の保全重要度の設定および保全計画の策定 ・保全活動管理指標の設定および監視計画の策定と保全活動管理指標の監視 ・上記設備の保全の実施計画管理および保全の結果の確認評価 ・保全の有効性評価 ・上記設備の設計および工事の計画および実施 ・燃料集積体と内挿物の保全重要度の設定および保全計画の策定
発電部	発電課長	<ul style="list-style-type: none"> ・運転総括内規に従った巡視点検および定例試験の実施
品質保証部	保安管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・未然防止処置検討会の運営
	定検検査課長	<ul style="list-style-type: none"> ・工程管理プロセスの構築と維持・向上 ・定検目標の設定

第2.2.1.3.2表 施設管理における各職位の責任と権限の改善実績

年・月	変更内容	目的
2019年7月	<p>保全活動管理指標に係る以下の業務の責任・権限を機械計画第一課長から保修統括課長に移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全活動管理指標の設定及び監視計画の策定 ・保全活動管理指標の監視に係る業務の統括 	<p>機械計画第一課長が実施していた保全活動管理指標の設定等の施設管理全体に係る業務を、施設管理業務を統括する保修統括課長に移管することにより、業務の合理化及び効率化を図った。</p>
2021年3月	<p>設備診断の計画、実施及び結果の評価を行う業務を保修統括課長から各設備担当課長（機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長）に移管</p>	<p>保修統括課で一括して実施していた設備診断業務を、各設備担当課に移管し、設備診断以外の保全と一貫して管理することにより、業務の合理化及び効率化を図った。</p>

第2.2.1.3.3表 社内マニュアルの規定事項と主な改訂内容

社内マニュアル	規定事項	主な改訂内容
施設管理内規	・施設管理に係る体制と各職位の責任と権限 ・施設管理要領	2019年6月 組織整備の反映 2019年7月 各職位の責任と権限の変更 2020年3月 炉規制法等の一部改正に伴う見直し 2020年9月 保安規定改正（第71次）に伴う改正 2020年10月 保安規定改正（第72次）に伴う改正 2021年2月 保安規定改正（第74次）に伴う改正 2021年3月 保修体制見直しによる変更
施設管理内規 細則－1 点検計画細則	・点検計画	2020年3月 炉規制法等の一部改正に伴う見直し 2020年9月 保安規定改正（第71次）に伴う改正 2020年10月 保安規定改正（第72次）に伴う改正
施設管理内規 細則－2 計測器管理細則	・計測器の保管・管理要領	2019年12月 組織変更に伴う改正
施設管理内規 細則－3 保守作業管理細則	・作業管理の実施要領	2019年6月 組織整備の反映 2020年3月 炉規制法等の一部改正に伴う見直し 2020年9月 保安規定改正（第71次）に伴う改正 2021年2月 保安規定改正（第74次）に伴う改正 2021年9月 保安規定改正（第75次）に伴う改正
施設管理内規 細則－4 ステンレス鋼製品取扱管理細則	・ステンレス鋼製品の管理要領	2020年9月 保安規定改正（第71次）に伴う改正
施設管理内規 細則－5 異物混入防止管理細則	・異物混入及び異物残留の防止に係る管理要領	2020年3月 炉規制法等の一部改正に伴う見直し 2020年9月 保安規定改正（第71次）に伴う改正 2020年10月 保安規定改正（第72次）に伴う改正 2021年2月 他電力ベンチマーク、JANSIピアレビュ等を踏まえた異物混入防止管理の改善の反映
施設管理内規 細則－6 信頼性重視保全（RCM）分析細則	・保全重要度の設定要領 ・保全計画の策定要領	2020年3月 炉規制法等の一部改正に伴う見直し 2020年9月 保安規定改正（第71次）に伴う改正 2020年10月 保安規定改正（第72次）に伴う改正
施設管理内規 細則－7 溶接作業管理細則	・溶接作業の管理要領	2020年3月 炉規制法等の一部改正に伴う見直し
施設管理内規 細則－8 保修技術技能認定細則	・保修技術技能認定の管理要領	2020年3月 炉規制法等の一部改正に伴う見直し 2020年9月 保安規定改正（第71次）に伴う改正
施設管理内規 細則－10 保全活動管理指標の設定および監視に係わる運用細則	・保全活動管理指標の設定及び監視要領	2020年3月 炉規制法等の一部改正に伴う見直し 2020年9月 保安規定改正（第71次）に伴う改正 2020年10月 保安規定改正（第72次）に伴う改正
施設管理内規 細則－11 巡視点検細則	・巡視点検の実施要領	2020年9月 保安規定改正（第71次）に伴う改正 2020年10月 保安規定改正（第72次）に伴う改正 2021年8月 保安規定改正（第75次）に伴う改正
施設管理内規 細則－12 運転上の制限管理細則	・運転上の制限に係る管理要領	2020年3月 炉規制法等の一部改正に伴う見直し 2020年9月 保安規定改正（第71次）に伴う改正 2020年10月 保安規定改正（第72次）に伴う改正 2020年11月 保安規定改正（第73次）に伴う改正 2021年8月 保安規定改正（第75次）に伴う改正
設備の重要度分類管理内規	・保全対象範囲 ・設計及び工事の重要度	2018年12月 保安規定改正（第66次）に伴う改正 2020年3月 炉規制法等の一部改正に伴う見直し 2020年6月 有毒ガス防護に係る法令改正に伴う見直し 2020年9月 保安規定改正（第71次）に伴う改正 2020年10月 保安規定改正（第72次）に伴う改正 2020年11月 保安規定改正（第73次）に伴う改正 2021年4月 保安規定改正（第75次）に伴う改正 2021年8月 保安規定改正（第75次）に伴う改正 2021年9月 保安規定改正（第75次）に伴う改正
工事管理内規	・工事計画の策定要領 ・工事の実施要領	2019年6月 組織整備の反映 2020年3月 炉規制法等の一部改正に伴う見直し 2020年9月 保安規定改正（第71次）に伴う改正 2020年10月 保安規定改正（第72次）に伴う改正 2021年2月 保安規定改正（第74次）に伴う改正

第2.2.1.3.4表 作業要領書および社内マニュアルの主な改訂内容

作業要領書	改訂内容
施設管理内規 細則－12 運転上の制限管理細則	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定第88条に定める予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合の手続きを明確化
原子炉容器開放・復旧工事の作業要領書	<ul style="list-style-type: none"> 上部炉心構造物吊り上げ時に制御棒クラスタの引き上がりを防止するため、作業の各ステップにおいて制御棒クラスタと駆動軸が切り離されていることを位置や重量により確認する手順を追加
燃料集合体点検の作業要領書	<ul style="list-style-type: none"> 燃料集合体を点検装置ラックへ挿入する際に、作業員と作業責任者が燃料集合体の位置を水中テレビカメラの映像によりダブルチェックを行う手順を追加。 荷重急変減少警報発信時の操作手順を追記
燃料集合体を取り扱う作業の作業要領書	<ul style="list-style-type: none"> 本事象と同様に難度が高く、接触や干渉等の可能性がある作業について、作業要領書の作業手順が適切であることや、記載漏れがないこと等を確認し、燃料取り扱い中には荷重監視を確實に行う等の注意事項を追記
その他の作業要領書	<p>3号機第15回定期検査で実施する作業の作業要領書や標準作業要領書について以下の観点で確認を実施し、必要箇所の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な作業ステップを完了した際の確認のタイミングの適切性 確認ステップを追加したことによるリスク低減可否 難度の高い作業におけるリスクを低減する余地 運転系統に接続した状態で実施する作業の潜在的リスクに対し、影響防止または影響緩和の可否

第2.2.1.3.5表 保修員の教育・訓練内容（2022年1月現在）（1／3）

研修区分	教育・訓練名	対象者	内容
新入・転入社員教育	新入社員、転入社員*		<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電概論、原子力核理論、放射線の性質・検出、原子炉理論及び放射線防護等
1. 原子力導入教育			<ul style="list-style-type: none"> 伊方発電所の設備・系統、放射線管理、化学管理等、伊方発電所に関する基礎知識
2. 原子力発電所基礎教育	新入社員、転入社員*		<ul style="list-style-type: none"> 次年度の配属予定者に対する当該部署の業務知識
3. 専門実務教育	新入社員		
原子力保安研修所訓練	新入社員	技術系所員	<ul style="list-style-type: none"> 弁、ポンプ、電動機、開閉器、計器計測器等の基礎技術 品質保証、非破壊検査（概論、PT、MT、RT、UT）等、保修員共通の技術
1. 新入社員研修		機械関係保修員	<ul style="list-style-type: none"> 弁、ポンプ、タンク等機械設備の保修技術
2. 保修基礎研修		電気関係保修員	<ul style="list-style-type: none"> 一般電動機、所内開閉装置、保護継電器等電気設備の保修技術
		計装関係保修員	<ul style="list-style-type: none"> 自動制御、空気式制御弁、デジタル制御装置等計装設備の保修技術
教育		技術系所員	<ul style="list-style-type: none"> 原子力プラントの設計、法規等保修員共通の保修技術
3. 保修習熟研修		機械関係保修員	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器、原子炉容器、タービン等機械設備の保修技術
		電気関係保修員	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機、計装用電源装置等電気設備の保修技術
		計装関係保修員	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全保護装置、放射線監視装置等計装設備の保修技術

*: 転入者の知識・技術レベル等を考慮して弾力的に運用するものとする。

第2.2.1.3.5表 保修員の教育・訓練内容（2022年1月現在）（2／3）

改訂1 第2回届出 2022年7月

研修区分	教育・訓練名	対象者	内容
技術教育	原子力保安研修所訓練の続き 4. ヒューマンエラー分析研修 5. ヒューマンファクター研修	技術系所属 技術系所属	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンエラー対策手法訓練、分析演習等 ・ヒューマンファクターの基礎、ヒューマンエラーの低減、ヒューマンファクターと安全文化、技術者の倫理、コントラクト等
	社内技術専門教育	保修員	<ul style="list-style-type: none"> ・送電系統保護施設教育 <ul style="list-style-type: none"> ・RJT訓練（基礎・運用等） ・総合研修所における電力技術教育 ・系統電圧障害対策セミナー ・設備の信頼性・保全性セミナー ・絶縁協調と変圧器・CVケーブルの劣化診断セミナー 等
	メーク力派遣研修	技術系所属	<ul style="list-style-type: none"> ・機械、電気、計装設備等の分解、点検、組立、試験、調整等の保修技術のうち原子力保安研修所で行う教育以外のもの、及び設計、工シンジニアリングなどより高度な内容を含む研修 <ul style="list-style-type: none"> 「電気保修員教育、計測制御用機器保守教育、SG-ECT教育、化学実験研修、安全解析講義、炉物理シミュレータ研修等」
	長期メーク力派遣研修	技術系所属	<ul style="list-style-type: none"> ・大型機器等の設計業務の経験を積ませるため、発注工事に関連して半年～1年間メーク力に派遣する。
	日本原子力研究開発機構派遣研修	技術系所属	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力の基礎、原子炉理論、原子燃料、原子炉計装・制御等の原子炉工学及び保健物理等 <ul style="list-style-type: none"> 「原研一般課程、原子炉工学課程、保健物理専門課程、原子力教養講座等」

第2.2.1.3.5表 保修員の教育・訓練内容（2022年1月現在）（3／3）

改訂1 第2回届出 2022年7月

研修区分	教育・訓練名	対象者	内容
	日本原子力発電株派遣研修	技術系所員	・原子力の基礎、原子炉理論、原子炉材料、原子燃料、原子炉計装・制御、保健物理等 〔原電基礎研修コース等〕
技術	安全文化／意識高揚研修	所員	・危機管理の理念、目的、体制、手法等 ・安全を第一にする組織風土のあり方、作り方
	1. 危機管理教育	"	・当社の事業活動に関する全ての法令の遵守と、社会からの信頼と評価を得るために企業倫理の徹底
	2. 安全文化教育	"	・EMSに基づく、環境保全に関する所員の自覚や能力を向上させる教育
	3. コンプライアンス教育	"	・品質保証活動に関する基本事項、注意すべきポイント、ヒューマンエラー防止活動等
	4. 環境教育	"	・定期事業者検査等に係わる検査要員に対する教育
教育	品質保証教育	技術系所員	・定期事業者検査等に係わる指名監理員に必要な教育
	定期事業者検査等に係わる教育	技術系所員	・溶接に係る使用前事業者検査に係わる指名監理員に必要な教育
	溶接に係る使用前事業者検査に係わる教育	技術系所員	・溶接に係る使用前事業者検査に係わる指名監理員に必要な教育
保安教育	保安教育	技術系所員	・入所時に実施する教育 原子炉等規制法に関する法令の概要、原子炉のしくみ、主要機器の構造、主要系統の機能・性能、非常時の場合に講ずべき処置の概要 ・放射線障害防止規則、放射性廃棄物の廃棄設備の取扱方法等放電離放射線管理に関すること、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること等 ・その他反復教育 定期的な検査に関すること、保修・改造に関すること、緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること

第2.2.1.3.6表 教育・訓練内容の見直しの実績

年・月	教育・訓練名称	見直しの内容
2019年7月	原子力保安研修所訓練の送風機保修点検コース	・訓練用テキストの「トラブル事例」に志賀原子力発電所2号機換気空調設備フィルタの損傷事例に係る伊方発電所の対応状況を追記。
2020年10月	原子力保安研修所訓練の品質保証コース	・訓練テキストに伊方発電所3号機中央制御室非常用循環系の点検に伴う運転上の制限の逸脱についての事例を追記
2020年11月	原子力保安研修所訓練の燃料・N F B C 検査コース	・訓練テキストに伊方発電所3号機燃料集合体点検時の落下信号発信についての事例を追記
2020年12月	原子力保安研修所訓練のヒューマンファクターコース	・訓練テキストに伊方発電所連続発生したトラブルの総括評価について、リスクアセスメント事例として追記
2021年3月	原子力保安研修所訓練の原子炉容器保修点検コース	・訓練テキストに伊方発電所3号機原子炉容器上部炉心構造物吊り上げ時の制御棒クラスタ引き上がりについての事例を追記および実習手順に反映
2021年8月	原子力保安研修所訓練の蒸気発生器保修訓練コース	・訓練用テキストの「トラブル事例」に高浜4号蒸気発生器伝熱管の損傷事例を追記。
2021年12月	原子力保安研修所訓練の材料S C C コース	・訓練テキストに大飯発電所3号機加圧器スプレイ配管溶接部における有意な指示について、事象の内容を追記

第2.2.1.3.7表 主な点検実績

設備名	点検	定期事業者検査
原子炉本体	・原子炉容器の開放点検	・クラス1機器供用期間中検査 (非破壊検査, 漏えい検査)
原子炉冷却系統施設	・熱交換器, 容器, ポンプ電動機, 弁等の開放点検, 分解点検, 外観点検 ・蒸気発生器2次側のASCA洗浄	・クラス1機器供用期間中検査 (非破壊検査, 漏えい検査) ・蒸気発生器伝熱管体積検査 ・加圧器安全弁分解検査, 機能検査 ・1次冷却材ポンプ機能検査
計測制御系統施設	・制御棒駆動装置の機能・性能試験 ・計測装置の特性試験	・制御棒駆動系機能検査 ・安全保護系機能検査 ・安全保護系設定値確認検査
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	・燃料取扱設備の機能・性能試験 ・燃料貯蔵設備の外観点検	・燃料取扱装置機能検査 ・燃料取扱設備検査
放射線管理施設	・放射線モニタの特性試験 ・換気設備の分解点検, 機能・性能試験	・エリアモニタ機能検査 ・中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査
放射性廃棄物の廃棄施設	・ポンプ, 圧縮機, 電動機の分解点検	・気体廃棄物処理系機能検査 ・液体廃棄物処理系設備検査
原子炉格納施設	・原子炉格納容器の漏えい試験 ・原子炉格納容器隔離弁の分解点検	・原子炉格納容器全体漏えい率検査 ・原子炉格納容器隔離弁分解検査
非常用電源設備	・非常用ディーゼル発電機の分解点検 ・蓄電池の点検	・非常用予備発電装置機能検査 ・直流電源系機能検査
蒸気タービンの附属設備	・蒸気タービンの開放点検 ・ポンプ及び弁等の分解点検, 開放点検	・総合負荷性能検査 ・蒸気タービン開放検査
常用電源設備	・発電機の分解点検 ・変圧器, 遮断器等の点検	

第2.2.1.3.8表 プラントレベルの保全活動管理指標の実績

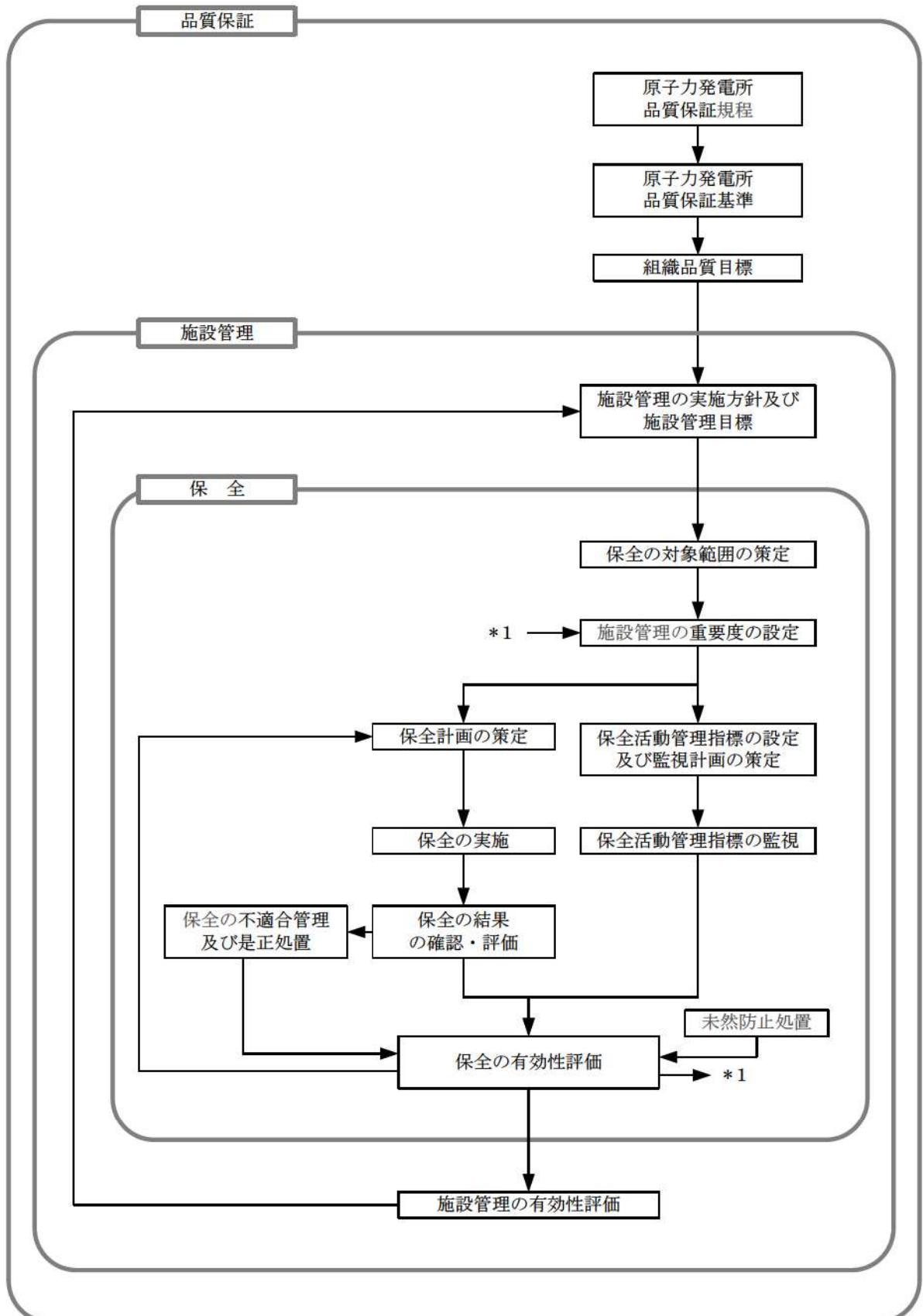
指標	目標値	評価期間	実績
計画外原子炉自動・手動トリップ回数	<1回/7000 臨界時間	第14保全サイクル	0回
計画外出力変動回数	<2回/7000 臨界時間		1回
工学的安全施設の計画外作動回数	<1回/サイクル		0回

第2.2.1.3.9表 系統レベルの保全活動管理指標の実績（目標値超過）

系統機能	目標値	評価期間	実績
1次系試料採取系統： MS-1 放射性物質の閉じ込め機能	M P F F <1回/1サイクル	第15保全サイクル	M P F F 1回
外部電源系統： PS-3 電源供給機能【LC0】	U A時間 <720時間/系統/2サイクル	第14, 15保全サイクル	U A時間 5522時間 38分

第2.2.1.3.10表 目標値を超過した事象に係る評価及び処置の実績

系統機能	評価及び処置の内容
1次系試料採取系統： MS-1 放射性物質の閉じ込め機能	<ul style="list-style-type: none"> ○故障の原因 蓄圧タンク3Aサンプリング隔離弁の分解点検時に弁体側面または弁座側面に目視では確認できない微小な異物が付着し、隙間が生じたことによりシートリークが発生。 ○再発防止対策 分解点検時に用いる作業要領書に組立時の拭き取り作業の手順を追加。 ○水平展開 類似型式弁について、分解点検の作業要領書に組立時の拭き取り作業の手順を追加。
外部電源系統： PS-3 電源供給機能【LC0】	<ul style="list-style-type: none"> ○原因 <ul style="list-style-type: none"> ①外部電源系統に係る電気設備点検及びHEAF対策工事等を実施するため主変圧器等を隔離したことにより、すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない系統状態となった。 ②送電線を母線に接続する断路器のユニットにおいて、ユニット内で発生した金属くずにより短絡が発生した結果、母線保護リレーが動作し、送電線からの受電が停止した。 ○再発防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ①計画的な保全に必要な隔離であり対策不要。 ②当該断路器について部品取替を実施。 ○水平展開 <ul style="list-style-type: none"> ①計画的な保全に必要な隔離であり水平展開不要。 ②構造及び使用状態が同じ断路器について内部開放点検を実施し、異常が確認されたものは部品取替を実施。



第2.2.1.3.1図 伊方発電所の施設管理の実施フロー

2.2.1.4 燃料管理

2.2.1.4.1 燃料管理の目的

燃料管理の目的は、新燃料として発電所に受け入れてから使用済燃料として搬出するまでの間において、燃料集合体の取扱い、臨界管理、炉心管理及び崩壊熱の除去など一連の措置を適切に行うことにより、燃料の健全性を確保するとともに、燃料設計の改良、運転経験の反映等を行うことにより、燃料の信頼性の向上を図ることである。

2.2.1.4.2 燃料管理の変遷

伊方発電所における燃料管理体制については、令和元年7月に本店の伊方発電所の保安に関連する業務を一体的かつ機動的に実施するため、本店は原子燃料部を原子力部に統合し、伊方発電所は原子燃料課を安全技術課に統合する組織変更を行った。

伊方発電所における燃料管理体制については、第2.2.1.4.1図「燃料管理に係る組織・体制（伊方発電所）」に示すとおり、安全技術課において燃料管理、炉心管理、計量管理に関する事項を、放射線・化学管理課において1次冷却材の水質管理に関する事項を実施している。

また、本店における燃料管理体制については、第2.2.1.4.2図「燃料管理に係る組織・体制（本店）」に示すとおり、計画・バックエンド契約グループにおいては、使用済燃料の発電所外輸送役務の供給者選定等に関する事項を、燃料調達グループにおいては、燃料の供給者選定等に関する事項を実施している。燃料技術グループにおいては、燃料の設計・調達管理及び取替炉心設計等に関する事

項を、輸送・貯蔵グループにおいては、燃料の輸送に関する技術事項及び使用済燃料の貯蔵対策等に関する事項をそれぞれ実施しており、燃料管理に係る各組織の役割は明確にされ、保安活動を確実に実施できる体制となっている。

燃料関係内規については、新燃料の運搬において輸送船との干渉を避けるため輸送物の9mを超える吊り上げを可能とする運用見直し（令和2年6月）等の改正を実施している。

燃料管理に係る教育・訓練についてはこれまでに、原子力保安研修所に燃料取扱に関する専門コースを設置し、燃料集合体外観検査訓練及び炉物理検査訓練を原子燃料技術技能認定の認定条件に取り込む等、教育内容を充実させるとともに人材の計画的な育成を図っている。

2.2.1.4.3 燃料管理に係る調査

本節では、燃料管理に関する保安活動に係る仕組みの改善状況、設備の改善状況及び保安活動の適切性・有効性を示す実績指標のトレンドについて調査を行い評価した結果を示す。

(1) 保安活動に係る仕組みの改善状況

a. 組織・体制

(a) 調査方法

新燃料の搬入から使用済燃料の搬出に至るまでの各段階における燃料の管理方法、組織・体制が適切であることを調査する。

- イ. 新燃料の受入れ・貯蔵
- ロ. 燃料の検査及び装荷
- ハ. 炉心管理

- ニ. 燃料の取出し
 - ホ. 使用済燃料の貯蔵・運搬
 - ヘ. 計量管理

また、運転経験等を踏まえて、燃料の管理方法と組織・体制の改善が適切に行われていることを調査する。

(b) 調査結果

燃料管理に係る組織・体制は、第2.2.1.4.1図「燃料管理に係る組織・体制（伊方発電所）」及び第2.2.1.4.2図「燃料管理に係る組織・体制（本店）」に示す構成となっている。

イ. 新燃料の受入れ・貯蔵

発電所で使用する新燃料（国内加工燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）の調達については、原子力部において燃料加工メーカと成型加工契約を締結する際、調達文書として仕様書を作成し、数量・納期・品質管理・検査等の要求事項を明確にしている。また、原子力部及び安全技術課において、新燃料が仕様書の要求事項に適合していることを燃料加工メーカにおける加工工程毎の検査（成績書確認、立会検査），発電所における受入時の検査により確認している。さらに、原子力部において、燃料加工メーカに対して適宜監査を実施し、品質保証活動の実施状況を確認している。

新燃料の燃料加工メーカから発電所への運搬については、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「事業所外運搬規則」という。）に基づく技術基準に適合した輸送容器を使用し、「危険物船舶運送及び貯蔵規

則」等に基づき適切な輸送管理を実施している。さらに、新燃料の運搬にあたっては、愛媛県及び伊方町と締結している安全協定に基づき、事前に連絡を行った上で実施している。なお、運搬時には、燃料加工メーカより運搬状況の連絡を適宜受けている。

新燃料の貯蔵については、新燃料を新燃料貯蔵庫や使用済燃料ピットに収納することにより破損させない措置や臨界に達しない措置を講じるとともに、確認・検査を適宜行い、新燃料の安全性・信頼性を確保している。

新燃料の取扱いについては、燃料取扱棟クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置等の燃料取扱設備を使用して適切に取扱うとともに、異物管理区域の設定、物品持込制限、作業時の品質管理専任者の配置により燃料損傷の要因となる異物混入の防止を図っている。

四. 燃料の検査及び装荷

新燃料の検査については、新燃料受入れ時及び原子炉への装荷前の段階において外観検査を行い、新燃料の健全性を確認している。

照射済燃料の検査については、燃料取替時に外観検査を行い、照射済燃料の健全性を確認している。

なお、運転中及び停止時における1次冷却材中よう素濃度の挙動が所定の基準を満足しなかった場合は、燃料集合体シッピング検査（燃料集合体からの放射性物質の漏えいの有無を確認する検査）を実施するとともに、漏えいと判断した燃料につい

ては外観検査を行い、損傷、変形等の有無を確認している。

燃料の装荷については、使用済燃料ピットクレーン、燃料取替クレーン等の燃料取扱設備を使用して適切に取扱うとともに、あらかじめ作成した適切な手順に従って作業を実施することによって誤装荷の発生を未然に防止しているほか、異物管理区域の設定、物品持込制限、作業時の品質管理専任者の配置により燃料損傷の要因となる異物混入の防止を図っている。

燃料と内挿物（制御棒、バーナブルポイズン、中性子源及びプラギングデバイス）の運用管理については、第2.2.1.4.1表「燃料・内挿物に係る運用管理フロー」に示すように、燃料と内挿物の取替計画策定、炉心からの取出し、照射済燃料検査、照射済内挿物検査、取替炉心の安全性確認、炉心への装荷、炉心管理等の各段階を通して適切な管理を行うとともに、燃料の信頼性向上対策を実施している。

燃料の取替計画策定に際しては、炉心の安全性を確保した上で、使用済燃料発生量を低減する観点から、新燃料の装荷体数ができるだけ少なくなるよう燃料装荷パターンの検討を行っている。

また、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料を平成21年度（第12回）定期検査から使用しており、濃縮度4.1wt%の高燃焼度ステップ2燃料を令和3年度（第15回）定期検査から使用している。

八. 炉心管理

(イ) 熱的制限値及び核的制限値の設定

1) 最小限界熱流束比（最小D N B R）

燃料棒の健全性を維持するための熱的制限条件の1つは、核沸騰状態からの離脱に対する制限である。

限界熱流束は、沸騰熱伝達の過程において、核沸騰から遷移沸騰への移行（D N B）により、燃料被覆管から1次冷却材への熱伝達が低下し、燃料被覆管温度が急上昇し始める熱流束によって定義される。実際の熱流束がこの限界熱流束（D N B 熱流束）より高くなると、沸騰は膜沸騰状態となり、燃料被覆管の損傷を起こす場合がある。

したがって、熱水力設計では熱流束をD N B 熱流束以下に抑えることを設計基準としている。

D N B 熱流束は、試験結果から経験的に求められたD N B 相関式を用いて予測している。

限界熱流束比（D N B R）は、D N B 熱流束と実際の熱流束との比で定義され、最小D N B Rは、95%の信頼度、95%の確率でD N B を起こさない値として、制限値を以下のとおり設定している。

- 1.30 以上

（炉心圧力が 9.81 MPa 未満に低下する場合※1）

- 1.42 以上（上記※1 以外の場合）

2) 最大線出力密度

通常運転時及び運転時の異常な過渡状態においても、燃料中心温度をペレットの溶融点未満に抑えることを設計基準としている。

これはペレットの溶融を防ぐことにより、ペレットの体積

増加による被覆管への過大応力を防止するためである。

また、これにより溶融燃料と、被覆管の直接接触による悪影響も防止している。

このため、燃料棒の単位長さ当たりの発生出力 (kW/m) の炉内最大値である最大線出力密度により制限を設けている。

通常運転時及び運転時の異常な過渡状態において燃料の健全性が保てるよう、定格出力運転中の最大線出力密度の制限値を $41.1 \text{ kW}/\text{m}$ 以下としている。

また、最大線出力密度に代わり熱流束熱水路係数 ($F_q(Z)$; Z は炉心の高さを示す。) の制限が設けられており、定格出力運転中の $F_q(Z)$ の制限は、 $2.32 \times K(Z)$ 以下 ($K(Z)$ は炉心の高さに依存する係数で 1.0 以下) としている。

3) 核的エンタルピ上昇熱水路係数

原子炉内の最大出力燃料棒における線出力の軸方向積分値と平均燃料棒出力の比で表される核的エンタルピ上昇熱水路係数 ($F_{N_{AH}}$) の制限は、 $1.64 (1 + 0.3 (1 - P))$ 以下 (P は原子炉熱出力の定格に対する割合) としている。

4) 原子炉停止余裕

最大価値を有する制御棒 1 本が挿入されない状態であっても、炉心を高温状態で臨界未満にできること（実効増倍率を 0.982 以下）により、原子炉停止余裕を確保している。

なお、炉心の設計解析では余裕を見込んで、全制御棒クラスターの反応度価値を 10% 減じている。

5) 減速材温度係数

原子炉出力の過渡的変化に対し、燃料の損傷を防止又は

緩和するため、炉心は固有の出力抑制特性を有することとしており、高温出力運転状態で減速材温度係数が負となるように炉心を設計している。

6) 燃料集合体最高燃焼度

燃料設計においては、個々の炉心での燃料の使用状態を十分包含するよう、燃料設計燃焼度を定めて設計解析を行っている。

したがって、個々の炉心において、サイクル末期における燃料集合体最高燃焼度が燃料設計燃焼度を超えないように炉心を設計している。

燃料集合体の燃料設計燃焼度は次のとおりである。

- ・高燃焼度ステップ2燃料 : 55,000 MWd/t
- ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 : 45,000 MWd/t

以上の熱的制限値及び核的制限値は、各燃料を使用する炉心に適用しており、現在使用している燃料はこれらの制限に適合するものとなっている。

(ロ) 熱的制限値及び核的制限値の遵守

各運転サイクルの炉心設計においては、燃料装荷パターンの検討を行い、サイクルを通して最小D N B R、最大線出力密度、核的エンタルピ上昇熱水路係数、原子炉停止余裕、減速材温度係数及び燃料集合体最高燃焼度が制限値を満足することを、解

析により確認している。

定期検査時には、原子炉停止余裕を確認するとともに、減速材温度係数が負となることを確認している。

運転開始後は、制御棒挿入限界の遵守によって原子炉停止余裕を確保している。また、毎日運転パラメータを監視するとともに、毎月1回炉内出力分布測定を行い、最小D N B R、熱流束熱水路係数（最大線出力密度）、核的エンタルピ上昇熱水路係数、燃料集合体最高燃焼度等の制限が遵守されていることを確認している。

なお、熱流束熱水路係数（最大線出力密度）については、出力運転中を通じて、炉内軸方向出力分布の偏りを一定範囲内に制御する運転方法であるC A O C（Constant Axial Offset Control）運転を実施することにより制限を遵守している。

さらに、原子炉内の水平方向出力分布についても偏りが一定範囲内であることを運転パラメータの監視により確認している。

また、炉心設計の妥当性を確認するため、定期検査時及び運転開始後においては1ヶ月に1回、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が±100 ppm以内であることを確認している。

(八) 1次冷却材の水質管理

1次冷却材の水質管理は燃料被覆管及び原子炉周りの構造材（原子炉容器、1次冷却材系、化学体積制御系等）の健全性確保及び腐食生成物の発生量抑制による線量当量率の低減のため、電気伝導率、pH、塩素イオン濃度等を管理している。

各系統の水質が基準値内に維持されていることを、1次冷却材のサンプリング分析結果により確認している。

ニ. 燃料の取出し

燃料の取出しについては、燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン等の燃料取扱設備を使用して適切に取扱うとともに、異物管理区域の設定、物品持込制限、作業時の品質管理専任者の配置により燃料損傷の要因となる異物混入の防止を図っている。

ホ. 使用済燃料の貯蔵・運搬

使用済燃料の貯蔵については、燃料取出及び貯蔵の各段階において破損、汚染、臨界の防止のための措置を実施している。

使用済燃料の取扱いについては、燃料取扱設備である使用済燃料ピットクレーンを使用して適切に取扱うとともに、異物管理区域の設定、物品持込制限、作業時の品質管理専任者の配置により燃料損傷の要因となる異物混入の防止を図っている。

使用済燃料の運搬については、プラントにおける貯蔵状況を考慮して再処理工場へ搬出しており、運搬時には輸送の安全性に関する確認、検査を実施している。なお、使用済燃料の再処理工場への搬出に関しては、「事業所外運搬規則」に基づく技術基準に適合した輸送容器を使用し、「危険物船舶運送及び貯蔵規則」等に基づき適切な輸送管理を実施している。さらに、使用済燃料の運搬にあたっては、愛媛県及び伊方町と締結している安全協定に基づき、事前に連絡を行った上で実施するとともに、運搬時には、輸送業者より運搬状況の連絡を適宜受けている。

また、使用済燃料貯蔵対策として、伊方発電所3号機の使用済燃料貯蔵設備を伊方発電所1、2号機との共用設備としており、伊方発電所1、2号機からは適宜、伊方発電所3号機へ使用済燃料の構内移送を行っている。また、令和3年11月から、使用済燃料を再処理工場へ搬出するまでの間、一時的に貯蔵する施設として、伊方発電所の敷地内に使用済燃料乾式貯蔵施設を設置する工事を開始した。

八．計量管理

燃料の計量管理については、新燃料の受入れ・貯蔵、装荷、燃料の取出し、使用済燃料の運搬（発電所内外）等の各段階において燃料集合体の員数、核物質重量値等の実在庫管理を実施し、その記録について原子力規制委員会への報告等を行っている。

また、原子力規制委員会及び国際原子力機関（IAEA）により実施される査察活動に適切に対応している。平成21年5月から令和3年12月まで実施したウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の受入れ・貯蔵、検査、装荷においても、実施される査察活動に適切に対応した。

九．燃料の管理方法と組織・体制の改善

伊方発電所における燃料管理体制について、令和元年7月に本店の伊方発電所の保安に関連する業務を一体的かつ機動的に実施するため、原子燃料部を原子力部に統合し、伊方発電所は一基運転体制に伴い安全技術課と原子燃料課の両課が実施する

業務を柔軟に実施できるよう原子燃料課を安全技術課に統合した。これらの変更により、燃料管理業務体制の役割と指揮命令系統の明確化及びチェック機能の充実を図っている。

また、燃料の健全性を確保するため、燃料設計変更や運転経験の反映等を適切に行っている。ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料については、再処理で回収したプルトニウムを原子燃料としてリサイクル利用し、ウラン資源の有効利用を図ることができることから、平成21年度（第12回）定期検査より使用しており、ウラン資源節約の観点から採用した濃縮度4.1wt%の高燃焼度ステップ2燃料についても、令和3年度に終了した（第15回）定期検査から使用している。

チ. 不適合事象を踏まえた改善

(イ) 燃料集合体点検時の落下信号発信

令和2年1月に伊方発電所3号機の使用済燃料ピットで発生した燃料集合体の点検用ラックへの乗り上げによる燃料集合体の落下を示す信号（F信号）の発信に関しては、再発防止対策として以下を実施した。その結果、同様なトラブルは発生していない。

1) 点検装置ラック開口寸法の拡大

点検装置ラック開口寸法を拡大し、使用済燃料ラックと同等の開口寸法とした。

2) 点検作業中の視認性の向上

点検作業中の視認性を向上させるため、点検装置ラックへの挿入状況を確認するための水中テレビカメラと点検装置ラ

ックを照らす水中照明を設置した。

3) 作業のチェック体制の見直し

点検装置ラックへの挿入状況については、操作員に加えて作業責任者がダブルチェックを行うこととし、作業要領書に記載した。

4) 作業手順の見直しと作業者への確実な周知

作業要領書に、荷重急変減少警報が発信した場合の作業中断と作業再開の際の手順を追記し、作業員全体への周知を確実に行うこととした。

5) 今後の燃料作業への対策

難度が高い他の燃料集合体取り扱い作業について作業手順が適切であることや記載漏れがないこと等を確認し、今後は作業員への聞き取り等による適切な作業手順・作業環境が作業要領書に適切に反映されるよう、社内文書の改正を行い関係者に周知することとした。

(c) 調査結果及び今後の取組

1. 各段階における燃料の管理方法・組織・体制

新燃料の搬入から使用済燃料の搬出に至るまでの燃料の管理办法・組織・体制について調査した結果、各段階において燃料管理体制を確立するとともに、燃料の安全性・信頼性の確保を図る新燃料・使用済燃料の管理及び燃料・内挿物の適切な運用管理等が実施されていることを確認した。

また、各段階における計画書及び報告書等の記録が燃料関係内規に基づき作成・保存されていることを確認した。

ロ. 燃料の管理方法と組織・体制の改善

国内外のトラブルや運転経験等の反映状況及び燃料管理体制の改善状況を調査した結果、燃料設計の改良、トラブル再発防止対策の反映、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の導入や部課制導入等による適切な燃料運用管理が実施されており、適宜改善されていることを確認した。

今後とも、燃料管理体制及び燃料管理活動について、国内外トラブル・運転経験等を適切に反映していくとともに、組織・体制の改善を適宜実施し、燃料の健全性・信頼性を確保するため努力を継続することとする。

b. 社内マニュアル

(a) 調査方法

燃料関係内規の整備・改善状況について、燃料関係内規の変遷等により調査する。

(b) 調査結果

令和2年6月に、新燃料の運搬において輸送船との干渉を避けるため輸送物の9mを超える吊り上げを可能とする運用としたため、燃料関係内規を整備した。

イ. 評価結果及び今後の取組

燃料関係内規の整備・改善状況について運転経験等を踏まえて調査した結果、品質保証活動の充実、燃料集合体支持格子の

一部損傷事象、燃料漏えい事象、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料導入及び燃料集合体付着物事象等に対応して適切に燃料関係内規が整備されており、適宜改善されていることを確認した。

c. 教育・訓練

(a) 調査方法

燃料・炉心について、以下の項目を調査する。

イ. 燃料管理に係る教育・訓練の実施内容

社員及び協力会社従業員に対して行う、燃料管理に係る保安教育他の教育・訓練実施内容を、教育・訓練に係る計画及びその実績等により調査する。

ロ. 燃料管理に係る教育・訓練の改善状況

社員及び協力会社従業員に対して行う、燃料管理に係る保安教育他の教育・訓練の改善状況を、教育・訓練に係る計画の変遷等により調査する。

ハ. 燃料管理に係る教育・訓練の協力会社への支援

保安教育他の教育・訓練の協力会社への支援を、当社の原子力保安研修所への受入れ状況等により調査する。

(b) 調査結果

イ. 燃料管理に係る教育・訓練の実施内容

燃料管理に関する教育・訓練計画を策定し、計画に基づき教

育・訓練を実施して、その結果、計画どおりに実施されていることを確認している。

燃料管理に係る保安教育については、燃料取替に関する業務に従事する社員及び協力会社従業員に対して実施する必要があり、燃料関係内規を整備して協力会社の保安教育実績を確実に管理している。

また、協力会社のうち関係会社（四電エンジニアリング）については、当社から業務をアウトソースするにあたって、業務実施要員の力量及び教育・訓練を要求しており、関係会社は、この要求を受け当社と同様な内容の教育・訓練を実施している。

燃料管理に関する専門教育では、原子力保安研修所における燃料取扱に関する教育及びメーカにおける炉物理検査に関する教育等を実施している。

また、新技術、輸送関連法令及び資格取得のための知識習得を目的とした社外セミナー、講習会等へも積極的に派遣している。

各教育・訓練の内容を、第2.2.1.4.2表「燃料管理に係る教育・訓練内容」に示す。

四. 燃料管理に係る教育・訓練の改善状況

教育・訓練の改善については、教育・訓練の実績を踏まえ、改善の余地があると判断したものについて、教育・訓練の方法・内容、期間等の見直しを行うとともに、他プラントの運転経験の事例やウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の仕様等を適切に反映している。

(イ) 令和2年に、原子炉等規制法の一部改正により、使用済燃料の運搬前の検査及び返還廃棄物の検査を事業者検査として実施すること等を追加した。また、訓練経験回数に係る要求を適正化した。

ハ. 燃料管理に係る教育・訓練の協力会社への支援

当社から業務をアウトソースするにあたり業務実施要員の力量及び教育・訓練を要求している関係会社従業員に対しては、原子力保安研修所の技術教育コースへの受入れを行い、燃料関連設備に関する知識の習得及び取扱技能の維持・向上に努めている。また、燃料管理に係る運転上の制限値等を習得するために、関係会社従業員に対して燃料・炉心に関する基礎教育コースを設置しており、教育内容の充実を図っている。

(c) 評価結果及び今後の取組

原子燃料技術技能認定制度や燃料管理基礎知識の習得を目的とした教育コースの設置等により、燃料管理に係る教育・訓練の充実が図られていることを確認した。また、国内外トラブル・運転経験等を適宜教育・訓練内容に反映しており、適切な時期に改善が行われていることを確認した。

協力会社従業員の保安教育については、当社にて協力会社の保安教育実績を確実に管理するよう燃料関係内規を整備しており、確実に実施されていることを確認した。また、協力会社のうち関係会社従業員については、原子力保安研修所等への受入れにより

原子燃料取扱等に関する教育を実施していることを確認した。

これらのことから、社員及び協力会社従業員に対して、燃料管理に関する必要な知識・技術の習得と維持・向上が図られていると判断できる。

また、教育・訓練の結果、伊方発電所3号機では、ヒューマンエラーによる燃料の健全性に影響を及ぼすような事象は発生していないことから、教育・訓練方法は問題ないと判断できる。

今後とも、国内外トラブル・運転経験等を教育・訓練内容に適切に反映していくとともに、教育・訓練内容の充実、燃料管理に必要な知識・技術の習得及び技術の継承を図り、燃料の健全性・信頼性を確保するため努力を継続することとする。

(2) 設備の改善状況

(a) 調査方法

燃料・炉心について、これまで取り組んできた燃料設計変更や燃料設計変更以外の設備改善について、その変更内容ごとに調査する。

- イ. 燃料設計変更
- ロ. 燃料設計変更以外の設備改善

(b) 調査結果

イ. 燃料設計変更

燃料は三菱原子燃料製のA型燃料（第2.2.1.4.3図「A型燃料集合体構造図[ウラン燃料]」、第2.2.1.4.4図「A型燃料集合体構造図[ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料]」）と信頼

性向上燃料（ZDP1（Zero Defect Performance 1））（第2.2.1.4.7図「A型燃料の信頼性向上対策の概要」），及び原子燃料工業製のB型燃料（第2.2.1.4.5図「B型燃料集合体構造図[ウラン燃料]」）を使用している。

燃料使用経緯や主な設計変更等を第2.2.1.4.6図「燃料使用・開発等経緯」に示す。

なお、平成30年度以降の具体的な燃料設計変更内容は、以下のとおりである。（第2.2.1.4.7図参照）

(イ) ペレットL/Dの変更

[対象] A型燃料（ステップ2燃料）

[採用時期] 平成30年度

[内容]

ペレットの品質向上を図るために、ペレット寸法の変更を行った。

(ロ) ビルトイン下部ノズルの採用

[対象] A型燃料（ステップ2燃料）

[採用時期] 平成30年度

[内容]

炉心入口圧損の適正化、流路細分化による整流効果及び異物対策強化を図るため、下部ノズルをビルトイン下部ノズルに変更した。

(ハ) 等方性上部ノズルの採用

[対象] A型燃料（ステップ2燃料）

[採用時期] 平成30年度

[内容]

炉心出口圧損を低減させ、下部ノズルの圧損増加に伴う
炉心全体の圧損増加の抑制を図るため、上部ノズルを等方
性上部ノズルに変更した。

(ニ) グリッド位置の最適化及び長尺下端部端栓

[対象] A型燃料（ステップ2燃料）

[採用時期] 平成30年度

[内容]

最下部グリッド位置を下げ、燃料棒下端部の突き出し長
さを短縮することにより、燃料棒下端に働く流体力の低減
を図る。また、燃料棒下端部端栓を長尺化し、最下部グリ
ッドで下部端栓を保持することにより、ばね力緩和の低減
を図るとともに、万一封れッティング摩耗が発生したとし
ても被覆管が貫通しないものとした。

(ホ) 濃縮度4.1wt%の高燃焼度ステップ2燃料の採用

[対象] A型及びB型燃料（ステップ2燃料）

[採用時期] 令和3年度

[内容]

ウラン資源節約の観点から、ウラン235濃縮度を
4.8wt%から4.1wt%に変更した高燃焼度ステップ2燃料

(ガドリニア入り燃料はなし) を追加採用した。

□. 燃料設計変更以外の設備改善

指摘事項及び不適合事象で改善要求のある事項のうち、設備に係るものとして、点検装置ラックへの燃料集合体の乗り上げを防止するため、点検装置ラックの開口寸法を拡大し、使用済燃料ラックと同等の開口寸法とした。

(c) 評価結果及び今後の取組

燃料の信頼性を向上させるための燃料設計変更及び燃料設計以外の設備改善については、適切に実施されていることを確認した。

他プラントの運転経験の反映状況や燃料設計の改良状況を調査した結果、これまでに取り組んできた運転経験の反映及び燃料設計の改良が適切に実施されていることを確認した。また、国内外プラントの運転経験を適宜反映する等、燃料信頼性向上対策が適切な時期に計画・実施されていることを確認した。

伊方発電所3号機では第12サイクルにおける燃料漏えい発生を除き燃料の健全性に影響を及ぼすような事象は発生していないことから、これまで実施してきた燃料の信頼性向上対策の成果が十分得られていると判断できる。

今後とも、伊方発電所3号機の安全・安定運転の継続のため、他プラントの運転経験等を適切に反映し、燃料の信頼性維持・向上を図っていくこととする。

(3) 実績指標のトレンド

(a) 調査方法

燃料の健全性及び信頼性の向上のため、燃料管理を適切に実施した結果として、1次冷却材中のような素濃度の推移が適切に管理されていることを調査する。

(b) 調査結果

イ. 1次冷却材中よう素131濃度

1次冷却材中のような素の発生源は、燃料被覆管に天然の不純物として含まれているウランの核分裂によるもの及び燃料被覆管の健全性が損なわれた結果、燃料棒内の核分裂生成物が漏えいしてくるものである。

今回の評価対象期間を含むこれまでの1次冷却材中のような素131濃度を第2.2.1.4.8図「サイクル毎の1次冷却材中よう素濃度（最大値）の推移」に示す。保安規定に定めている運転上の制限値である $3.2 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3$ に対して十分低い値で安定して推移しているが、第12サイクルでは停止時のような素濃度に有意な変化があったため、燃料集合体のシッピング検査を実施して漏えい燃料を特定し、健全な燃料集合体への取替えを行った。

このように、燃料集合体からの漏えいに伴うよう素131濃度の上昇があったが、よう素濃度の適切な監視と漏えい燃料の確実な取替えにより適切な燃料管理がなされていることを確認した。燃料漏えい発生時以外の期間においては、よう素131濃度の推移は安定しており、燃料の健全性が維持されているものと評価できる。

(c) 評価結果及び今後の取組

燃料管理に係る実績指標について、停止時における1次冷却材中よう素131濃度の上昇が認められた第12サイクルでは、燃料集合体シッピング検査等の適切な措置が行われていることを確認した。その他のサイクルにおいては燃料の健全性が維持されていることを確認した。

このように実績指標が安定もしくは良好な状態で維持されていることは、目的を達成するために継続的に実施されている活動及び改善した活動が有効に機能してきたものと評価できる。このことから、燃料管理における保安活動の適切性及び有効性が評価できる。

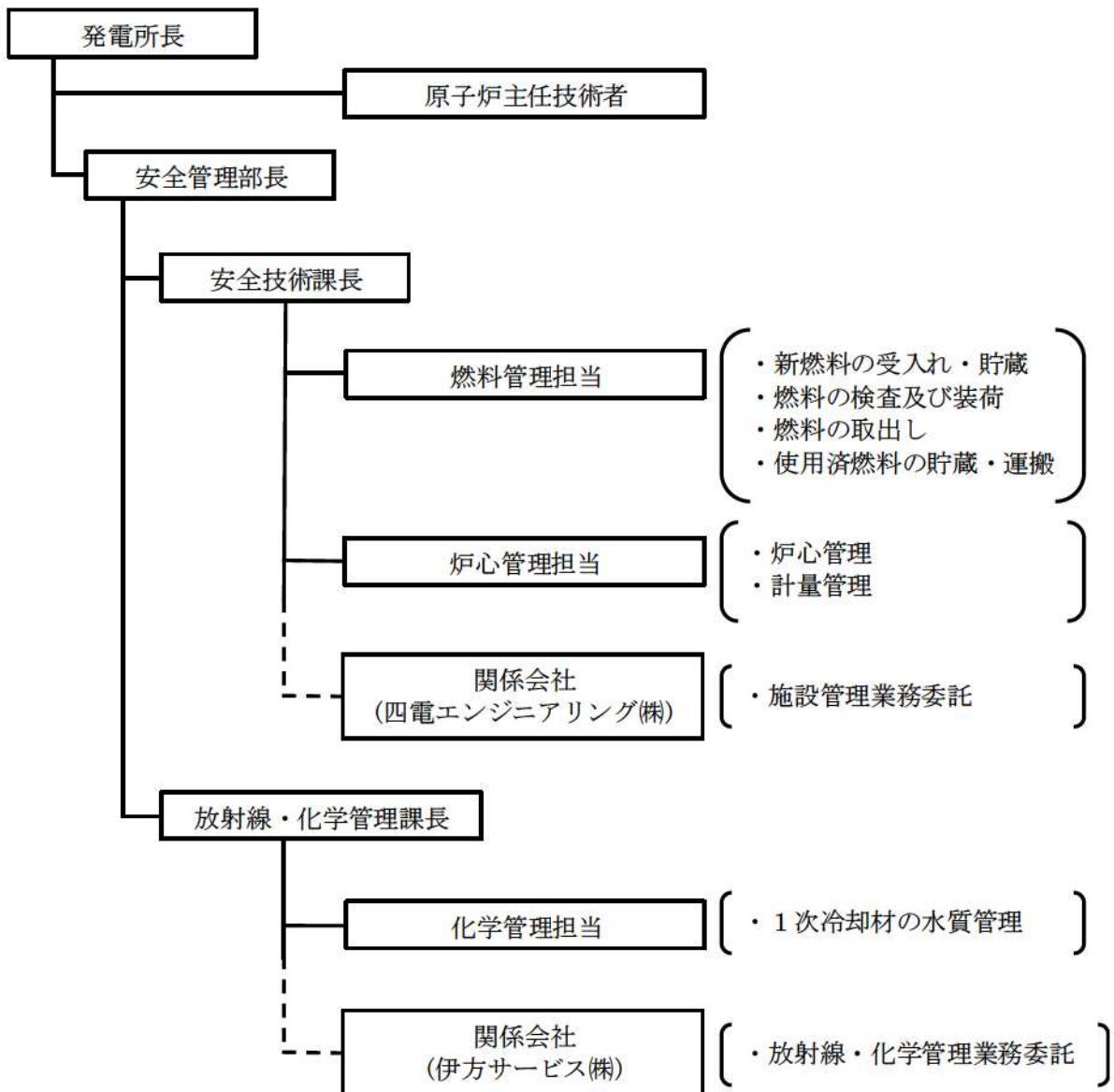
今後とも、伊方発電所3号機の安全・安定運転の継続のため、1次冷却材中のような素濃度の推移を適切に管理することとする。

2.2.1.4.4 燃料管理の実施状況評価

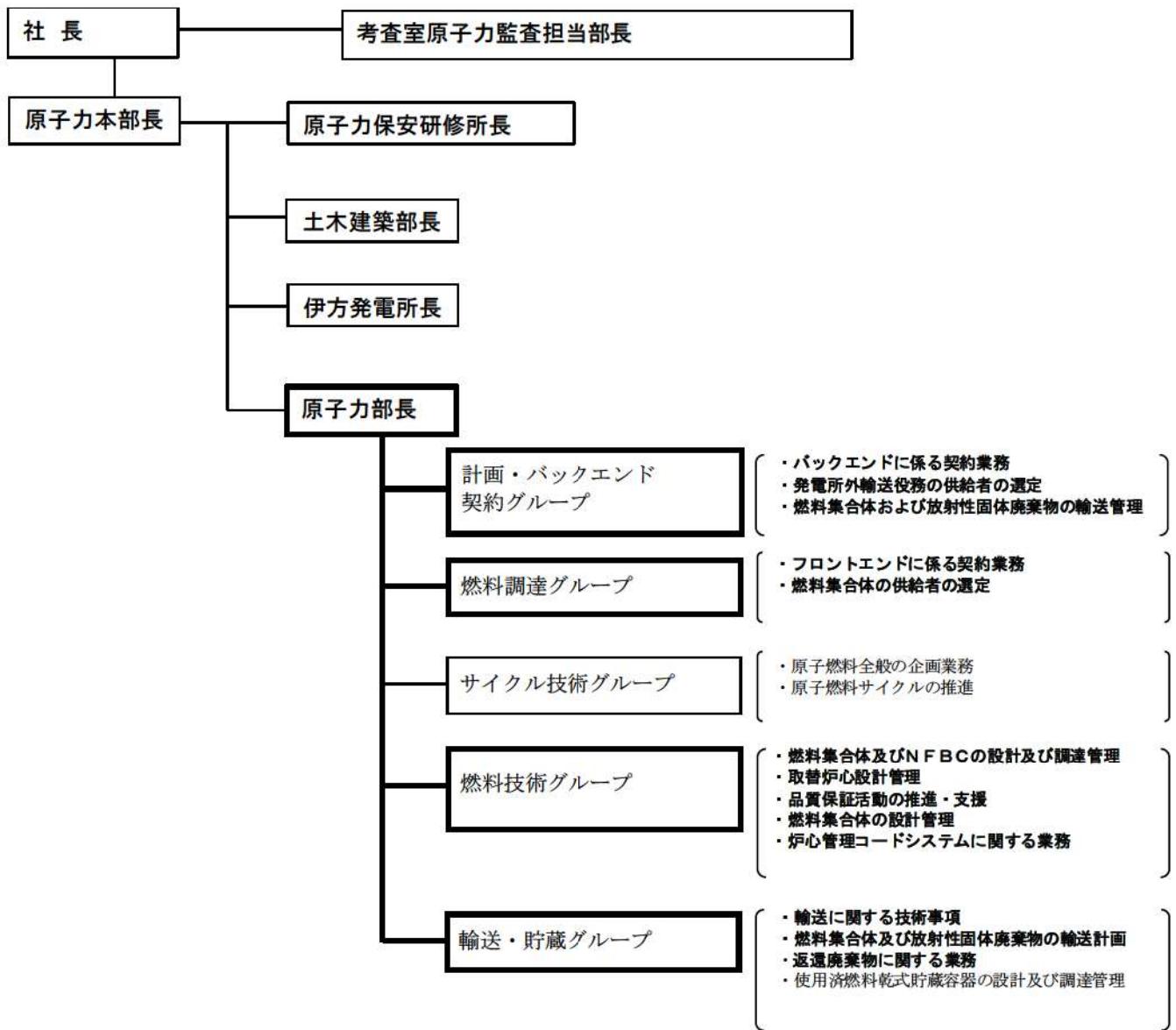
燃料管理の目標を達成するための、保安活動に係る仕組み及び設備の改善状況について評価した結果、各活動において適切に改善活動が行われていることを確認した。

また、燃料管理活動の結果を示す燃料管理に係る実績指標である1次冷却材中のような素濃度の推移が適切に管理されていることを確認した。

したがって、現状の燃料管理活動は有効であり、追加措置の必要性はなく、今後とも燃料管理活動を行う仕組みが機能していくものと判断した。



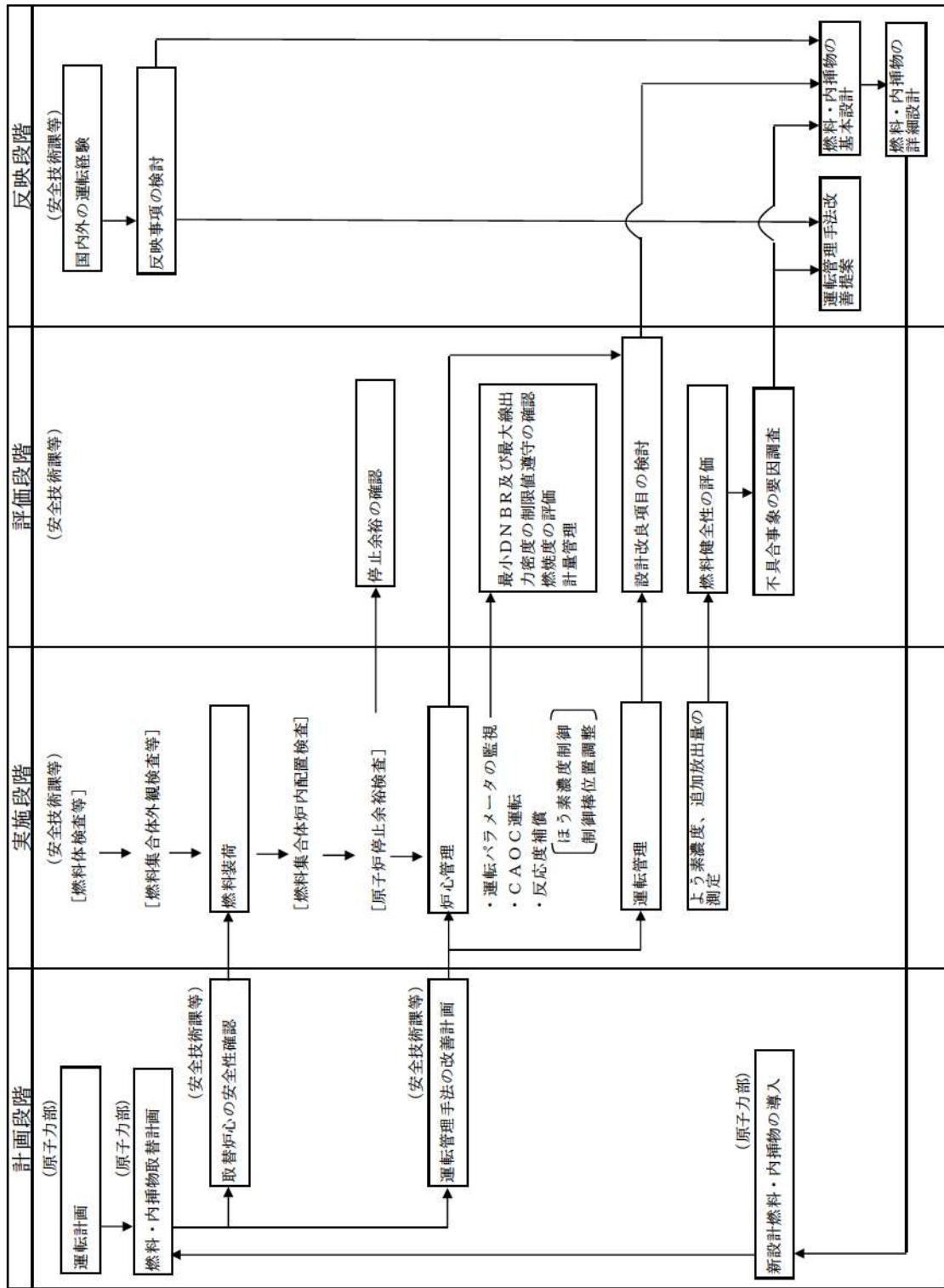
第2.2.1.4.1図 燃料管理に係る組織・体制
(伊方発電所：令和4年1月末現在)



第2.2.1.4.2図 燃料管理に係る組織・体制

(本店：令和4年1月末現在)

第2.2.1.4.1 表 燃料・内挿物に係る運用管理フロー



第2.2.1.4.2表 燃料管理に係る教育・訓練内容

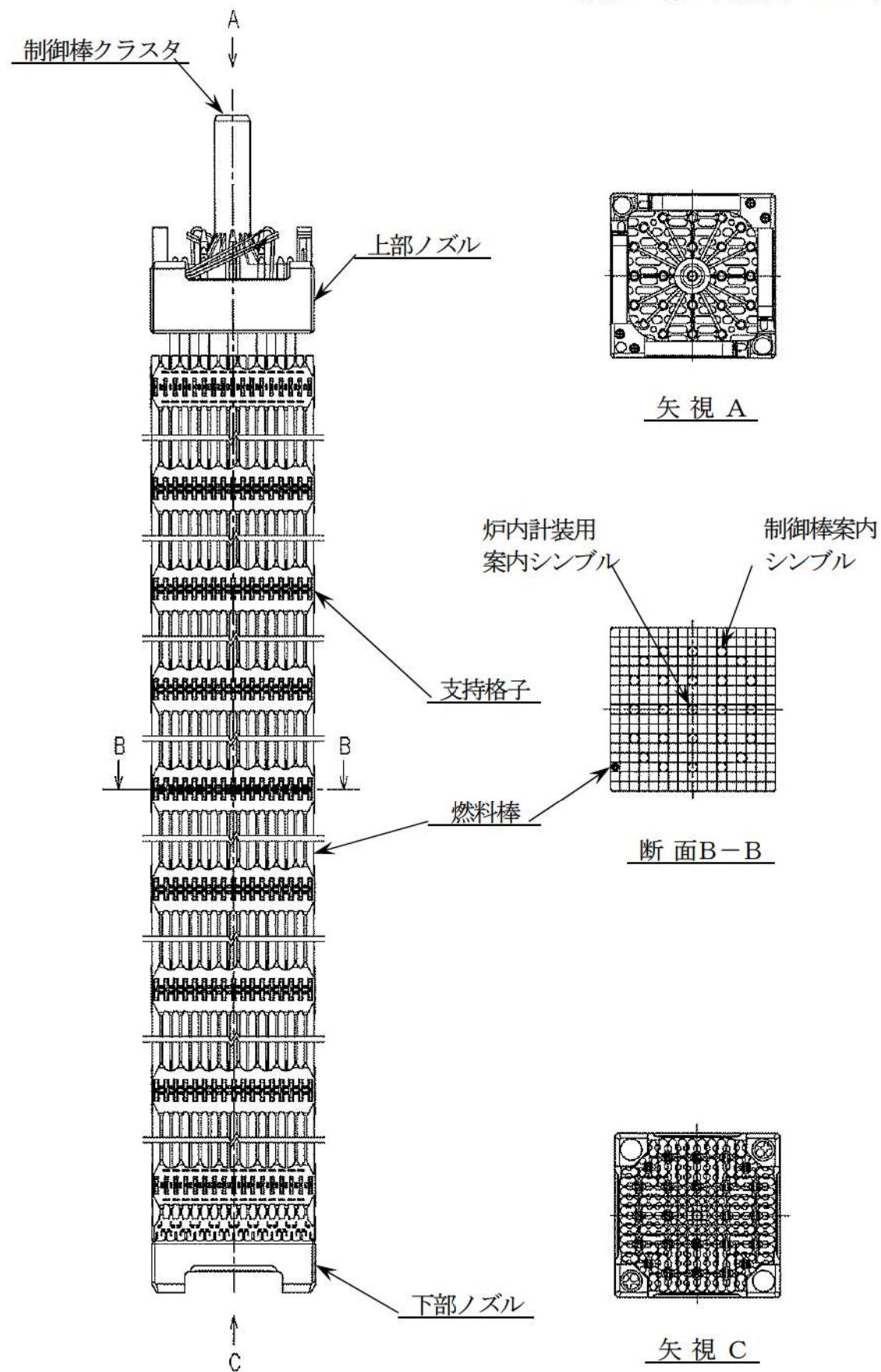
段階	共通項目	業務関連項目	
		燃料管理	炉心管理
基礎		<input type="radio"/> 作業安全訓練 <input type="radio"/> 品質保証 <input type="radio"/> 燃料・炉心基礎 <input type="radio"/> 燃料・N F B C 検査 <input type="radio"/> 非破壊検査 <input type="radio"/> 機械基礎	<input type="radio"/> 作業安全訓練 <input type="radio"/> 品質保証 <input type="radio"/> 燃料・炉心基礎
習熟・総括指導	新入社員教育及び保安教育	<input type="radio"/> 定検工程担当者訓練 <input type="radio"/> 法規 <input type="radio"/> ヒューマンファクター <input type="radio"/> ヒューマンエラー分析 <input type="radio"/> 燃料取扱 <input type="radio"/> 燃料取扱専門家養成 <input type="radio"/> 燃料取扱装置電気設備保修点検 ☆プラント技術者育成講座（原子燃料） ☆ISO9000審査員研修コース ☆軽水炉燃料セミナー ☆放射性物質安全輸送講習会	<input type="radio"/> 定検工程担当者訓練 <input type="radio"/> 法規 <input type="radio"/> ヒューマンファクター <input type="radio"/> ヒューマンエラー分析 <input type="radio"/> 炉外核計装保修点検 <input type="radio"/> 炉内核計装保修点検 <input type="radio"/> 制御棒制御装置保修点検 <input type="radio"/> 保修員シミュレータ訓練 ☆炉物理シミュレータ訓練 ☆プラント技術者育成講座（原子燃料） ☆ISO9000審査員研修コース ☆炉物理セミナー

（注1） 教育内容については、業務経験等を勘案し柔軟に対応する。

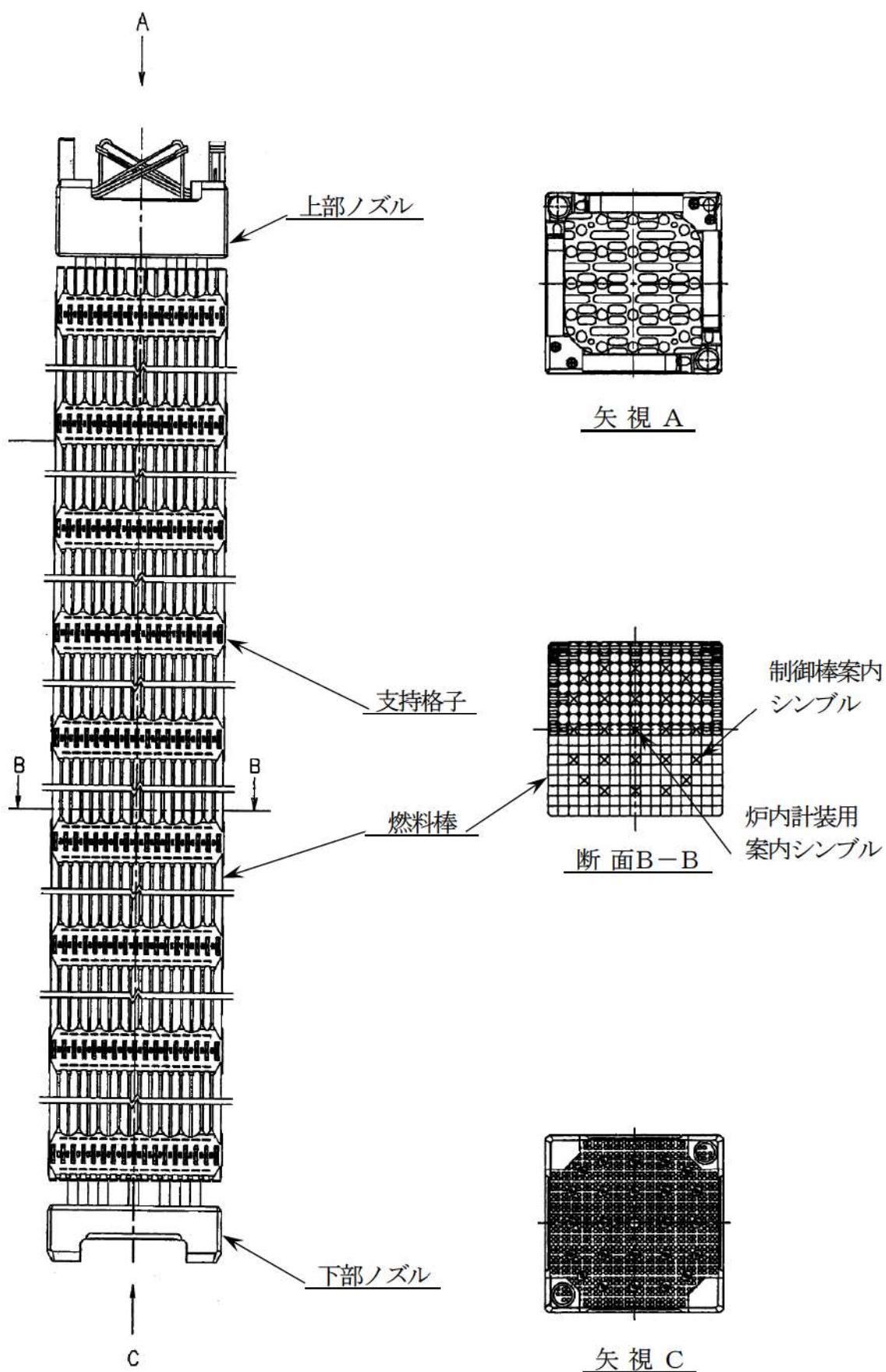
[記号]

○：原子力保安研修所での教育内容

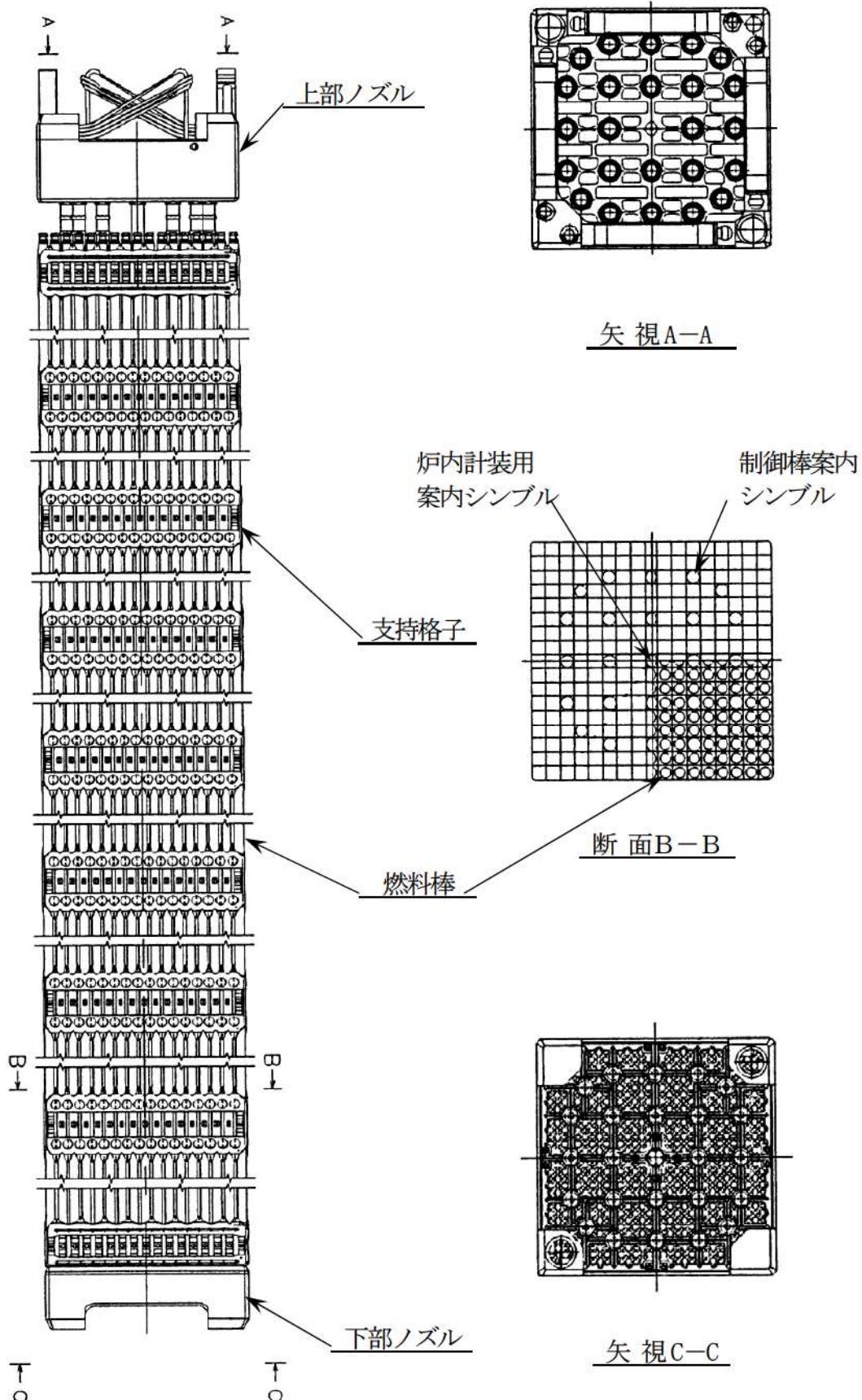
☆：社外での教育内容



第2.2.1.4.3図 A型燃料集合体構造図[ウラン燃料]



第2.2.1.4.4図 A型燃料集合体構造図[ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料]

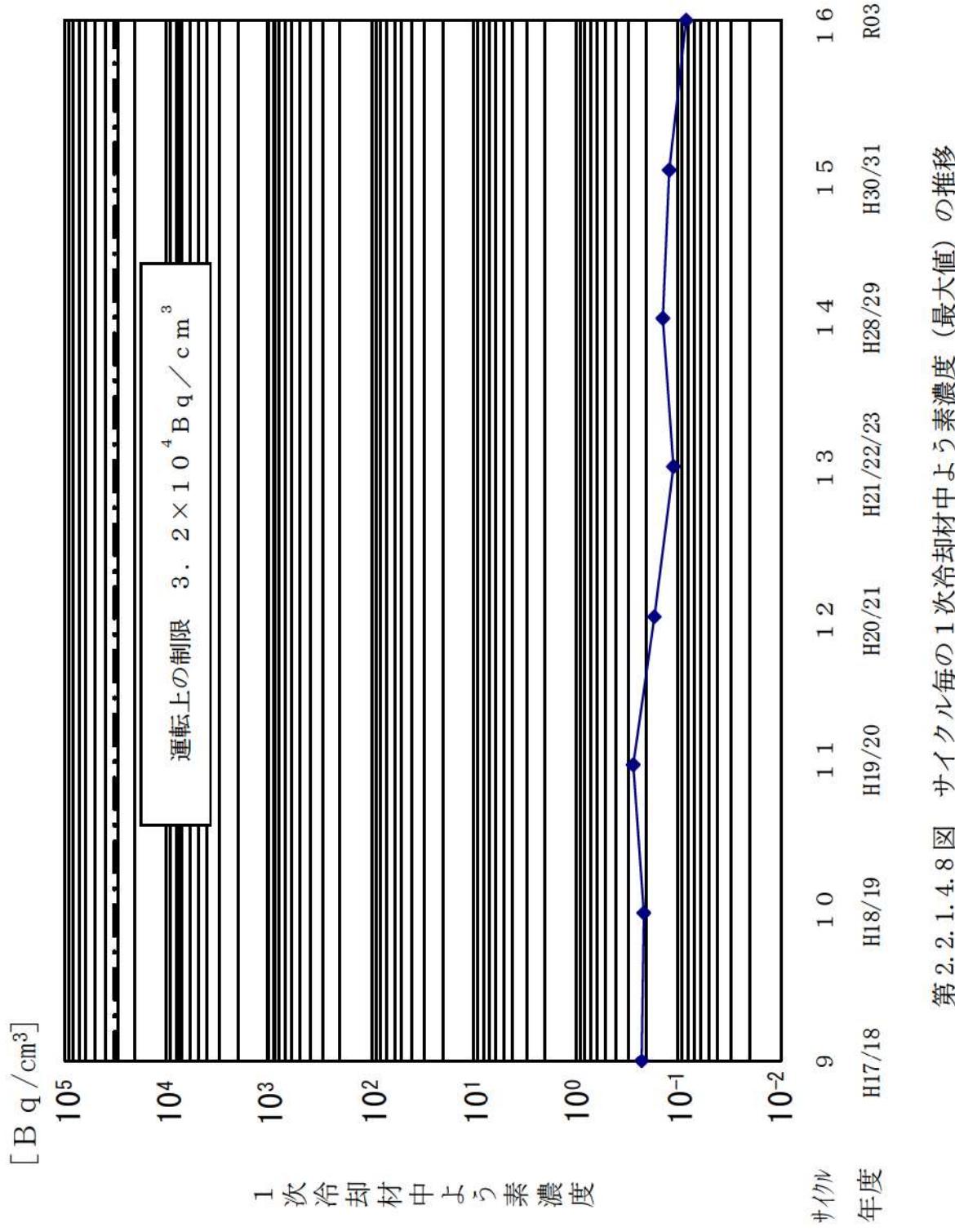


第2.2.1.4.5図 B型燃料集合体構造図[ウラン燃料]

第2.2.1.4.6 図 燃料使用・開発等経緯

変更前	変更後
(等方性上部ノズルの採用)	
(ペレットL/Dの変更 (L/D=1.4→1.2))	
(グリッド位置の最適化及び長尺下端部端栓)	
(ビルトイント下部ノズルの採用)	

第2.2.1.4.7図 A型燃料の信頼性向上対策の概要



2.2.1.5 放射線管理

2.2.1.5.1 放射線管理の目的

放射線管理の目的は、発電所の運転・保守に伴う被ばく線量に対して、法令の遵守にとどまらず、ICRPが1977年勧告で示した「合理的に達成可能な限り低く」というALARA（As Low As Reasonably Achievable）の精神を踏まえ、水質管理の改善も含めた線量低減対策を図ることにより、放射線業務従事者及び原子炉施設周辺公衆の放射線防護を確実に実施することである。

なお、原子炉施設周辺公衆の放射線防護については、健康と安全を守るため、周辺環境において発電所に起因する放射線による原子炉施設周辺公衆の被ばく線量が、年間の線量限度を十分に下回っていることを確認する。

2.2.1.5.2 放射線管理の変遷

放射線管理に係る組織・体制、社内マニュアル及び教育・訓練については、平成16年3月からの品質マネジメントシステムの導入及び放射線管理に係る業務の関係会社へのアウトソースの実施により、大幅な変更がなされた。

品質マネジメントシステムの導入により、業務に対する要求事項が明確となり、要求事項に対する保安活動の計画、実施、実施結果の評価及び評価結果の反映のP D C Aサイクルが確実に廻されるようになった。

これに伴い、社内マニュアルについても、品質マネジメントシステムに合わせた改正がなされた。

また、放射線管理に従事する要員の力量についても、技術技能の認定制度により明確にされ、教育・訓練についてもP D C Aサイクルが廻るようになった。

放射線管理に係る業務の関係会社へのアウトソースについては、従来から業務の実務部分は関係会社へ委託されていたが、管理部分の一部についても委託され、当社単独での管理から関係会社を含めた四電グループによる管理に変更され、四電グループの技術力向上及び合理的かつ効率的な運営がなされるようになった。

本節では、保安活動に係る仕組みの改善状況として組織・体制、社内マニュアル及び教育・訓練を調査・評価するとともに、設備の改善状況及び実績指標のトレンドについて調査・評価を実施した。

2.2.1.5.3 放射線管理に係る調査結果

本節では、保安活動に係る仕組みの改善状況、設備の改善状況及び保安活動の適切性・有効性を示す実績指標のトレンドについて調査を行い評価した結果を示す。

(1) 保安活動に係る仕組みの改善状況

a. 組織・体制

(a) 調査方法

放射線管理に係る組織・体制の整備が適切に行われていること及び線量低減対策の変遷と概要及び内部・外部評価結果をもとに、評価対象の有無とその改善状況を調査する。

(b) 調査結果

イ. 放射線管理に係る組織・体制の整備と線量低減対策

(イ) 放射線管理に係る組織・体制の整備

放射線管理に係る組織・体制は、平成 16 年 2 月までは、本店及び発電所により構成されていたが、平成 16 年 3 月より、放射線管理業務の高度化を目指し、四電グループ大での体制に変更され、本店、発電所及び関係会社による体制となった。

本店においては、総括を行う原子力部長の下に発電管理部長を配置し、安全グループリーダーが基本計画・管理等の方針策定を行う体制としている。

発電所においては、保安に関する業務を統括する発電所長の下に原子炉主任技術者を配置し、放射線管理に関する業務を行う放射線・化学管理課長を管理実施責任者とした体制としている。

る。

関係会社は、品質マネジメントシステムにおけるアウトソース先となり、品質保証要領（平成18年3月からは、品質保証基準に統合）及び放射線管理総括内規に基づき放射線・化学管理課長の業務管理のもと、伊方サービス㈱放管サポートセンターにて発電所における放射線管理の実務を統括的に実施する体制としている。

これらの放射線管理体制を第2.2.1.5.1図「放射線管理体制」に示す。

なお、放射線・化学管理課長（管理実施責任者）の業務所掌並びに関係会社へアウトソースするプロセスは、発電所長が定めた放射線管理総括内規で明確にしている。

線量管理の実施にあたっては、作業担当課長は実施する作業内容や過去の作業実績を考慮し、線量の推定や被ばく低減対策の検討を行い、放射線管理作業計画を策定し、作業を実施する。放射線・化学管理課長は、放射線管理作業計画の承認及び個人線量の監視を実施する。作業担当課長と放射線・化学管理課長は、作業実施中の放射線作業環境状態の確認・把握を行うとともに、作業終了後には、線量の集計及び被ばく低減効果の評価等により放射線管理作業の実績を評価し、次回作業への反映を図る。

これらの線量低減に係る運用管理を第2.2.1.5.2図「線量低減に係る運用管理フロー」に示す。

発電所周辺の環境放射線モニタリングについては、当社と愛媛県、伊方町との間で締結されている「伊方原子力発電所周辺

の安全確保及び環境保全に関する協定書」により、毎年度「伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画」が策定され、これに基づき、放射線管理関係内規に必要な内容を定め、放射線・化学管理課長は環境放射線モニタリングを実施している。

以上のように、放射線管理に係る所掌範囲及び権限が明確にされ、保安活動を確実に実施できる組織・体制としている。

(ロ) 線量低減対策

伊方発電所では、営業運転開始当初より定期検査作業請負会社と協力して線量低減対策を検討するとともに、低減効果の大小にかかわらず積極的に実施してきた。これは「合理的に達成可能な限り低く（ALARA）」の精神を尊重して対応してきたものである。

今回の評価対象期間に採用した線量低減対策については、第2.2.1.5.3 図「線量低減対策の変遷」に示すとおりである。

線量低減対策は大きく分けて、作業の自動化、作業環境の線量当量率低減、作業の合理化等に分類できる。分類別の主要な線量低減対策については以下のとおりである。

1) 作業の自動化

定期検査時に行っている作業について、作業時間の短縮及び遠隔化を目的とした作業の機械化・自動化をすることは、放射線業務従事者が受ける線量を低減するための重要な対策である。

今回の評価対象期間に新たに採用した対策はない。

2) 作業環境の線量当量率低減

作業を行うエリアの線量当量率を可能な限り低減することも、放射線業務従事者が受ける線量を低減するための重要な対策である。

今回の評価対象期間に新たに採用した対策は以下のとおり。

a) 1次冷却材への亜鉛注入

第15サイクルから1次冷却材中に亜鉛を注入し、放射性コバルトの配管への付着を抑制することで線量当量率を低減し、放射線業務従事者が受ける線量の低減を図っており、今後も継続して実施する。（第2.2.1.5.4図「線量低減対策」参照）

3) 作業の合理化

作業方法を合理化し、作業量を低減することについても、放射線業務従事者が受ける線量を低減するための重要な対策である。

今回の評価対象期間に新たに採用した対策はない。

4) その他

被ばく低減意識の高揚を図ること及びきめ細かい放射線管理を行うことについても放射線業務従事者が受ける線量を低減するための重要な対策である。

今回の評価対象期間に新たに採用した対策は下記のとおり。

a) A L A R A 委員会設置

令和2年度にA L A R A委員会を設置し、個人と集団に関する総線量を合理的に達成可能な限り低減するために必要な方策について発電所内で検討し、取り組むこととした。（第2.2.1.5.5 図「線量低減対策」参照）

□. 放射線管理に係る組織・体制の改善状況

内部・外部評価を調査した結果、組織・体制に係る改善活動で評価対象となるものはなかった。

(c) 評価結果及び今後の取組

①. 評価結果

放射線管理に係る組織・体制については、関係会社へアウトソースするプロセスを含め、所掌範囲及び権限が明確にされていることを確認した。

また、線量低減対策も計画段階で検討し、線量の低減に向けた取り組みがA L A R Aの精神に則り継続的に実施され、その効果も認められることを確認した。

さらに、内部・外部評価を調査した結果、組織・体制に係る改善活動で評価対象となるものはなかった。

以上のことから、放射線管理が確実に実施できる組織・体制が整備されているとともに、効果的な線量低減対策が図られ、改善活動も適切になされていると判断でき、保安活動は適切で有效地に機能していると評価できる。

四. 今後の取組

今後とも、放射線管理に係る組織・体制の整備・改善を継続的に行うことにより、確実な放射線管理の実施に努めるとともに、定期検査作業請負会社と協力して線量低減対策を検討し、低減効果の大小にかかわらず積極的な実施に努めることとする。

b. 社内マニュアル

(a) 調査方法

放射線管理に係る社内マニュアルの整備が適切に行われていること及び内部・外部評価結果をもとに、評価対象の有無とその改善状況を調査する。

(b) 調査結果

イ. 放射線管理に係る社内マニュアルの整備

(イ) 線量管理

線量管理については、ICRP1990年勧告を取り入れた平成13年4月の関係法令（実用炉規則等）の改正に伴い、線量限度等が変更されたことにより、平成13年度からは、従来の年度単位での線量管理に加え、5年間を1単位とした管理を追加し、線量限度を守るための適正な管理を行っている。

また、原子炉等規制法関係告示等の改正に伴い、眼の水晶体の等価線量限度が変更されたことにより、令和3年4月からは、眼の水晶体の等価線量の管理を追加している。

(ロ) 環境放射線モニタリング

環境放射線モニタリングについては、当社と愛媛県、伊方町との間で締結されている「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」により、毎年度「伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画」が策定され、これに基づき、放射線管理関係内規に必要な内容を定め、放射線・化学管理課長は環境放射線モニタリングを実施している。

(ハ) 放射線管理全般

平成 16 年 2 月までは、原子炉施設保安規定及び放射線管理要領に基づき、放射線管理関係内規に必要な内容を定め、また、管理運用の変更に合わせ適切な改正がなされてきた。

平成 16 年 3 月に原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC-4111）の制定及び導入にあわせ、原子炉施設保安規定及び品質保証要領に品質マネジメントシステムが導入され、放射線管理関係内規も原子炉施設保安規定及び品質保証要領（平成 18 年 3 月からは、品質保証基準に統合）の構成に合わせた整備が行われた。

この整備においては、品質マネジメントシステムの導入に伴い、以下に示すとおり、種々の改善が盛り込まれた。

1) 要求事項の明確化

法令・規制、業務に不可欠な要求事項及び当所が必要と判断する追加要求事項等を整理し、記載した。

2) P D C A サイクルの確立

放射線管理に係る業務の実施にあたり、要求事項に対する保安活動の計画策定、実施、実施結果の評価及び評価結果の次回計画への反映を行うことができる体系に内規を変更した。

3) アウトソース管理の明確化

外注管理において、アウトソースするプロセスを定めるとともに、調達要求事項として管理項目を定めた。

平成 16 年 3 月以降においては、原子炉施設保安規定の改正や放射線管理プロセスの監視の結果等がレビューされ、放射線管理関係内規の適切な改正がなされている。

四. 放射線管理に係る社内マニュアルの改善状況

内部・外部評価を調査した結果、社内マニュアルに係る改善活動で評価対象となるものはなかった。

(c) 調査結果及び今後の取組

1. 評価結果

放射線管理に係る社内マニュアルは、関係法令の改正及び原子炉施設保安規定や品質保証要領（平成 18 年 3 月からは、品質保証基準に統合）の構成に合わせた整備が適切に行われていることを確認した。

また、内部・外部評価を調査した結果、社内マニュアルに係る改善活動を行っており、改善されていない事項や再発・類似している事項がないことを確認した。

以上のことから、社内マニュアルに係る改善活動が定着し、放射線管理の目的に沿って改善活動の見直しが継続的に行われていると判断でき、保安活動は適切で有効に機能していると評価できる。

四. 今後の取組

今後とも、放射線管理に係る社内マニュアルの整備・改善を継続的に行うことにより、確実な放射線管理の実施に努めることとする。

c. 教育・訓練

(a) 調査方法

放射線管理に係る教育・訓練項目、体系及び実施状況及び内部・外部評価結果をもとに、評価対象の有無とその改善状況を調査する。

(b) 調査結果

イ. 放射線管理に係る教育・訓練の整備

(イ) 放射線管理教育

1) 保安教育

放射線業務従事者へ指定する際は、保安教育実施方針に基づき放射線管理に関すること、関係法令及び原子炉施設保安規定の遵守に関すること等の放射線業務従事者教育を実施している。

また、放射線測定器の取扱い、管理区域への出入管理、区

域管理に関すること等のその他反復教育を定期的に実施している。

保安教育の実施にあたっては、年度毎に実施計画を作成するとともに、年度終了後、実施報告書を作成し、適切に実施している。

2) 定検前教育

定期検査作業に従事する前には、当社の放射線業務従事者、請負会社の放射線管理責任者等を対象に、定期検査における放射線防護上の遵守事項に関する定検前教育を行い、この教育を受講した放射線管理責任者等が請負会社の放射線業務従事者に対して教育することにより、放射線防護に関する知識及び技術の習得並びに放射線管理上の遵守事項の周知を図っている。

定検前教育の実施にあたっては、年度毎に実施計画を作成するとともに、年度終了後、実施報告書を作成し、適切に実施している。

(ロ) 放射線管理を実施する要員の教育・訓練

放射線管理を実施する要員の教育・訓練については、平成15年1月に、それまでOJTによる教育・訓練を主としていたものから放射線管理技術技能認定制度を整備し、放射線管理の業務毎に必要な知識、技能等を明確にするとともに、個人毎に習得計画を立案し、それに従い教育・訓練を実施する仕組みが作られた。

さらに、平成16年3月には、品質マネジメントシステムの導入による、要員の力量管理を充実させるため、重要な業務を実施する要員の力量を明確にするとともに、放射線管理技術技能認定制度も品質マネジメントシステムの体系に取り込み、原子力保安研修所の訓練や資格取得を含む実施計画及び技術技能認定の取得計画の作成、教育・訓練の実施、実施結果の評価及び評価結果の反映のP D C Aサイクルが確実に廻されるようになり、より充実が図られた。

令和3年度における放射線管理に係る認定者の確保状況は、計画2名に対し実績4名となっており、計画どおり確保されている。

これらの、教育・訓練の内容を第2.2.1.5.6図「放射線管理の教育・訓練内容」、教育・訓練の運用フローを第2.2.1.5.7図「放射線管理の教育・訓練に係る運用管理フロー」に示す。

また、関係会社については、当社から業務をアウトソースするにあたって、業務実施要員の力量及び教育・訓練を要求しており、関係会社は、この要求を受け平成16年4月に当社と同様な技術技能認定制度を整備し、運用を実施している。

この技術技能認定制度では、当社と同等な業務種別及びレベルを含むとともに、実務に関するより細かい種別も設け、確実な力量管理及び教育・訓練を実施している。

四 放射線管理に係る教育・訓練の改善状況

内部・外部評価を調査した結果、教育・訓練に係る改善活動で評価対象となるものはなかった。

(c) 調査結果及び今後の取組

①. 評価結果

放射線業務従事者に対する保安教育（放射線業務従事者教育・その他反復教育）や定検前教育により、放射線管理教育が適切に実施されていることを確認した。

放射線管理を実施する要員の教育・訓練については、当社及び関係会社において、放射線管理技術技能認定制度を整備し、内容の充実を図るとともに教育・訓練を計画的に実施していることを確認した。

また、内部・外部評価を調査した結果、教育・訓練に係る改善活動で評価対象となるものはなかった。

以上のことから、教育・訓練に係る改善活動が定着し、放射線管理の目的に沿って改善活動の見直しが継続的に行われていると判断でき、保安活動は適切で有効に機能していると評価できる。

②. 今後の取組

今後とも、教育・訓練により必要な知識・技能の習得を図り、確実な放射線管理の実施に努めることとする。

(2) 設備の改善状況

(a) 調査方法

線量管理システム、管理区域内放射線環境監視及び環境放射線モニタリングシステムの変遷及び内部・外部評価をもとに、評価

対象の有無とその改善状況を調査する。

(b) 調査結果

④ 放射線管理に係る設備

(イ) 線量管理システム

放射線業務従事者個人の線量管理については、第 2.2.1.5.8 図「線量管理システムの変遷」に示すように、個人線量計であるフィルムバッジ（平成 13 年 4 月からは、フィルムバッジ廃止に伴いガラスバッジへ変更）を着用させ月毎の評価を行うとともに、運転開始当初より、出入管理自動化システムを導入し、その後においてはシステムを更新（平成 17 年度）することにより、線量集計・評価の迅速化・厳正化を図っている。

平成 17 年度に実施したシステムの更新では、専用 LAN 及び端末機を各協力会社事務所まで敷設し、システム内に蓄積されたデータを簡単に利用できる仕組みを導入するとともに、これに併せてセキュリティの強化も図られた。

また、警報付ポケット線量計の警報設定値の設定方法を、設定値に応じた必要台数を配備しておく方法から、使用者が許可されている警報設定値を管理区域入域時に設定する方法へ変更し、警報付ポケット線量計の必要台数を減らす合理化も図られた。

さらに、使用している計算機の能力向上により、従来であれば、本店の大型計算機で実施していた線量集計等を全て本システムで実施できるようになり、線量集計等の迅速性の向上も図られた。

このように、システムの更新を行うことにより、迅速化及び厳正化のみならず、利便性及び運用性の向上並びに合理化も図られている。

また、平成13年のICRP1990年勧告の法令への取り入れに伴い、線量限度の変更等が行われたことから、システムの改造（用語変更、ブロック5年線量の管理導入、女性3ヶ月線量管理等）を実施した。

さらに、平成23年4月に個人線量計チェック設備を設置し、個人線量計（ガラスバッジ、警報付ポケット線量計）の不携帯防止対策を実施した。

令和3年4月の眼の水晶体の等価線量限度見直しに伴い、システムの改造（眼の水晶体の等価線量の管理目標値及び水晶体モニタリング基準値の設定等）を実施した。

(ロ) 管理区域内放射線環境監視

第2.2.1.5.9図「管理区域内放射線環境監視の変遷」に示すように、運転開始当初より、エリアモニタでの外部放射線による線量当量率の測定、ダストサンプラー等の連続サンプリングによる空気中の粒子状放射性物質濃度の測定等により、管理区域内の放射線環境を監視し、また、作業場所へ線量当量率表示器を設置することにより、線量管理の強化を図っている。

なお、平成13年のICRP1990年勧告の法令への取り入れに伴い、管理区域に係る線量が変更された。これに先立ち、管理区域境界の線量当量率の測定を実施し、法令改正以降においても、問題が無いことを確認している。

また、外部放射線による線量当量の測定に用いていた熱蛍光線量計を令和3年5月に電子式線量計に変更することにより、作業軽減及び測定結果が判明するまでの時間短縮が図られた。

(h) 環境放射線モニタリングシステム

第 2.2.1.5.10 図「環境放射線モニタリングシステムの変遷」に示すように発電所周辺監視区域境界付近にモニタリングポスト4基、伊方町九町越にモニタリングステーションを1基設置し、1号機運転開始前より空間放射線の連続測定・監視を実施している。また、気象要素（風向、風速、降雨等）を観測し、自然放射線の変動評価を実施している。

今回の評価対象期間に新たに採用した対策はない。

四. 放射線管理に係る設備の改善状況

内部・外部評価を調査した結果、設備に係る改善活動で評価対象となるものはなかった。

(c) 調査結果及び今後の取組

イ. 評価結果

放射線管理に係る設備は、放射線管理を確実に実施できるよう、適切に整備されていることを確認した。

また、内部・外部評価を調査した結果、設備に係る改善活動で評価対象となるものはなかった。

以上のことから、設備に係る改善活動が定着し、放射線管理の目的に沿って改善活動の見直しが継続的に行われていると判

断でき、保安活動は適切で有効に機能していると評価できる。

ロ. 今後の取組

今後とも、放射線管理に係る設備の整備・改善を継続的に行うことにより、確実な放射線管理の実施に努めることとする。

(3) 実績指標のトレンド

(a) 調査方法

イ. 線量管理

伊方発電所における放射線業務従事者の線量については、定期検査期間中の作業に伴うものがほとんどを占めていることから、定期検査期間中の線量の推移及び主要作業件名別の線量の推移を調査する。

なお、主要作業件名別の線量の推移については、定期検査作業のうち線量の高い作業（原子炉容器定期点検関連、蒸気発生器定期点検関連、弁定期点検関連）を選定し調査する。

また、1次冷却材配管表面線量当量率の経年変化についても調査する。

ロ. 環境放射線モニタリング

環境試料中（大気浮遊じん、陸土、海水、海底土）の放射能測定結果のうち、現在最も多くの環境試料で検出されており、かつ、放射能水準の変動傾向及び蓄積状況の把握に適した長寿命核種であるセシウム 137（半減期：約 30 年）を選定し、その環境試料中の放射能濃度の推移について調査する。

(イ) 放射性気体廃棄物による影響評価

定期的に採取及び測定している環境試料のうち、大気浮遊じんの放射能水準の変動傾向及び陸土中の放射能蓄積実績の推移を調査する。大気浮遊じん及び陸土の採取点は第 2.2.1.5.16 図「環境試料の採取点」に示す伊方発電所敷地境界付近である伊方ビジターズハウス付近とする。

(a) 放射性液体廃棄物による影響評価

定期的に採取及び測定している環境試料のうち、海水の放射能水準の変動傾向及び海底土の放射能蓄積実績の推移を調査する。海水及び海底土の採取点は、第 2.2.1.5.16 図「環境試料の採取点」に示す伊方発電所から放出される放射性液体廃棄物の影響が大きいと思われる放水口付近とする。

(b) 調査結果

1. 線量管理

(i) 定期検査期間中の線量

定期検査期間中において放射線業務従事者の受ける線量は、第 2.2.1.5.11 図「定期検査期間中の線量の推移」に示すように推移している。

今回の評価対象期間における第 15 回定期検査時の通常定期検査作業分の線量は、第 15 サイクルから実施している亜鉛注入の効果により、第 2.2.1.5.14 図「1 次冷却材配管表面線量当量率の経年変化」に示すように、作業環境の線量当量率が減少したが、1 次冷却材ポンプ分解点検を実施したことおよび定期検査期間が長くなり、点検の追加等があったことから、線量

は前回定期検査に比べ高くなっている。

第15回定期検査時の改良工事分の線量についても、亜鉛注入の効果により作業環境の線量当量率が減少しているものと考えられるが、定期検査ごとに作業内容・作業量が異なるため変動が大きい。

また、第2.2.1.5.12図「定期検査期間中の線量状況」に示すように、放射線業務従事者数は、改良工事の規模や定期検査期間の長短等により変動はあるが、約2,500人と前回定期検査と同様となっている。

これらの放射線業務従事者が第15回定期検査で受けた平均線量は、0.4mSv程度だった。

(ロ) 主要作業件名別の線量

主要な作業における線量については、第2.2.1.5.13図「主要作業件名別の線量の推移（定期検査作業分）」に示すように推移している。

原子炉容器関連作業、蒸気発生器関連作業、弁関連作業とともに、定期検査期間が通常より長くなったが、第15サイクルから実施している亜鉛注入の効果により、第2.2.1.5.14図「1次冷却材配管表面線量当量率の経年変化」に示すように、作業環境の線量当量率が減少したことで、線量は低くなっている。

(ハ) 線量当量率の経年変化

1次冷却材配管表面線量当量率については、第2.2.1.5.14図「1次冷却材配管表面線量当量率の経年変化」に示すように

推移している。

1次冷却材配管表面線量当量率は、第15サイクルより亜鉛注入を実施したことによる線源の減少により、低くなっている。

四. 環境放射線モニタリング

(イ) 放射性気体廃棄物による影響評価

1) 大気浮遊じん

大気浮遊じんは、発電所敷地境界外において連続式ダストサンプラーにて採取したろ紙を、昭和51年度より四半期毎にゲルマニウム検出器を用いた核種分析法により測定・評価している。

大気浮遊じんの核種分析結果は、第2.2.1.5.17図「環境試料中のセシウム137濃度の推移：大気浮遊じん」に示すように、1号機運転開始前の昭和50年から昭和55年にかけて行なわれた中国の核実験（第2.2.1.5.21図「環境に影響を与えた核実験等の実績」）の影響を受けており、一連の実験が終了した1年後の昭和56年度まで影響が継続され、測定値は $0.01\sim0.25\text{mBq}/\text{m}^3$ の間で推移し、核実験の終了とともにほとんどの測定結果が検出限界未満で推移している。

その後、昭和61年の旧ソ連チェルノブイル発電所4号機事故により、 $2.7\text{ mBq}/\text{m}^3$ という非常に高い値が検出されているが、その影響も昭和61年度第3四半期より見られなくなった。

さらに、平成23年の福島第一発電所事故により、平成23年度第1四半期には $0.2\text{ mBq}/\text{m}^3$ のセシウム137が検出され

たが、その影響も第2四半期より見られなくなり、今回の評価対象期間において、検出されていない。

なお、愛媛県の計画変更に基づき、令和3年度に測定頻度の変更を実施した。

2) 陸土

陸土は、昭和50年度より半期毎にゲルマニウム検出器を用いた核種分析法により測定・評価している。

陸土の核種分析結果は、第2.2.1.5.18図「環境試料中のセシウム137濃度の推移：陸土」に示すように大気浮遊じんと同じく、1号機運転開始前からの中国の核実験による影響により、30～80Bq/kg乾土程度で推移し、その後、徐々に測定値が下がっていくが、昭和61年の旧ソ連チェルノブイル発電所4号機事故による影響により測定値が上昇し、その後40Bq/kg乾土程度で推移している。

平成5年度下期にサンプリング場所の変更を実施したため、測定値が30Bq/kg乾土程度となり、徐々に低下傾向を示した後、今回の評価対象期間ではほぼ横ばいで推移している。

(ロ) 放射性液体廃棄物による影響評価

1) 海水

海水は、1号機運転開始当初は四半期毎に全ベータ放射能濃度を測定し、その後昭和57年度より四半期毎にゲルマニウム検出器を用いた核種分析法により測定・評価している。

海水の測定結果は、第2.2.1.5.19図「環境試料中のセシ

ウム 137 濃度の推移：海水」に示すように、核種分析による測定開始当初から中国の核実験の影響により、最高で 9.3mBq/リットルの値を検出している。その後、徐々に放射能濃度が低下傾向を示し、今回の評価対象期間では検出限界濃度程度でほぼ横ばいで推移している。

なお、愛媛県の計画変更に伴い、令和元年度にサンプリング場所の変更を実施したが、変更前後の測定値に差はなく推移している。

2) 海底土

海底土は、昭和 50 年度より半期毎にゲルマニウム検出器を用いた核種分析法により測定・評価している。

海底土の測定結果は、第 2.2.1.5.20 図「環境試料中のセシウム 137 濃度の推移：海底土」に示すように、1 号機運転開始前から中国の核実験の影響により、1 ~ 5 Bq/kg 乾土程度で推移している。

昭和 60 年度下期に 3 号機増設に係る埋設工事のため、サンプリングポイントを変更し、測定値が低下したが、昭和 61 年の旧ソ連チェルノブイル発電所 4 号機事故により放射能濃度が上昇し、その後 2 ~ 3 Bq/kg 乾土程度となり、今回の評価対象期間では検出限界濃度程度でほぼ横ばいで推移している。

(c) 評価結果及び今後の取組

イ. 評価結果

(イ) 線量管理

定期検査期間中の線量、主要作業件名別の線量及び1次冷却材配管表面線量当量率については、良好な状態で維持されていることを確認した。

作業環境の線量当量率上昇が抑制できたのは、平成23年度から平成28年度にかけて実施した第13回定期検査期間が長期間であったことによる線源の減衰及び第15サイクルから実施している亜鉛注入、弁座等に使用されているステライト材の炉内混入防止対策等が寄与していると考えられる。

(ロ) 環境放射線モニタリング

伊方発電所周辺の大気浮遊じん、陸土、海水及び海底土から検出されたセシウム137については、その放射能濃度の変動傾向及び蓄積状況から、過去に行われた中国の核実験、旧ソ連チャエルノブイル発電所4号機事故及び福島第一発電所事故によるものであり、伊方発電所の運転による影響は認められず、環境安全上問題のないことが確認できる。

ロ. 今後の取組

(イ) 線量管理

今後とも、ALAR Aの精神に則り、線量低減対策を継続的に行うことにより、放射線業務従事者の線量及び作業環境の線量当量率の低減に努めることとする。

(ロ) 環境放射線モニタリング

今後とも、測定技術の維持管理に努めるとともに、発電所の運転に起因する環境への影響について調査・評価し、環境における放射能水準の変動傾向及び蓄積状況の把握・確認の観点から、放射能監視を継続していく。

2.2.1.5.4 重大事故等時及び大規模損壊時の放射線管理の改善状況

重大事故等時及び大規模損壊時の放射線管理及び環境放射線モニタリング（以下「S A (Severe Accident) 時の放射線管理」と記載する。）に係る現状の管理内容について調査し、S A 時の放射線管理が確実に実施できる内容となっていることを確認し、訓練計画などを踏まえ継続的な改善（維持を含む。）が図れているか評価する。

(1) 調査方法

S A 時の放射線管理が適切であることを以下の観点から調査する。

a. 現状の管理

S A 時の放射線管理が明確になっていることを調査する。

b. 改善状況

訓練経験などを踏まえ、S A 時の放射線管理に関する改善が行われていることを調査する。

c. 保安活動改善状況

自主的な改善活動の実施状況を調査する。

(2) 調査結果

a. 現状の管理

(a) 体制

事故の要因の除去、原子力災害の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急時に対する放射線管理体制を構築することとしている。

(b) 線量管理

緊急時の線量限度、線量管理基準及び線量評価の手順を明確に定め、被ばく実績を記録し作業者に通知する仕組みとしている。

(c) 放射線作業管理

線量限度等を遵守するため、作業者の被ばく実績や作業内容、作業現場の環境線量当量率から作業における計画線量を設定するとしている。

(d) 緊急作業時の被ばく低減

外部被ばく低減は、個人線量計の警報設定、時間管理、高線量対応防護服等にて低減し、内部被ばく低減は、作業環境に応じた防護具と確実なマスクの着用により放射性物質の体内取り込みを防止するとしている。

(e) 重大事故等対処設備及び放射線防護資機材の管理

重大事故等対処設備及び放射線防護資機材を常に使用できるよう定期的な点検により、必要数量が確保されていることを確認している。

(f) 放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定

発電所敷地境界のモニタリングステーション及びモニタリングポストや重大事故等対処設備により、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の監視、測定を行い、その結果を記録するとしている。また、周辺環境が汚染することによる測定

影響を緩和するためのバックグラウンド低減対策も行うとしている。

なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストが S A 時に測定不能の際は、可搬型代替モニタにより放射線量の測定を行うこととしている。

(g) 中央制御室及び緊急時対策所の放射線管理

中央制御室及び緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染した状況下で室内への汚染の持ち込みを防止するためにエンジニアリングエリアにおいて汚染管理を行うとしている。また、適切な防護具と個人線量計の着用により被ばく管理を実施するとしている。

なお、緊急時対策所では、居住性確保のため、周辺環境の線量監視設備の指示上昇に伴い、空气净化装置から空気供給装置による加圧に切り替える手順としている。

b. 改善状況

(a) 訓練

原子力防災訓練、現場シーケンス訓練、大規模損壊訓練、力量維持向上訓練などの各種訓練により、S A 時の放射線管理が適切に機能するか確認を実施している。

(b) 監査

原子力規制検査などの第三者による監査により、重大事故等対処設備や放射線防護資機材の維持管理が適切に実施されているか確認している。

c. 保安活動改善状況

(a) 自主的活動事項の活動状況

マネジメントレビューなどの指示事項及び未然防止処置における改善状況のうち、S A時の放射線管理に係るものはなかった。

(b) 不適合事象、指摘事項などにおける改善状況

不適合事象、指摘事項などにおける改善状況のうち、S A時の放射線管理に係るものはなかった。

(3) 評価結果

S A時の放射線管理について、福島第一原子力発電所の事故を契機に新規制基準に適合する体制や設備及び放射線防護資機材が整備され、S A時においても放射線業務従事者の被ばく管理や環境放射線モニタリングが適切かつ確実に実施できる状態が構築された。

これらの経緯を踏まえて確立した現在のS A時の放射線管理において、体制や設備及び放射線防護資機材の不備に起因するトラブルなどは発生しておらず、また、訓練時における放射線管理の運営が問題なく遂行できていることから、S A時の放射線管理の有効性が確認できた。

これらのことから、S A時の放射線管理については、訓練などを踏まえて改善される仕組みによって、適切に維持及び継続的な改善が図かれていると判断した。

(4) 今後の取組

S A時の放射線管理については、今後とも、訓練経験を踏まえた継続的な改善により一層の充実に努める。

2.2.1.5.5 放射線管理の実施状況評価

放射線管理に係る保安活動の仕組み（組織・体制、社内マニュアル、教育・訓練、SA時の放射線管理）及び放射線管理に係る設備について、改善活動が定着しており、仕組みが機能していることを確認した。

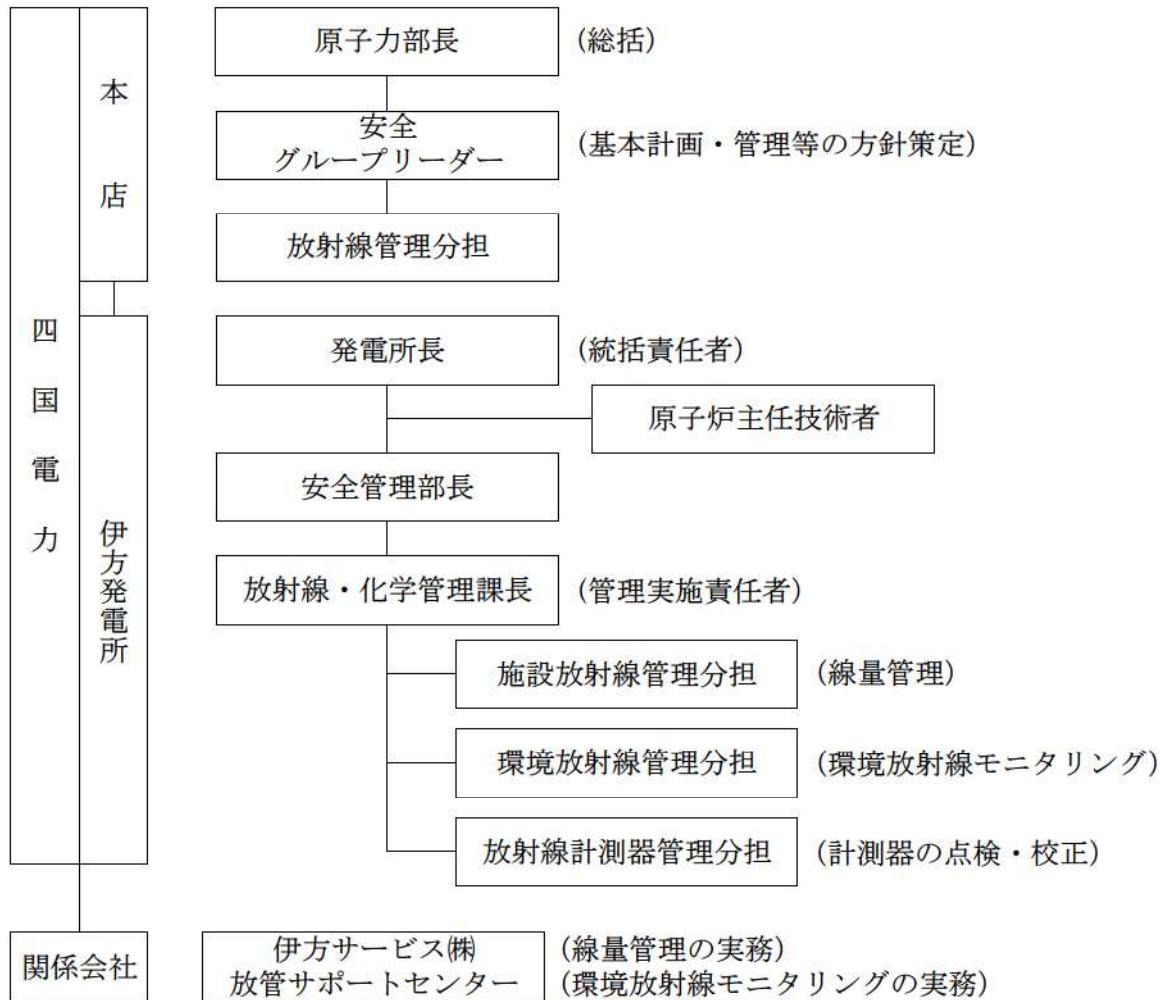
また、内部・外部評価により改善を要求する事項のうち、改善されていない事項や再発・類似している事項はないことを確認した。このことから、保安活動の有効性が評価できる。

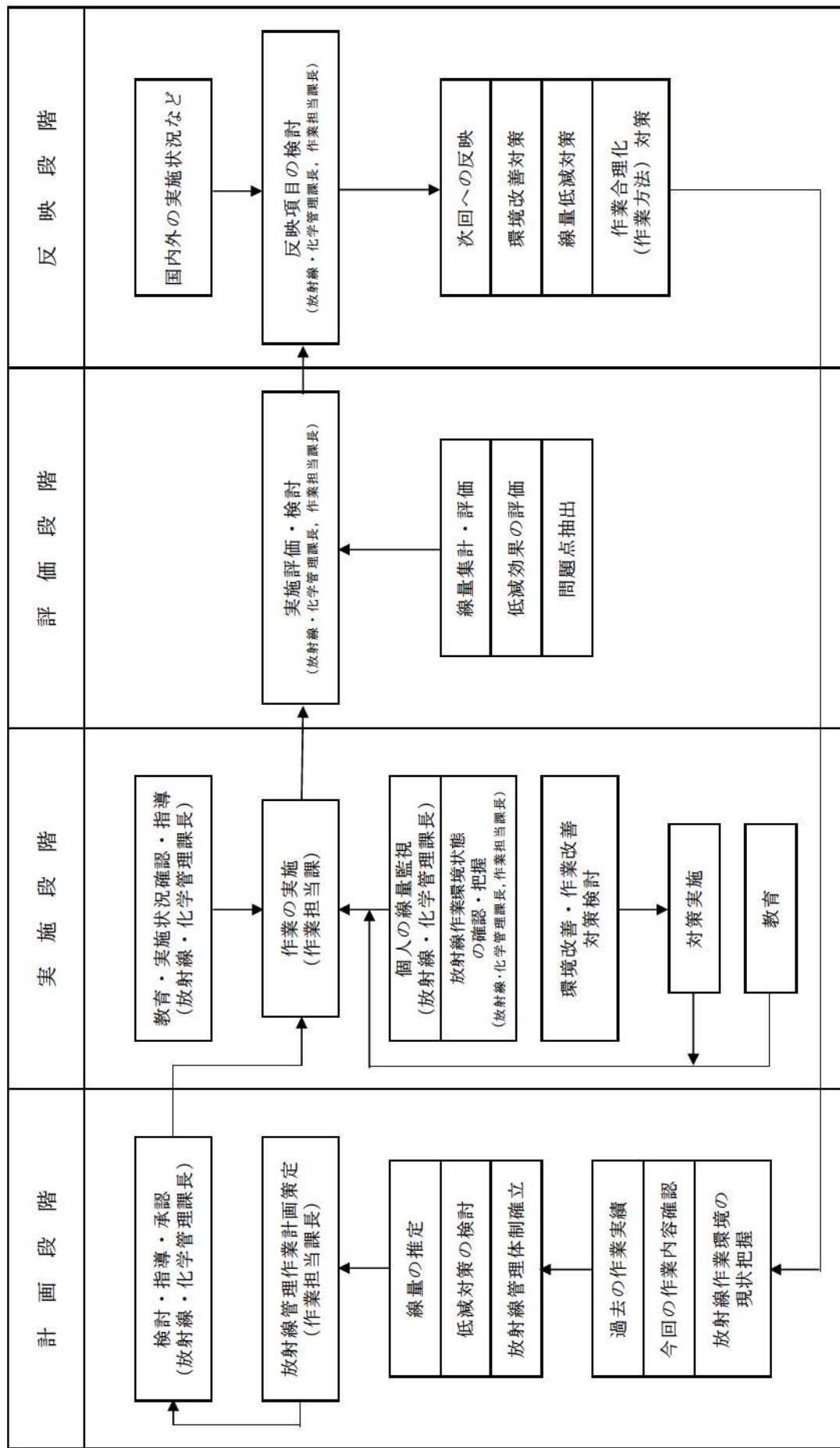
放射線管理に係る実績指標のトレンドについて、定期検査期間中の線量、主要作業件名別の線量については、定期検査期間の長期化、大型改良工事等が実施されたことにより変動しているが、1次冷却材配管表面線量当量率については、線源強度抑制対策として1次冷却材系統への亜鉛注入等の水質管理により良好な状態で維持されていることを確認した。

環境試料中の放射能濃度は、安定して推移していることを確認した。このように、実績指標のトレンドが良好な状態で維持されることは、目的を達成するために継続的に実施されている活動及び改善した活動が有効に機能してきたものと評価できる。このことから、放射線管理における保安活動の適切性及び有効性が評価できる。

以上のことから、放射線管理の目的を達成するための保安活動は適切かつ有効であると判断した。したがって、追加措置の必要性はなく、今後とも放射線管理を行う仕組みが機能していくものと判断した。

第2.2.1.5.1図 放射線管理体制





項目	定検回数 年度	参考資料												
		1 H7 ~ H8	2 H9	3 H10	4 H11	5 H13	6 H14	7 H15	8 H16 ~ H17	9 H18	10 H19	11 H20	12 H21	13 H23 ~ H30
作業の自動化	・原子炉容器スタッドボルトテンショナー自動位置決め装置の使用 ・安全注入第一逆止弁弁座自動結合装置の使用 ・蒸気発生器水室内作業ロボットの採用	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
作業環境の済量当量率低減	・1次冷却材ポンプ内部構造物化学除染 ・仮設遮蔽の強化 ・仮設遮蔽等の恒設遮蔽設置 ・1次冷却材配管等の恒設遮蔽設置 ・停止中の酸化運転方法の改善 ・停止中の酸化運転方法の改善 ・余熱除去ポンプ点検用遮蔽治具の使用 ・余熱除去ポンプ点検用遮蔽治具の使用 ・1次冷却材へ重鉛注入(第2.2.1.5.4図)	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
作業の合理化	・蒸気発生器マンホール蓋取扱装置の使用 ・蒸気発生器伝熱管E.C.T作業におけるツイイングツッシャーの使用 ・蒸気発生器伝熱管E.C.T作業におけるD.F.ブローブの使用 ・C.E.C.I.L - 4型ランシング装置の使用 ・1次冷却材ポンプ化学除染機能付きキャスクの使用 ・余熱除去ポンプ点検用グローブボックスの使用 ・原子炉容器上部構造物の一体化 ・金属保護の使用 ・放射線作業計画書の作成 ・「放射線防護に関する基礎知識」の小冊子作成 ・放射線管理用機器の充実 ・被ばく低減ワーキンググループの開設 ・被ばく低減意識の高揚 ・待機場所の明確化 ・工程調整の実施 ・管理区城内緯量当量率の表示 ・放射線管理会議、バトルの実施 ・A.L.A.R.A委員会(第2.2.1.5.5図)	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽

□内は、今回の調査期間

第2.2.1.5.3 図 濟量低減対策の変遷

対策件名	1次冷却材系統への亜鉛注入	実施内容												
分 類	作業環境の線量当量率低減	亜鉛注入装置を使用し、亜鉛溶液として化学槽制御系の充てんラインから注入する。												
実施期間	第15サイクルへ	(亜鉛注入系系統概略図)												
目的	1次系冷却材系統中に亜鉛を注入し、放射性コバルトの配管への付着を抑制することで線量当量率を低減し、放射線業務従事者が受ける線量の低減を図る。	<p>(亜鉛による放射性コバルト付着防止のメカニズム)</p> <p>配管表面の酸化被膜中の放射性コバルトを亜鉛に置き換える。</p>												
効 果	亜鉛注入による線量当量率低減効果													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(亜鉛注入前)</th> <th>(亜鉛注入後)</th> <th>低減効果</th> </tr> <tr> <th>線量当量率 (mSv/h)</th> <th>第14回定期検査</th> <th>第15回定期検査</th> <th>約33%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0.45</td> <td>0.30</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)線量当量率はAループのクロスオーバーレグの値</p>		(亜鉛注入前)	(亜鉛注入後)	低減効果	線量当量率 (mSv/h)	第14回定期検査	第15回定期検査	約33%		0.45	0.30		
	(亜鉛注入前)	(亜鉛注入後)	低減効果											
線量当量率 (mSv/h)	第14回定期検査	第15回定期検査	約33%											
	0.45	0.30												
今後の方針	今後も継続して実施する。 なし	添付資料												
		第2.2.1.5.4 図 線量低減対策												

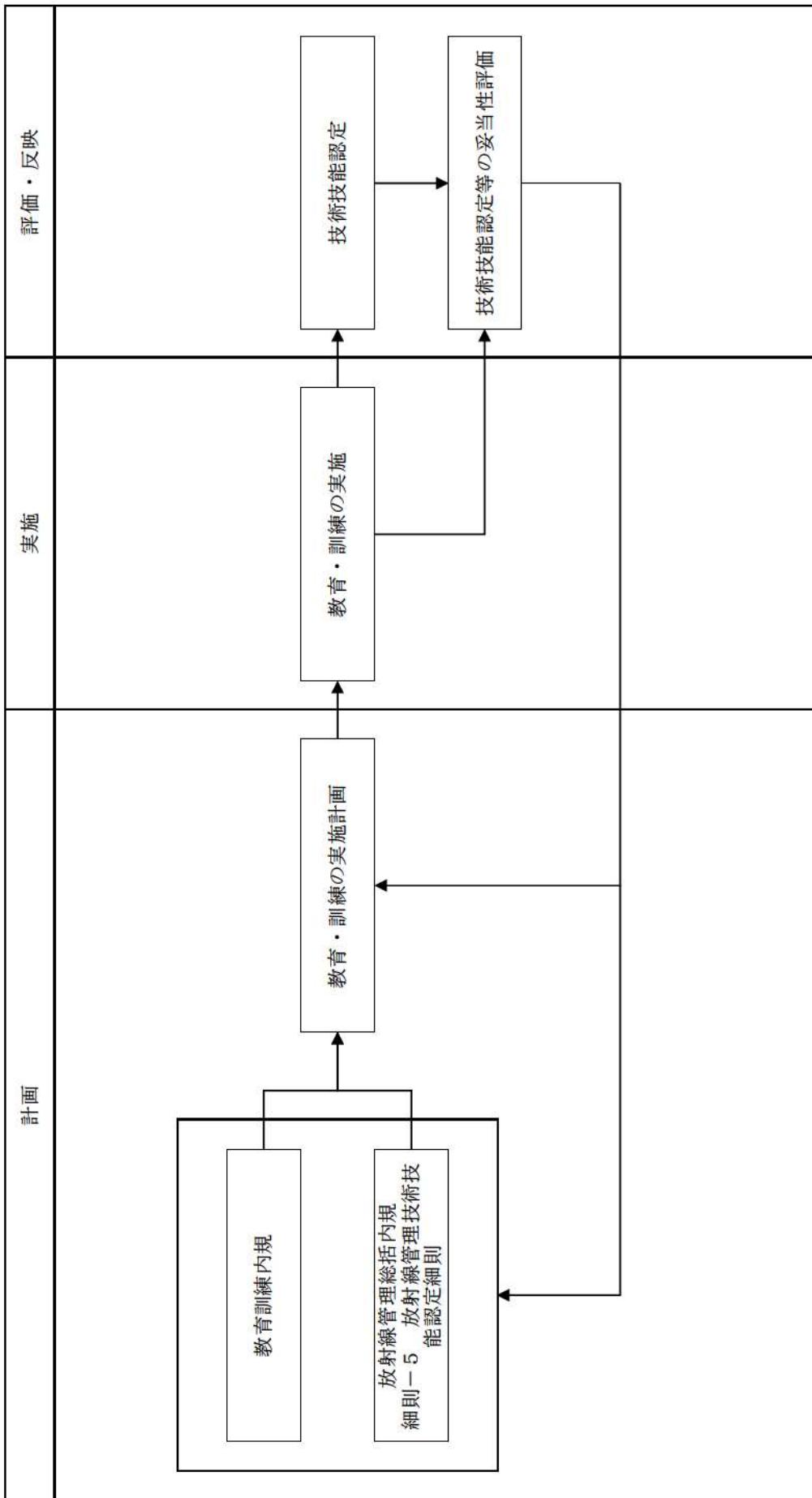
対策件名	ALARA委員会設置		実施内容
分類	その他		ALARA委員会等での活動を通じて検討した、被ばく低減に関する具体的な施策等は以下のとおり。
実施期間	令和2年度～		1. 定検中における原子炉格納容器内の汚染管理強化（令和3年度～） キヤビティ内排気設備の増備や原子炉容器廻りの汚染管理を徹底し、服モニタ、退出モニタの警報発信頻度の減少を図った。
目的	ALARA委員会を設置し、個人と集団に関する総線量を合理的に達成可能な限り低減するため必要な方策について発電所大で検討し取り組む。		2. 放射線管理員等監視者の被ばく低減（令和3年度） 低線量当量率下で遠隔監視・指示ができるよう、インターホン付きカメラを増備した。
効果	発電所長を委員長とし、放射線管理関係者だけでなく保修部門と一体となって活動し、発電所大で被ばく低減に向けた議論を行うことにより、今後、具体的な対策の策定・実施につながる見込みである。		3. 高線量当量率の配管養生方法の簡易化（令和3年度～） 予め配管サイズに合わせたロール状シートを作成しておくことで、配管養生作業の効率化を図った。
			4. ステライト持ち込み防止対策の徹底（令和3年度） 弁点検作業時にペトロールを行い、ガーゼによる拭き取り等の対策が適切に実施されていることを確認した。
			5. 鉛毛マット取付用専用架台の設置箇所拡大検討（令和3年度） 鉛毛マット取付用専用架台の設置箇所を拡大して、作業場所の線量当量率を低減するとともに、鉛毛マット取付作業の効率化により、被ばく低減を図る計画を策定した。
			6. 大型の局所排風機の導入検討（令和3年度） 原子炉格納容器内の汚染管理の強化を図るため、大型の局所排風機を導入する計画を策定した。
			7. 可搬型ガンマカメラの導入検討（令和3年度） ガンマ線強度分布を可視化し、高線量エリアを視覚的に把握することで、被ばく低減を図る計画を策定した。
今後の方針			添付資料
	今後も継続して実施する。		なし

第2.2.1.5.6図 放射線管理の教育・訓練内容（1／2）

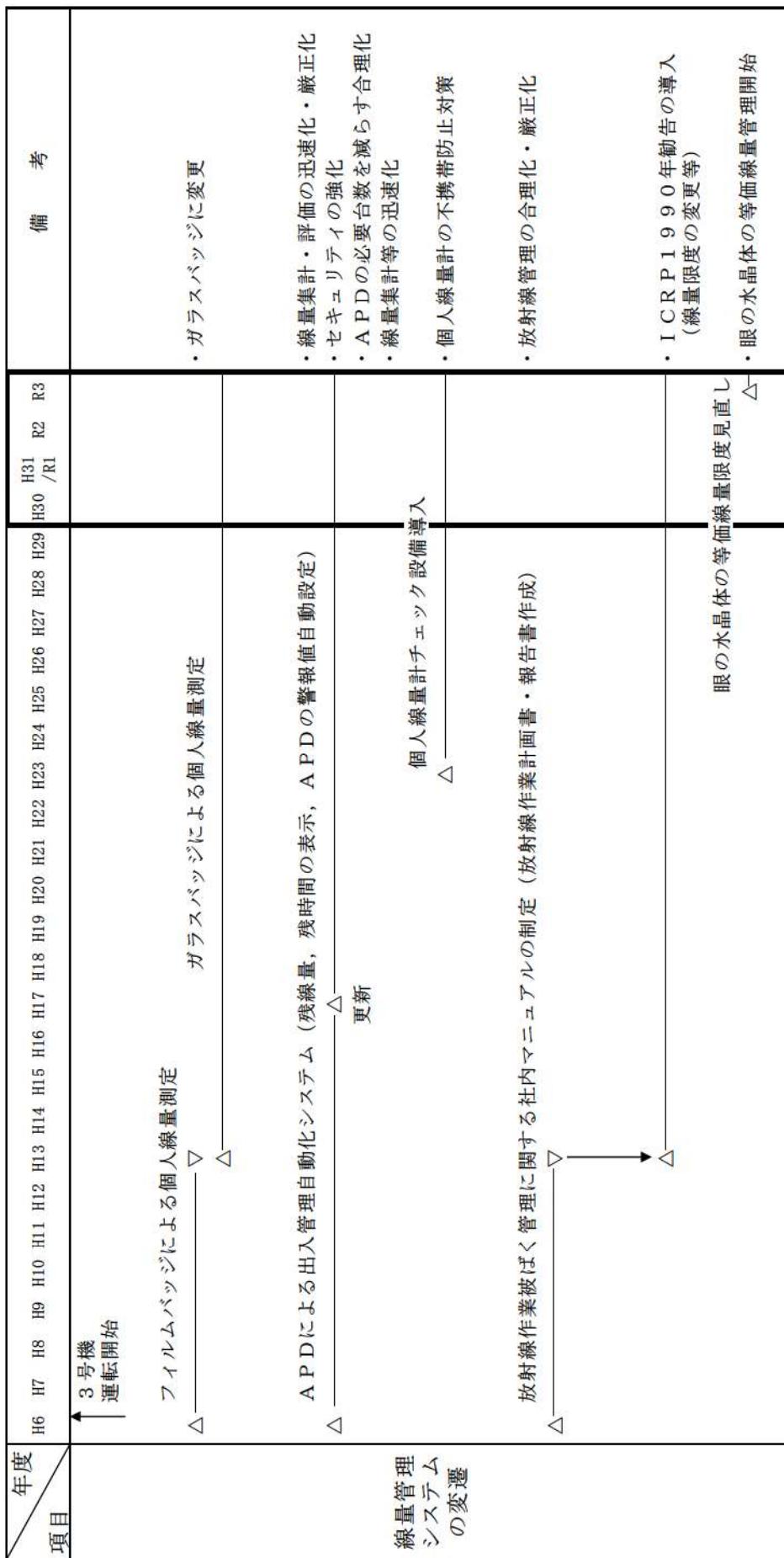
教育・訓練項目		主な内容
（放射線管理技術技能認定） 放射線管理	共通教育	入所時教育 ・関係法令及び原子炉施設保安規定に関すること ・原子炉施設の構造、性能に関すること 他
		放射線業務従事者教育 ・関係法令及び原子炉施設保安規定に関すること ・放射線管理に関すること 他
		防災教育 ・原子力防災に関すること
		ルーチン業務 ・放射線管理関係設備の定期パトロール ・物品の搬出サーベイ 他
		講習・資格 ・（資格）酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 他 ・（講習）作業安全訓練コース（原子力保安研修所） ・（講習）品質保証コース（原子力保安研修所） 他
放管教育	基礎的知識 ・放射線管理の基本ルール ・身体除染方法 他	
	現場対応能力 ・放射線管理全般 他	
	緊急時対応能力 ・汚染を伴う傷病者の搬出 他	
	講習・資格 ・（資格）放射線取扱主任技術者（第1種） 他	
専門教育（作業管理）	一般事項 ・基準・規定・指針等 ・原子力規制検査対応 ・委託管理 他	
	線量当量等測定管理 ・線量当量等の測定 ・ルーチン測定管理 他	
	物品移動管理 ・管理区域境界開放管理 ・物品搬出入管理 ・事業所内運搬管理・事業所外運搬管理	
	区域管理 ・区域区分管理	
	作業管理 ・作業計画管理 ・身体除染 ・汚染管理 他	
	定検管理 ・仮設遮蔽の実施 ・定検前周知会資料の作成 ・定検工程調整	

第2.2.1.5.6図 放射線管理の教育・訓練内容（2／2）

教育・訓練項目		主な内容
放射線管理技術技能認定）	専門教育（個人管理）	一般事項 ・基準・規定・指針等 ・原子力規制検査対応 ・委託管理 他
		立入管理 ・放射線管理計画／放射線作業計画 ・管理区域立入申請／許可 ・一時立入申請／許可 他
		被ばく評価 ・外部／内部被ばく評価 ・線量調査 他
		放管教育 ・放射線管理教育 他
		定検管理 ・定検前周知会資料の作成 ・定検工程調整 他
	専門教育（環境管理）	一般事項 ・基準・規定・指針等 ・原子力規制対応 ・委託管理 他
		測定管理 ・環境放射線（能）等の測定 ・原子炉施設保安規定、内規ベース測定のサンプリング ・デザイン 他
		原子力防災 ・緊急時の放射線（能）測定 ・走行サーベイ ・公衆の被ばく評価 他



第2.2.1.5.7 図 放射線管理の教育・訓練に係る運用管理フロー



(注) APD：警報付ポケット線量計

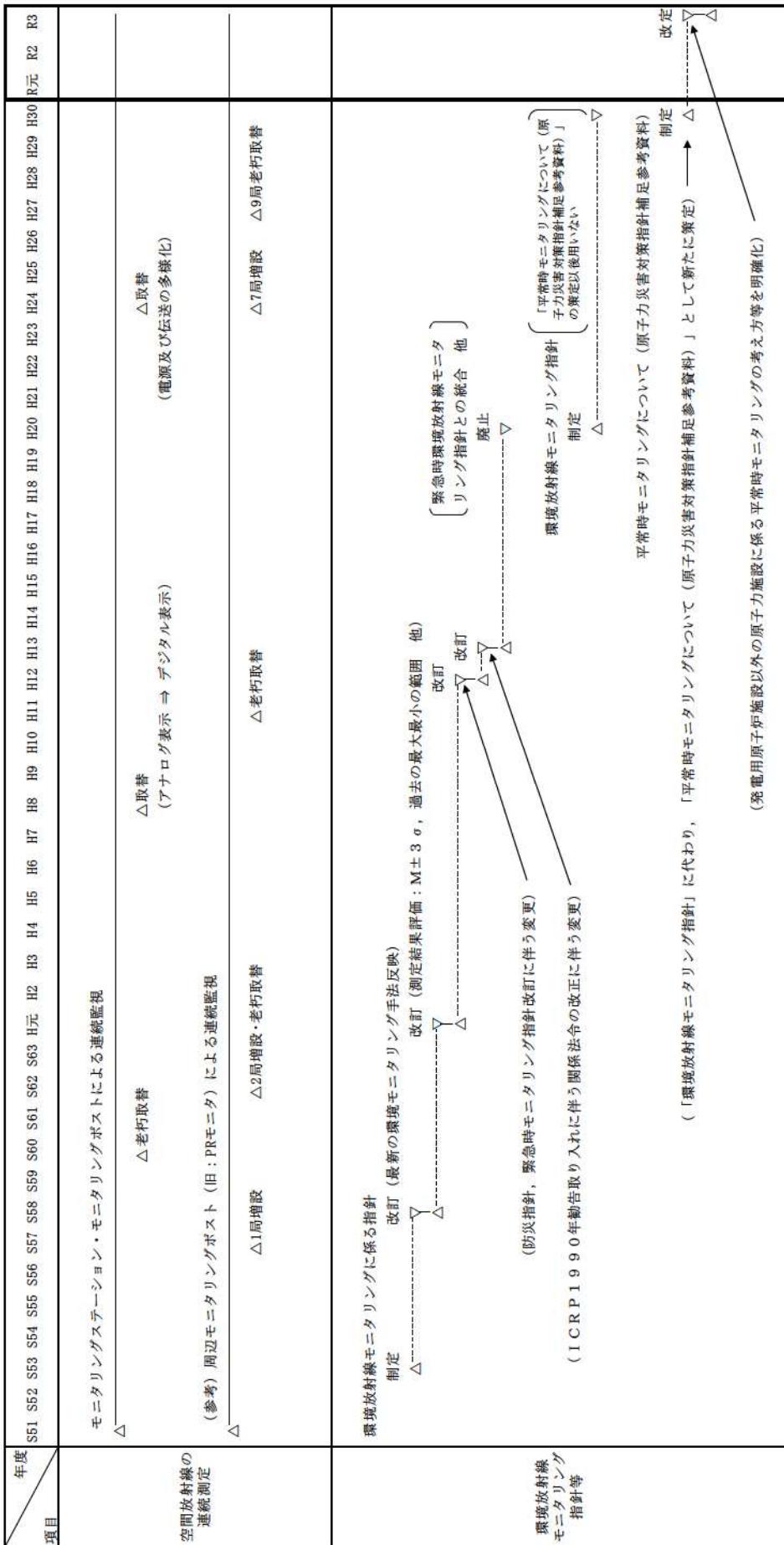
□ 内は、今回の評価対象期間

第2.2.1.5.8 図 線量管理システムの変遷

年度 項目	H6 H7 H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 /R1 H31 /R1 R2 R3 備考		
△ 3号機 運転開始	△ エリアモニタによる連続監視 △ 作業場所での線量当量率表示（線量当量率表示器） △	△ 変更なし △ 変更なし △	
△ 外部放射線 による 線量当量率 (エリアモニタ)	△ 空気中の粒子状 放射性物質濃度 △ 表面汚染密度 △ 外部放射線 による 線量当量	△ ダストサンプリング（1回／週測定） △ スミア法によるサンプリング（1回／週測定） △ TLD又はNSDによる測定※（1回／週測定） △	△ 変更なし △ 変更なし △ 変更なし △ 変更なし

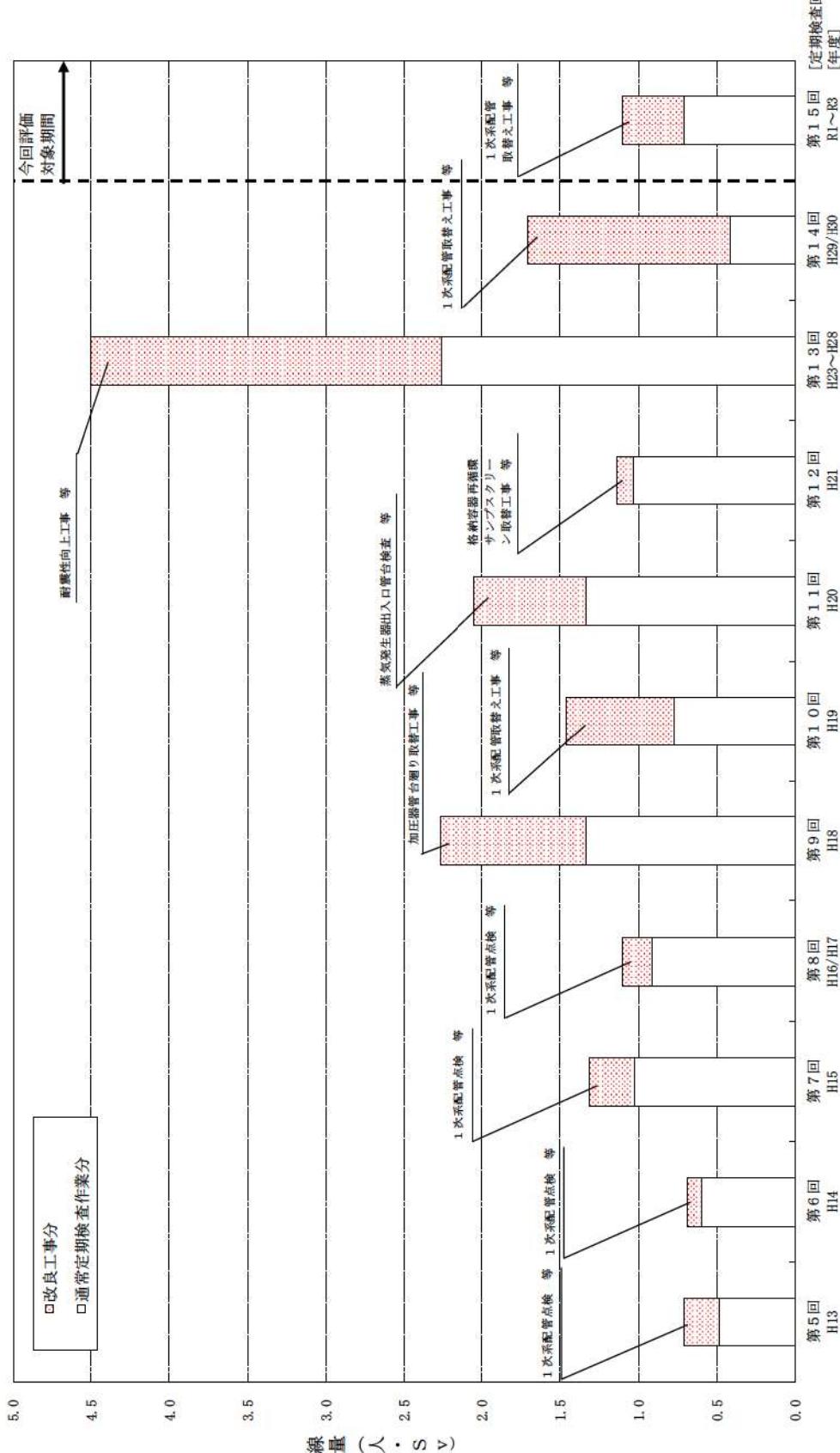
(注) TLD : 热蛍光線量計
NSD : 電子式積算線量計※～R3.4はTLD、R3.5～はNSDによる測定
□ 内は、今回の評価対象期間

第2.2.1.5.9 図 管理区域内放射線環境監視の変遷



□ 内は、今回の評価対象期間

図2.2.1.5.10 環境放射線モニタリングシステムの変遷



第2.2.1.5.11 図 定期検査期間中の線量の推移

第2.2.1.5.12 図 定期検査期間中の線量状況（1／3）

定期検査回数(第 回)	第5回定期検査			第6回定期検査			第7回定期検査			第8回定期検査		
	定期 検 査 期 間	解列～並列	H13年 4月 2日～H13年 5月 31日 (60日)	H14年 5月 24日～H14年 7月 12日 (50日)	H15年 9月 19日～H15年 12月 18日 (91日)	H17年 2月 13日～H17年 4月 11日 (58日)						
放射線業務従事者数(人)		社員	社員以外	合計	社員	社員以外	合計	社員	社員以外	合計	社員	社員以外
総 線 量(人・Sv)	0.02	0.69	0.71	0.02	0.66	0.68	0.02	1.28	1.30	0.02	1.08	1.10
平均 線 量(mSv)	0.1	0.6	0.5	0.1	0.5	0.4	0.1	0.9	0.8	0.1	0.8	0.7
最大 線 量(mSv)	1.6	7.5	—	1.7	7.5	—	1.6	12.5	—	1.0	8.7	—
線量分布(人)	251	1,209	1,460	244	1,282	1,526	221	1,398	1,619	185	1,300	1,485
5mSv 以下	0	22	22	0	10	10	0	51	51	0	25	25
5mSv を超え 15mSv 以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15mSv を超え 25mSv 以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25mSv を超え 50mSv 以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50mSv を超える	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

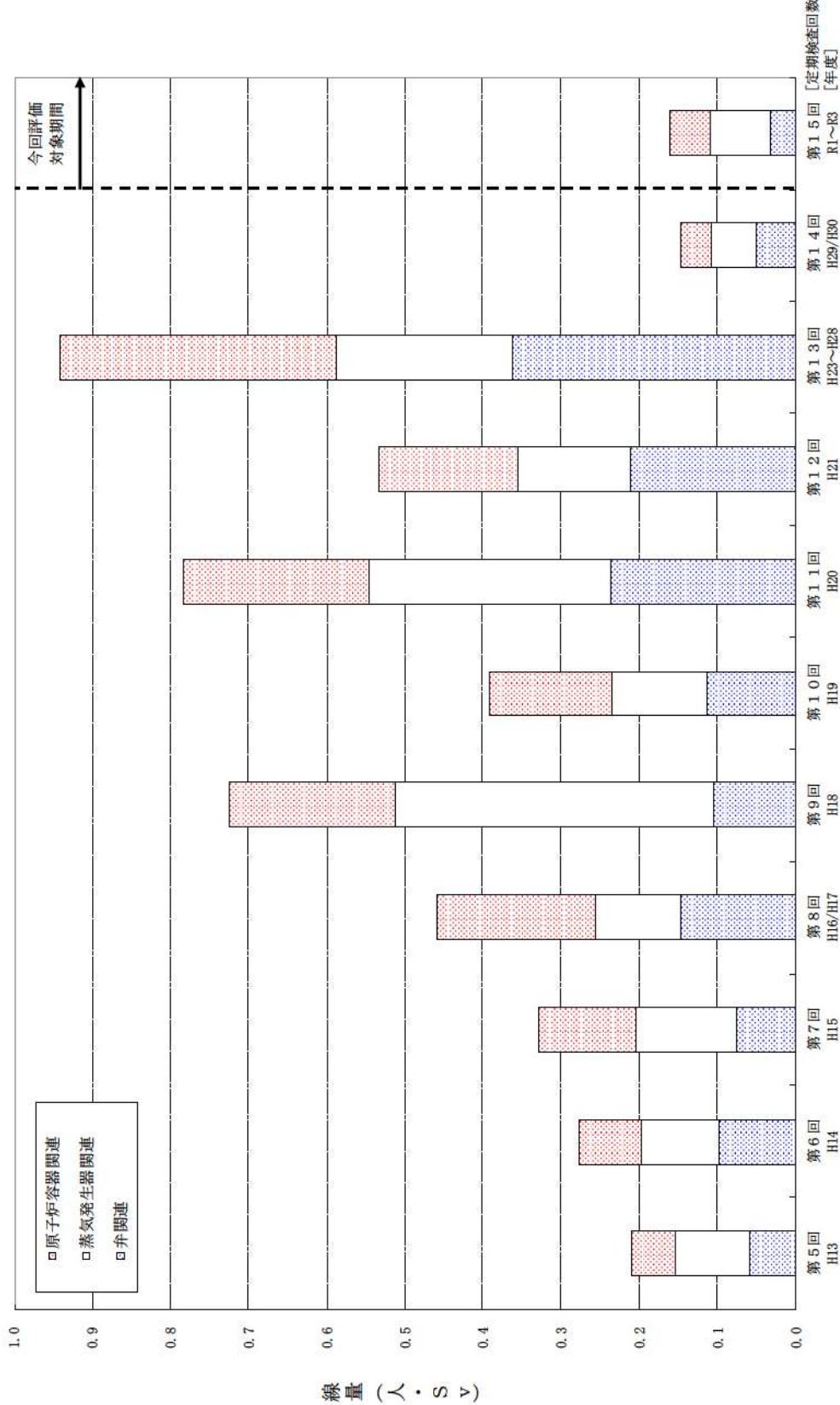
第2.2.1.5.12 図 定期検査期間中の線量状況（2／3）

定期検査回数(第 回)	第9回定期検査			第10回定期検査			第11回定期検査			第12回定期検査			
	定期 検 査 期 間	解列～並列	H18年 4月 30日～H18年 7月 12日 (74日)	H19年 9月 7日～H19年 10月 17日 (41日)	H20年 9月 7日～H20年 11月 8日 (63日)	H22年 1月 7日～H22年 3月 4日 (57日)							
解列～定期検査 終了		H18年 4月 30日～H18年 8月 8日 (101日)	H19年 9月 7日～H19年 11月 14日 (69日)	H20年 9月 7日～H20年 12月 9日 (94日)	H22年 1月 7日～H22年 3月 30日 (83日)								
放射線業務従事者数(人)	社員	社員以外	合計	社員	社員以外	合計	社員	社員以外	合計	社員	社員以外	合計	
総 線 量(人・Sv)	0.02	2.25	2.26	0.02	1.43	1.46	0.03	2.02	2.04	0.03	1.10	1.13	
平均 線 量(mSv)	0.11	1.52	1.38	0.15	1.14	1.03	0.16	1.45	1.32	0.15	0.82	0.73	
最大 線 量(mSv)	1.02	12.65	—	2.13	13.14	—	1.78	12.20	—	1.45	11.48	—	
線 量 分 布(人)	5mSv 以下	163	1,333	1,496	163	1,178	1,341	159	1,267	1,426	209	1,299	1,508
	5mSv を超え 15mSv 以下	0	143	143	0	73	73	0	124	124	0	41	41
	15mSv を超え 25mSv 以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25mSv を超え 50mSv 以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	50mSv を超える	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

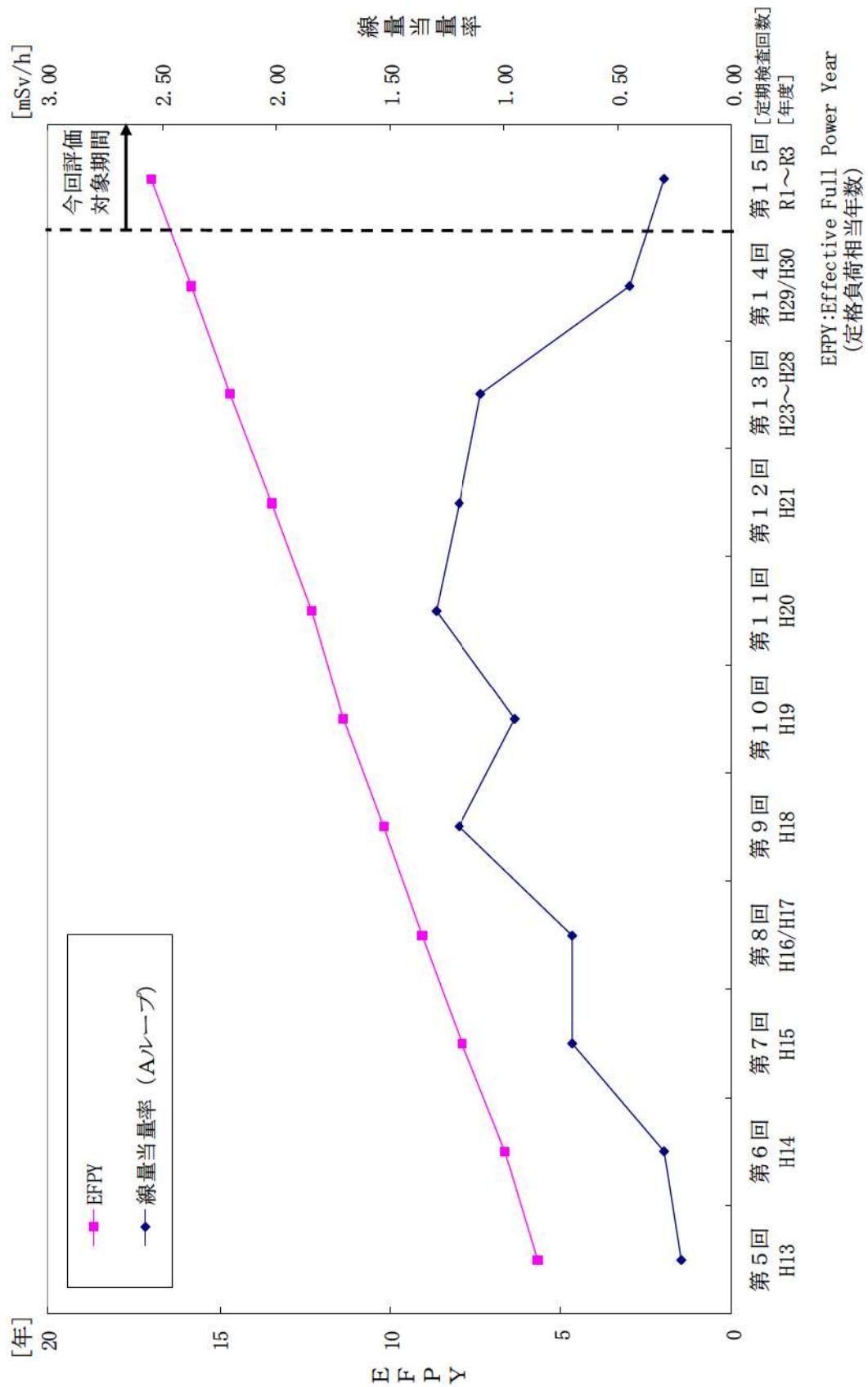
第2.2.1.5.12 図 定期検査期間中の線量状況（3／3）

定期検査回数(第 回)		第1 3回定期検査			第1 4回定期検査			第1 5回定期検査		
定期検査期間	解列～並列	H23年 4月 29日～H28年 8月 15日 (1,936 日)			H29年 10月 3日～H30年 10月 30日 (393 日)			R1年 12月 26日～R3年 12月 6日 (712 日)		
	解列～定期検査終了	H23年 4月 29日～H28年 9月 7日 (1,959 日)			H29年 10月 3日～H30年 11月 28日 (422 日)			R1年 12月 26日～R4年 1月 24日 (761 日)		
		社員	社員以外	合計	社員	社員以外	合計	社員	社員以外	合計
線量	放射線業務従事者数(人)	575	4,179	4,754	408	2,133	2,541	420	2,085	2,505
	総 線 量(mSv)	0.12	4.37	4.49	0.04	1.66	1.70	0.04	1.07	1.10
	平均 線 量(mSv)	0.21	1.05	0.94	0.11	0.78	0.67	0.08	0.51	0.44
線量	最大 線 量(mSv)	5.06	27.38	—	2.89	15.38	—	2.90	14.95	—
	5mSv 以下	574	3,928	4,502	408	2,033	2,441	420	2,034	2,454
	5mSv を超え 15mSv 以下	1	214	215	0	99	99	0	51	51
分布(人)	15mSv を超え 25mSv 以下	0	36	36	0	1	1	0	0	0
	25mSv を超え 50mSv 以下	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	50mSv を超える	0	0	0	0	0	0	0	0	0

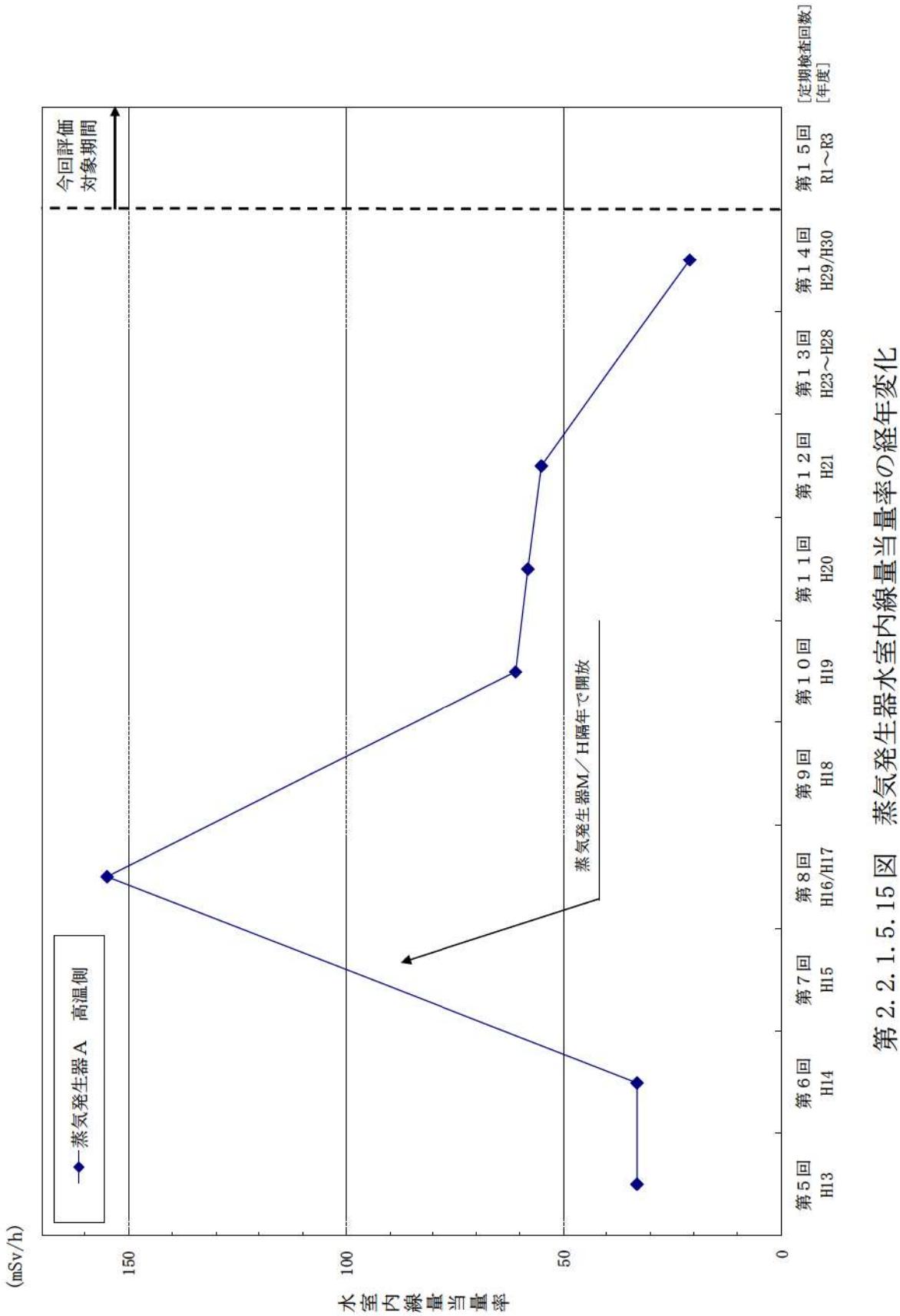
□内は今回の評価対象期間

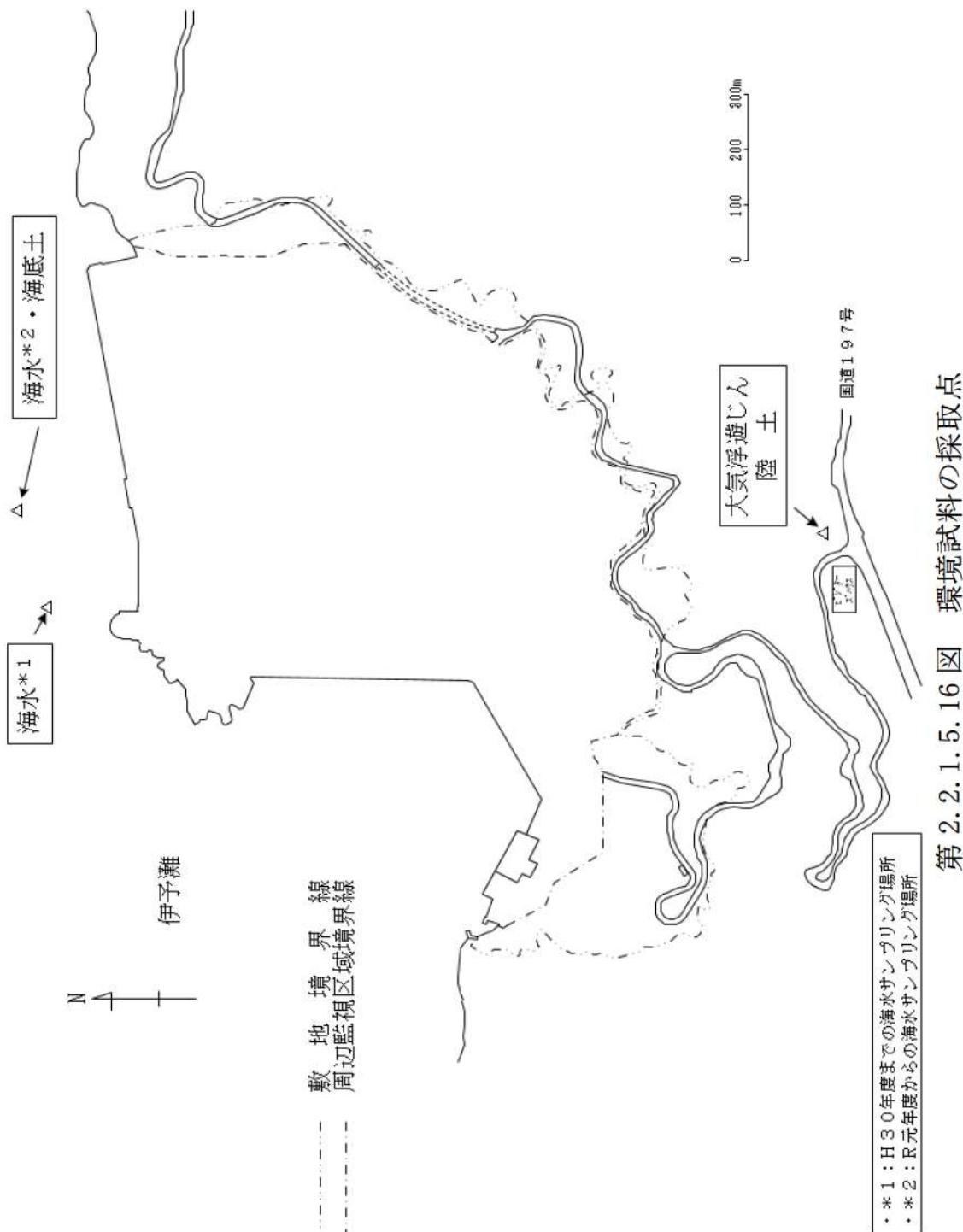


第2.2.1.5.13 図 主要作業件名別の線量の推移（定期検査作業分）

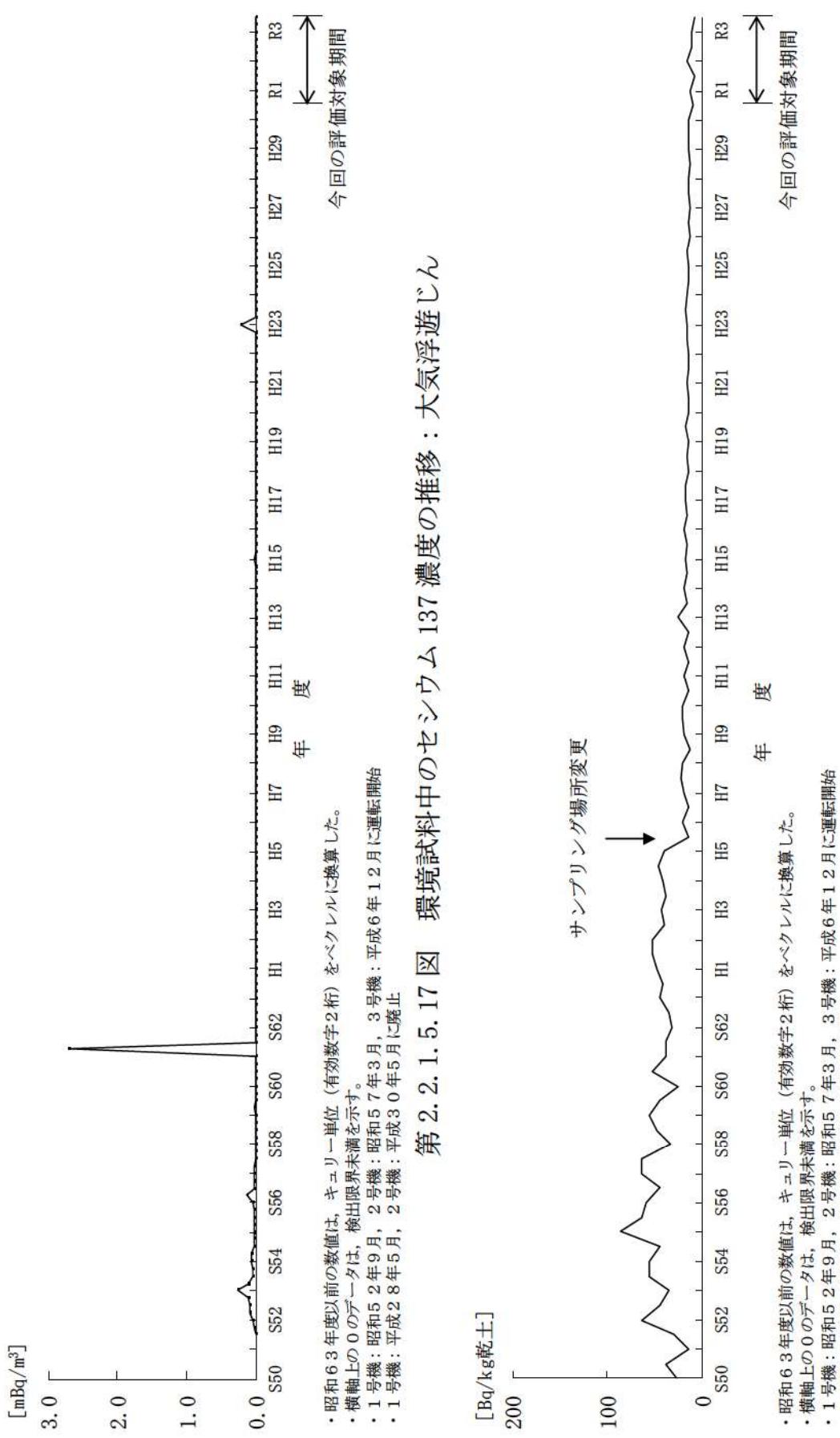


第2.2.1.5-14 図 1次冷却材配管表面線量当量率の経年変化



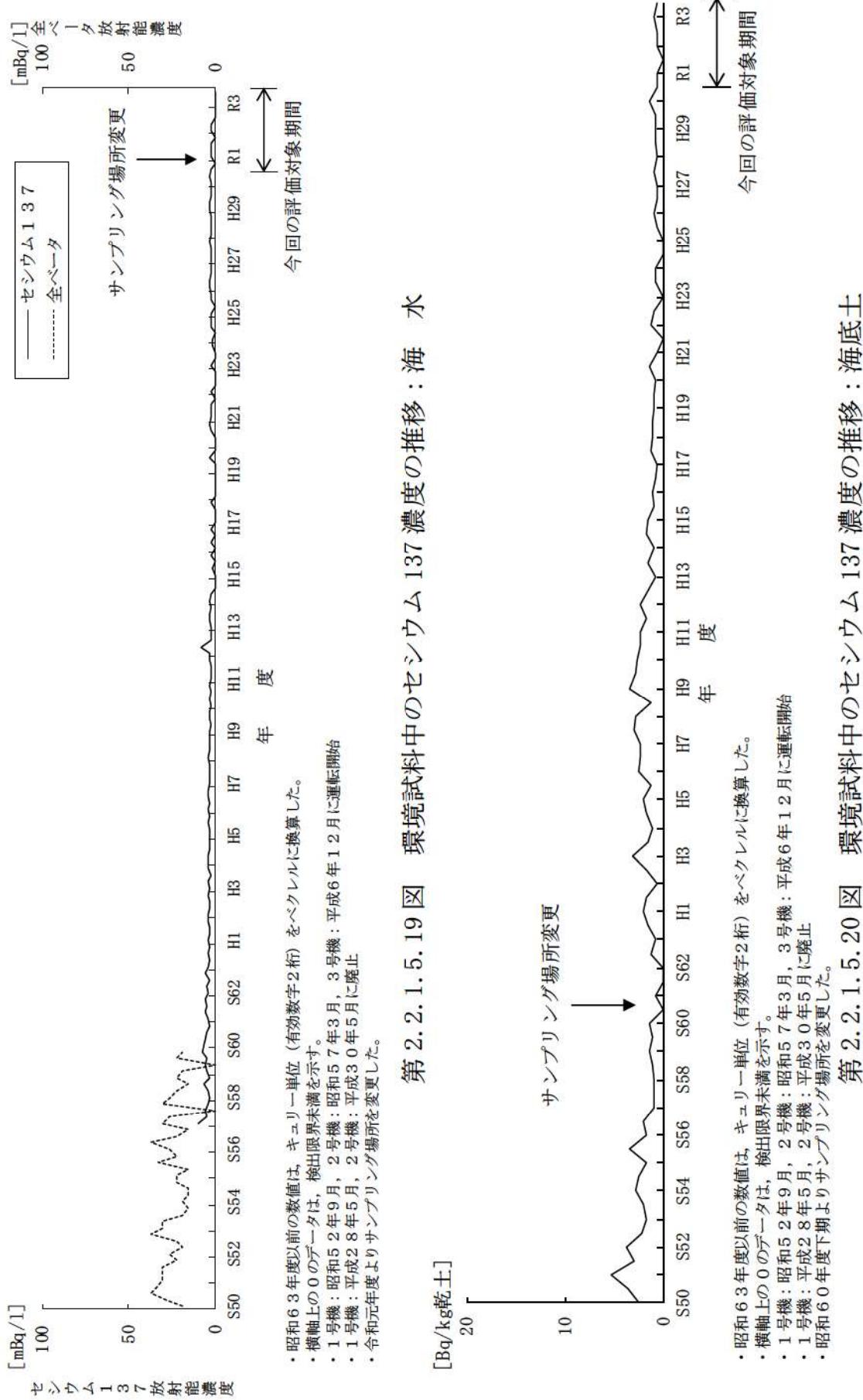


第2.2.1.5-16 図 環境試料の採取点



2.2.1.5-50

第2.2.1.5.18 図 環境試料中のセシウム 137 濃度の推移：陸 土



(単位：回)

年次	アメリカ	旧ソ連	イギリス	フランス	中国	計	備考
1945-1963	342[215]	22[219]	23[21]	9[4]	0[0]	595[459]	
1964(S39)	39[0]	9[0]	2[0]	3[0]	1[1]	54[1]	中国第1回核実験(1964)
1965(S40)	37[0]	14[0]	1[0]	4[0]	1[1]	57[1]	
1966(S41)	44[0]	18[0]	0[0]	6[5]	3[3]	71[8]	
1967(S42)	39[0]	17[0]	0[0]	3[3]	2[2]	61[5]	
1968(S43)	52[0]	17[0]	0[0]	5[5]	1[1]	75[6]	
1969(S44)	45[0]	19[0]	0[0]	0[0]	2[1]	66[1]	
1670(S45)	38[0]	16[0]	0[0]	8[8]	1[1]	63[9]	
1971(S46)	23[0]	23[0]	0[0]	5[5]	1[1]	52[6]	
1972(S47)	27[0]	24[0]	0[0]	3[3]	2[2]	56[5]	
1973(S48)	23[0]	17[0]	0[0]	5[5]	1[1]	46[6]	
1974(S49)	22[0]	21[0]	1[0]	7[7]	1[1]	52[8]	
1975(S50)	22[0]	19[0]	0[0]	2[0]	1[0]	44[0]	
1976(S51)	20[0]	21[0]	1[0]	4[0]	4[3]	50[3]	
1977(S52)	20[0]	24[0]	0[0]	7[0]	1[1]	52[1]	
1978(S53)	19[0]	31[0]	2[0]	10[0]	3[2]	65[2]	核実験（地下実験及び大気圈内実験）の回数。うち[]内は大気圏内実験回数。
1979(S54)	15[0]	31[0]	1[0]	10[0]	1[1]	58[1]	
1980(S55)	14[0]	24[0]	3[0]	11[0]	1[1]	53[1]	
1981-1996	162[0]	149[0]	11[0]	96[0]	18[0]	436[0]	

【出典】Natural Resources Defense Council: The NRDC's Nuclear Data, Table of Known Nuclear Tests Worldwide, 1945-1996

第2.2.1.5.21 図 環境に影響を与えた核実験等の実績

2.2.1.6 放射性廃棄物管理

2.2.1.6.1 放射性廃棄物管理の目的

放射性廃棄物管理の目的は、発電所から放射性気体・液体廃棄物を環境に放出するに当たり、法令に定められた濃度限度を遵守することはもとより、ICRP 1977 年勧告で示された「合理的に達成可能な限り低く」という A L A R A (As Low As Reasonably Achievable) の精神を踏まえ、放出管理目標値又は放出管理基準値を設定することにより放出量の低減に努め、公衆の被ばく線量を低いレベルに制限することである。

また、放射性固体廃棄物については、適切な保管又は貯蔵を行うとともに、発生量の低減に努めることである。

2.2.1.6.2 放射性廃棄物管理の変遷

放射性廃棄物管理に係る組織・体制、社内マニュアル及び教育・訓練については、平成 16 年 3 月からの品質マネジメントシステムの導入及び放射性廃棄物管理に係る業務の関係会社へのアウトソースの実施により、大幅な変更がなされた。

品質マネジメントシステムの導入により、業務に対する要求事項が明確となり、要求事項に対する保安活動の計画、実施、実施結果の評価及び評価結果の反映の P D C A サイクルが確実に廻されるようになった。

これに伴い、社内マニュアルについても、品質マネジメントシステムに合わせた改正がなされた。

また、放射性廃棄物管理に従事する要員の力量についても、技術技能の認定制度により明確にされ、教育・訓練についても P D C A

サイクルが廻るようになった。

放射性廃棄物管理に係る業務の関係会社へのアウトソースについては、従来より業務の実務部分は関係会社へ委託されていたが、管理部分の一部についても委託され、当社単独での管理から関係会社を含めた四電グループによる管理に変更され、四電グループの技術力向上及び合理的かつ効率的な運営がなされるようになった。

本節では、保安活動に係る仕組みの改善状況として組織・体制、社内マニュアル及び教育・訓練を調査・評価するとともに、設備の改善状況及び実績指標のトレンドについて調査・評価した。

2.2.1.6.3 放射性廃棄物管理に係る調査結果

本節では、保安活動に係る仕組みの改善状況、設備の改善状況及び保安活動の適切性・有効性を示す実績指標のトレンドについて調査を行い評価した結果を示す。

(1) 保安活動に係る仕組みの改善状況

a. 組織・体制

(a) 調査方法

イ. 放射性廃棄物管理に係る組織・体制の整備が適切に行われていること及び放射性廃棄物低減対策の変遷等を調査する。

ロ. 内部・外部評価をもとに、評価対象の有無とその改善状況を調査する。

(b) 調査結果

4. 放射性廃棄物管理に係る組織・体制の整備及び放射性廃棄物低減対策

(イ) 放射性廃棄物管理に係る組織・体制の整備

放射性廃棄物管理に関する組織・体制は、平成16年2月までは、本店及び発電所により構成されていたが、平成16年3月より、放射性廃棄物管理業務の高度化を目指し、四電グループ大での体制に変更され、本店、発電所及び関係会社による体制となった。

発電所においては、保安に関する業務を統括する発電所長の下に原子炉主任技術者を配置し、放射性廃棄物管理に関する業務を行う放射線・化学管理課長を中心とした体制としている。

関係会社は、品質マネジメントシステムにおけるアウトソース先となり、品質保証要領（平成18年3月からは、品質保証基準に統合）及び放射線管理総括内規に基づき放射線・化学管理課長の業務管理のもと、伊方サービス㈱放管サポートセンター及び化学部にて発電所における放射性廃棄物管理の実務を総括的に実施する体制としている。

これらの放射性廃棄物管理体制を第2.2.1.6.1図「放射性廃棄物管理体制」に示す。

なお、安全管理部長及び放射線・化学管理課長の業務所掌並びに関係会社へアウトソースするプロセスは、伊方発電所長が定めた放射線管理総括内規で明確にしている。

放射性廃棄物管理の実施にあたっては、放射性気体廃棄物の放出前には、放射線・化学管理課長が放出放射能量を推定し、

当直長等が放出可否判定し、放出条件確認・調整を行っている。

放射性液体廃棄物の放出前には、放射線・化学管理課長がバッチ毎のサンプリング測定、放出放射能量評価を行い、当直長が放出可否判定し、放出条件確認・調整を行っている。

放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出時には、当直長が放出中におけるモニタの連続監視を行い、放出後には放射線・化学管理課長が放出放射能評価を行っており、放出量の低減対策を着実に実施している。

放射性固体廃棄物については、種類に応じて、各課長が、圧縮、焼却、固化等の処理を行っている。保管・貯蔵時には、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫の保管本数や使用済樹脂貯蔵タンクの貯蔵量の推移評価を行っており、廃棄物発生量、保管量の低減対策を着実に実施している。

これらの放射性廃棄物低減に係る運用管理を第 2.2.1.6.2 図「放射性気体廃棄物低減に係る運用管理フロー」、第 2.2.1.6.3 図「放射性液体廃棄物低減に係る運用管理フロー」及び第 2.2.1.6.4 図「放射性固体廃棄物低減に係る運用管理フロー」に示す。

以上のように、放射性廃棄物管理に係る所掌範囲及び権限が明確にされ、保安活動を確実に実施できる組織・体制としている。

(ロ) 放射性廃棄物低減対策

伊方発電所では、営業運転開始当初より今まで低減対策を

検討するとともに、低減効果の大小にかかわらず積極的に実施してきた。

これまで実施してきた気体・液体・固体の各放射性廃棄物の管理面での低減対策は、第2.2.1.6.5図「放射性気体廃棄物放出低減対策の変遷」、第2.2.1.6.6図「放射性液体廃棄物放出低減対策の変遷」及び第2.2.1.6.7図「放射性固体廃棄物低減対策の変遷」に示すとおりであり、現在も継続的に取り組まれている。

これらの放射性廃棄物低減対策の実施項目のうち、今回の評価対象期間に管理面で新たに開始した対策は以下のとおりである。

1) ALARA委員会設置

令和2年度にALARA委員会を設置し、放射性廃棄物の発生量を合理的に達成可能な限り低減するために必要な方策について発電所大で検討し、取り組むこととした。（第2.2.1.6.8図「放射性固体廃棄物低減対策」参照）

④ 放射性廃棄物管理に係る組織・体制の改善状況

内部・外部評価を調査した結果、組織・体制に係る改善活動で評価対象となるものはなかった。

(c) 評価結果及び今後の取組

イ. 評価結果

放射性廃棄物管理に係る組織・体制については、関係会社へアウトソースするプロセスを含め、所掌範囲及び権限が明確に

されていることを確認した。

また、放射性廃棄物の低減に向けた取り組みが A L A R A の精神に則り継続的に実施され、管理面で効果的な低減対策が図られていることを確認した。

さらに、内部・外部評価を調査した結果、組織・体制に係る改善活動を行っており、改善されていない事項や再発・類似している事項がないことを確認した。

以上のことから、放射性廃棄物の管理を確実に実施できる組織・体制が整備されるとともに、効果的な放射性廃棄物低減対策が図られ、改善活動も適切になされていると判断でき、保安活動は適切で有効に機能していると評価できる。

a. 今後の取組

今後とも、放射性廃棄物管理に係る組織・体制の整備・改善を継続的に行うとともに、現行の放射性廃棄物低減対策に係る運用管理を継続することにより、確実な放射性廃棄物管理の実施に努めることとする。

b. 社内マニュアル

(a) 調査方法

i. 放射性廃棄物管理に係る社内マニュアルの整備が適切に行われていることを調査する。

ii. 内部・外部評価をもとに、評価対象の有無とその改善状況を調査する。

(b) 調査結果

イ. 放射性廃棄物管理に係る社内マニュアルの整備

平成16年2月までは、原子炉施設保安規定及び放射線管理要領に基づき、放射性廃棄物管理関係内規に必要な内容を定め、また管理運用の変更に合わせ適切な改正がなされてきた。

平成16年3月に原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC-4111）の制定及び導入にあわせ、原子炉施設保安規定及び品質保証要領に品質マネジメントシステムが導入され、放射性廃棄物管理関係内規も原子炉施設保安規定及び品質保証要領（平成18年3月からは、品質保証基準に統合）の構成に合わせた整備が行われた。

この整備においては、品質マネジメントシステムの導入に伴い、以下に示すとおり、種々の改善が盛り込まれた。

(イ) 要求事項の明確化

法令・規制、業務に不可欠な要求事項及び当所が必要と判断する追加要求事項等を整理し、記載した。

(ロ) P D C Aサイクルの確立

放射性廃棄物管理に係る業務の実施にあたり、要求事項に対する保安活動の計画策定、実施、実施結果の評価及び評価結果の次回計画への反映を行うことができる体系に内規を変更した。

(ハ) アウトソース管理の明確化

外注管理において、アウトソースするプロセスを定めるとともに、調達要求事項として管理項目を定めた。

平成 16 年 3 月以降においては、原子炉施設保安規定の改正や放射性廃棄物管理プロセスの監視の結果等がレビューされ、放射性廃棄物管理関係内規の適正な改正がなされている。

ロ. 放射性廃棄物管理に係る社内マニュアルの改善状況

内部・外部評価を調査した結果、社内マニュアルに係る改善活動で評価対象となるものはなかった。

(c) 評価結果及び今後の取組

イ. 評価結果

放射性廃棄物管理に係る社内マニュアルは、原子炉施設保安規定及び品質保証要領（平成 18 年 3 月からは、品質保証基準に統合）の構成に合わせた整備が行われている。

また、内部・外部評価を調査した結果、社内マニュアルに係る改善活動を行っており、改善されていない事項や再発・類似している事項がないことを確認した。

以上のことから、社内マニュアルに係る改善活動が定着し、放射性廃棄物管理の目的に沿って改善活動の見直しが継続的に行われていると判断でき、保安活動は適切で有効に機能していると評価できる。

ロ. 今後の取組

今後とも、放射性廃棄物管理に係る社内マニュアルの整備・改善を継続的に行うことにより、確実な放射性廃棄物管理の実施に努めることとする。

c. 教育・訓練

(a) 調査方法

イ. 放射性廃棄物管理に係る教育・訓練項目、体系及び実施状況

を調査する。

ロ. 内部・外部評価をもとに、評価対象の有無とその改善状況を

調査する。

(b) 調査結果

イ. 放射性廃棄物管理に係る教育・訓練の整備

(イ) 放射性廃棄物管理教育

1) 保安教育

放射線業務従事者へ指定する際は、保安教育実施方針に基づき、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること、関係法令及び原子炉施設保安規定の遵守に関すること等の放射線業務従事者教育を実施している。

また、放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること等のその他反復教育を定期的に実施している。

保安教育の実施にあたっては、年度毎に実施計画を作成するとともに、年度終了後、実施報告書を作成し、適切に実施している。

2) 定検前教育

年度で初めての定期検査作業に従事する前には、当社の放射線業務従事者、請負会社の放射線管理責任者等を対象に、

定期検査における放射性固体廃棄物の発生量低減に関する定期検前教育を行い、この教育を受講した放射線管理責任者等が請負会社の放射線業務従事者に対して教育することにより、放射性廃棄物低減対策の周知を図っている。

定期検前教育の実施にあたっては、年度毎に実施計画を作成するとともに、年度終了後、実施報告書を作成し、適切に実施している。

(ロ) 放射性廃棄物管理を実施する要員の教育・訓練

放射性廃棄物管理を実施する要員の教育・訓練については、平成15年1月に、それまでのOJTによる教育・訓練を主としたものから、放射線管理技術技能認定制度を整備し、放射性気体廃棄物管理及び放射性固体廃棄物管理の業務毎に必要な知識、技能等を明確にするとともに、個人毎に習得計画を立案し、それに従い教育・訓練を実施するとともに、その結果を評価する仕組みが作られた。

その後、平成16年3月には、放射性液体廃棄物管理を実施する要員に対する技術技能を定める化学管理技術技能認定制度が整備され、放射線管理技術技能認定制度と同様に運用管理が始まった。

あわせて、品質マネジメントシステムの導入による、要員の力量管理を充実させるため、重要な業務を実施する要員の力量を明確にするとともに、放射線管理技術技能認定制度及び化学管理技術技能認定制度も品質マネジメントシステムの体系に取り込み、原子力保安研修所の訓練や資格取得を含む実施計画及

び技術技能認定の取得計画の作成、教育・訓練の実施、実施結果の評価及び評価結果の反映のP D C Aサイクルが確実に廻されるようになり、より充実が図られた。

令和3年度における放射性気体廃棄物管理及び放射性固体廃棄物管理に係る認定者の確保状況は、計画3名に対し実績4名となっており、計画どおり確保されている。また、放射性液体廃棄物管理に係る認定者の確保状況は、計画4名に対し実績4名となっており、計画どおり確保されている。

これらの教育・訓練の内容を第2.2.1.6.1表「放射性廃棄物管理の教育・訓練内容」、教育・訓練の運用フローを第2.2.1.6.9図「放射性廃棄物管理の教育・訓練に係る運用管理フロー」に示す。

また、協力会社のうち、関係会社については、当社から業務をアウトソースするにあたって、業務実施要員の力量及び教育・訓練を要求しており、関係会社は、この要求を受け平成16年4月に当社と同様な技術技能認定制度を整備し、運用を実施している。

この技術技能認定制度では、当社と同等な業務種別及びレベルを含むとともに、実務に関するより細かい種別も設け、確実な力量管理及び教育・訓練を実施している。

四 放射性廃棄物管理に係る教育・訓練の改善状況

内部・外部評価を調査した結果、教育・訓練に係る改善活動で評価対象となるものはなかった。

(c) 評価結果及び今後の取組

イ. 評価結果

放射線業務従事者に対する保安教育（放射線業務従事者教育やその他反復教育）及び定検前教育により、放射性廃棄物管理に係る教育が適切に実施されていることを確認した。

放射性廃棄物管理を実施する要員の教育・訓練については、当社及び関係会社において、放射線管理技術技能認定制度及び化学管理技術技能認定制度を整備し、内容の充実を図るとともに教育・訓練を計画的に実施していることを確認した。

また、内部・外部評価を調査した結果、教育・訓練に係る改善活動で評価対象となるものはなかった。

以上のことから、教育・訓練に係る改善活動が定着し、放射性廃棄物管理の目的に沿って改善活動の見直しが継続的に行われていると判断でき、保安活動は適切で有効に機能していると評価できる。

ロ. 今後の取組

今後とも、教育・訓練により必要な知識・技能の習得を図り、放射性廃棄物の低減及び確実な管理を継続することとする。

(2) 設備の改善状況

a. 調査方法

(a) 放射性廃棄物管理に係る設備の整備・改善状況を変遷等により調査する。

(b) 内部・外部評価をもとに、評価対象の有無とその改善状況を調査する。

b. 調査結果

(a) 放射性廃棄物管理に係る設備

イ. 放射性気体廃棄物に係る設備

伊方発電所では、放射性気体廃棄物を低減するため、第2.2.1.6.5 図「放射性気体廃棄物放出低減対策の変遷」に示すように、1号機営業運転開始当初から適宜放射性気体廃棄物に係る関連設備を設置、運用してきた。

今回の評価対象期間では、新たに設備を設置、運用を開始したものはないが、1号機営業運転開始当初から適宜放射性気体廃棄物に係る関連設備を設置、運用を継続しており、適宜適正化が図られている。

ロ. 放射性液体廃棄物に係る設備

伊方発電所では、放射性液体廃棄物を低減するため、第2.2.1.6.6 図「放射性液体廃棄物放出低減対策の変遷」に示すように、1号機営業運転開始当初から適宜放射性液体廃棄物に係る関連設備を設置、運用してきた。

今回の評価対象期間では、新たに設備を設置、運用を開始したものはないが、1号機営業運転開始当初から適宜放射性液体廃棄物に係る関連設備を設置、運用を継続しており、適宜適正化が図られている。

ハ. 放射性固体廃棄物に係る設備

伊方発電所では、放射性固体廃棄物の発生量及び保管量を減少させるため、第2.2.1.6.7図「放射性固体廃棄物低減対策の変遷」に示すように、適宜放射性固体廃棄物に係る関連設備を設置、運用してきた。

今回の評価対象期間では、新たに設備を設置、運用を開始したものはないが、1号機営業運転開始当初から適宜放射性固体廃棄物に係る関連設備を設置、運用を継続しており、適宜適正化が図られている。

(b) 放射性廃棄物管理に係る設備の改善状況

内部・外部評価を調査した結果、設備に係る改善活動で評価対象となるものはなかった。

c. 評価結果及び今後の取組

(a) 評価結果

放射性廃棄物管理に係る設備は、放射性廃棄物管理を確実に実施できるよう、継続的に整備・改善されていることを確認した。

内部・外部評価を調査した結果、放射性廃棄物管理に係る設備について改善活動を行っており、改善されていない事項や再発・類似している事項がないことを確認した。

以上のことから、放射性廃棄物管理に係る設備の改善活動が定着し、保安活動は適切で有効に機能していると評価できる。

(b) 今後の取組

今後とも、放射性廃棄物管理に係る設備の整備・改善を継続的に行うことにより、確実な放射性廃棄物管理の実施に努めることとする。

(3) 放射性廃棄物管理に係る実績指標のトレンド

a. 調査方法

(a) 放射性気体廃棄物の放出実績

年度毎の放射性希ガス及び放射性ヨウ素（I-131）の放出量の推移を調査する。

なお、放射性気体廃棄物の放出については、発電所全体の放出管理目標値を定め管理しているため、発電所全体の放出実績を調査する。

(b) 放射性液体廃棄物の放出実績

年度毎のトリチウムを除く放射性物質及びトリチウムの放出量の推移を調査する。

なお、放射性液体廃棄物の放出については、発電所全体の放出管理目標値及びトリチウムの放出管理の基準値を定め管理しているため、発電所全体の放出実績を調査する。

(c) 放射性固体廃棄物の発生、保管実績

固体廃棄物貯蔵庫に搬入された放射性固体廃棄物の年度毎の発生量と累積保管量の推移を調査する。

発生については、アスファルト固化装置、改良型セメント固化装置、雑固体焼却設備及び圧縮減容固化設備が共用設備であるこ

と、保管については固体廃棄物貯蔵庫が共用であることから発電所全体の実績を調査する。

また、放射性固体廃棄物のうち固体廃棄物貯蔵庫以外に貯蔵している脱塩塔使用済樹脂の状況を調査する。

なお、3号機使用済樹脂貯蔵タンクは共用であることから、発電所全体の状況を調査する。

b. 調査結果

(a) 放射性気体廃棄物の放出量

イ. 放射性希ガス

放射性気体廃棄物のうち、放射性希ガスに対する発電所全体の年間放出管理目標値は、平成29年6月までは 1.5×10^{15} Bq/年であり、1号廃止措置に伴い平成29年7月から令和2年9月までは 9.5×10^{14} Bq/年、2号廃止措置に伴い令和2年10月以降は 3.7×10^{14} Bq/年である。なお、これらについては原子炉施設保安規定に定めている。これに対し、今回の評価対象期間で放出量は、第2.2.1.6.10図「伊方発電所放射性気体廃棄物中の放射性希ガスの放出実績」に示すように、十分低い値で推移しており、その値は放出管理目標値を十分に下回っている。なお、評価対象期間において燃料漏えいは発生していない。

各年度において特記される放出状況については、以下のとおりである。

- ・令和元年度は、3号機停止操作の格納容器換気に伴うものである。

また、平成30年度および令和2年度については、伊方発電

所の運転が停止していたため、放射性希ガスの放出量は検出限界値未満であった。なお、1号機については平成28年5月に運転を終了し、2号機については平成30年5月に運転を終している。

以上のとおり放射性希ガスの放出量に変動があったが、放射性希ガスの放出量が最小限に抑えられており、適切な放射性廃棄物管理がなされているものと判断できる。

¶. 放射性よう素(I-131)

放射性気体廃棄物のうち、放射性よう素に対する年間放出管理目標値は、平成29年6月までは 8.1×10^{10} Bq/年であり、1号廃止措置に伴い平成29年7月から令和2年9月までは 4.4×10^{10} Bq/年、2号廃止措置に伴い令和2年10月以降は 7.7×10^9 Bq/年である。なお、これらについては原子炉施設保安規定に定めている。これに対して、今回の評価対象期間で放出量は、第2.2.1.6.11図「伊方発電所放射性気体廃棄物中の放射性よう素(I-131)の放出実績」に示すように、検出限界値未満で推移している。なお、評価対象期間において燃料漏えいは発生していない。

このように放射性よう素の放出量は検出限界値未満で推移しており、適切な放射性廃棄物管理がなされているものと判断できる。

(b) 放射性液体廃棄物の放出量

イ. トリチウムを除く放射性物質

放射性液体廃棄物のうち、トリチウムを除く放射性物質に対する発電所全体の年間放出管理目標値は、平成29年6月までは 1.1×10^{11} Bq/年であり、1号廃止措置に伴い平成29年7月から令和2年9月までは 7.4×10^{10} Bq/年、2号廃止措置に伴い令和2年10月以降は 3.8×10^{10} Bq/年である。なお、これらについては原子炉施設保安規定に定めている。これに対して、今回の評価対象期間で放出量は、第2.2.1.6.12図「伊方発電所放射性液体廃棄物中の放射性物質（トリチウム除く）の放出実績」に示すように、年間放出管理目標値に対して検出限界値未満である。

このようにトリチウムを除く放射性物質の放出量は検出限界値未満で推移しており、適切な放射性廃棄物管理がなされているものと判断できる。

四. トリチウム

放射性液体廃棄物のうち、トリチウムに対する発電所全体の年間放出管理の基準値は、平成29年6月までは 1.2×10^{14} Bq/年であり、1号廃止措置に伴い平成29年7月から令和2年9月までは 9.3×10^{13} Bq/年、2号廃止措置に伴い令和2年10月以降は 5.7×10^{13} Bq/年である。なお、これらについては原子炉施設保安規定に定めている。これに対して、今回の評価対象期間で放出量は、第2.2.1.6.13図「伊方発電所放射性液体廃棄物中のトリチウムの放出実績」に示すように、放出管理の基準値内で推移している。また、平成28年9月に3号機が通常運転を再開したことから、平成28年度以降については、1,

2, 3号機が長期停止していた時期よりも増加している。なお、1号機については平成28年5月に運転を終了し、2号機については平成30年5月に運転を終了している。

このように、トリチウムの放出量は年間放出管理の基準値内で推移しており、適切な放射性廃棄物管理がなされているものと判断できる。

(c) 放射性固体廃棄物の発生量及び保管量

伊方発電所における、放射性固体廃棄物の発生量は、第2.2.1.6.2表「伊方発電所 放射性固体廃棄物データ」に示すように、平成12年度から平成29年度は、約2,200～4,300本／年と発生量が増加しているのに対し、伊方発電所で実施された1次系大型機器の取替工事が概ね終了したこと、および1,2号機が廃止したことに伴い、平成30年度以降は、約1,700～2,100本／年と発生量が減少している。

この結果、保管実績は第2.2.1.6.14図「伊方発電所放射性固体廃棄物の発生量、保管量推移」に示すように、平成12年度以降、発生量が多い状況が続いていたが、平成30年度以降は、発生量が減少している。

保管量の増加に対応して、平成19年度には低レベル放射性廃棄物の積極的な搬出を開始し、加えて平成21年度には不燃性固体廃棄物の減容、搬出を行うため、圧縮減容固化設備の運用を開始するなど保管量低減対策を計画的に実施することで、近年は累積保管量が漸減し、保管容量に対して十分な余裕を保っている。

一方、1,2,3号機における脱塩塔使用済樹脂の発生量は、

第 2.2.1.6.15 図「脱塩塔使用済樹脂の発生量、貯蔵量推移」に示すように年度によりバラツキがみられるが最近 5 年間の平均では約 3.0m³／年となっている。

累積貯蔵量は、第 2.2.1.6.15 図に示すようにほぼ一定の割合で漸増しているが、現時点においては貯蔵容量に対して十分な余裕がある。

以上のように、放射性固体廃棄物の発生量は、できるだけ低く抑えるよう努められ、累積保管量は、保管容量に対し十分な余裕があることを確認した。

c. 評価結果及び今後の取組

(a) 評価結果

放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物は、放出量が管理目標値及び管理基準値を十分に下回るとともに、放射性固体廃棄物は、発生量の増加に応じて、低減対策が適切になされており、効果的な放射性廃棄物管理及び放出量・発生量等の低減対策が図られていることを確認した。

(b) 今後の取組

放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物については、今後とも適切な放射性廃棄物管理を行い、この状況を維持していく。

放射性固体廃棄物については、今後も工事に際して資材の再利用、廃棄物の減容による発生量及び保管量の低減等、継続的な低減努力を行っていく。

2.2.1.6.4 放射性廃棄物管理の実施状況評価

放射性廃棄物管理に係る保安活動の仕組み（組織・体制、社内マニュアル、教育・訓練）及び放射性廃棄物管理に係る設備について、改善活動が定着しており、仕組みが機能していることを確認した。

また、内部・外部評価により改善を要求する事項のうち、改善されていない事項や再発・類似している事項はないことを確認した。このことから、保安活動の有効性が評価できる。

放射性廃棄物管理に係る実績指標について、放射性気体廃棄物については、放出量は十分低いレベルとなっていることを確認した。

また、放射性液体廃棄物について、トリチウムを除く放射性物質の放出量は検出限界値未満であり、トリチウムの放出量は低く安定して推移していることを確認した。

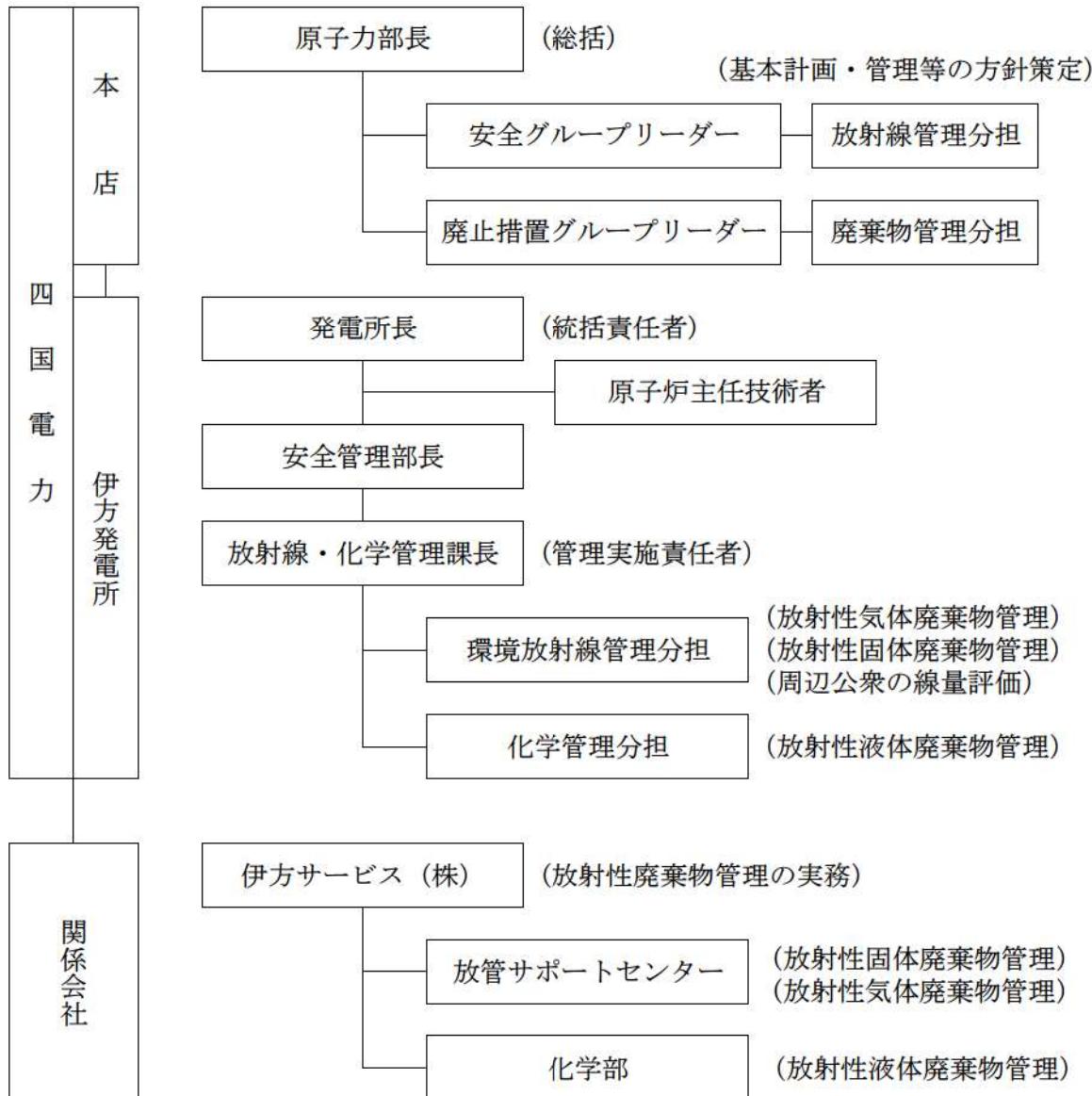
なお、伊方発電所周辺の公衆の受ける線量は、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出実績から、それぞれ $1 \mu\text{Sv}/\text{年}$ 未満と評価でき、線量目標値 $50 \mu\text{Sv}/\text{年}$ を十分下回っている。

放射性固体廃棄物に対しては、大規模な工事により年度発生量及び累積保管量が増加傾向にあるものの、これまでにってきた種々の低減対策により、固体廃棄物貯蔵庫の保管容量を超えないよう適切な管理がなされていることを確認した。

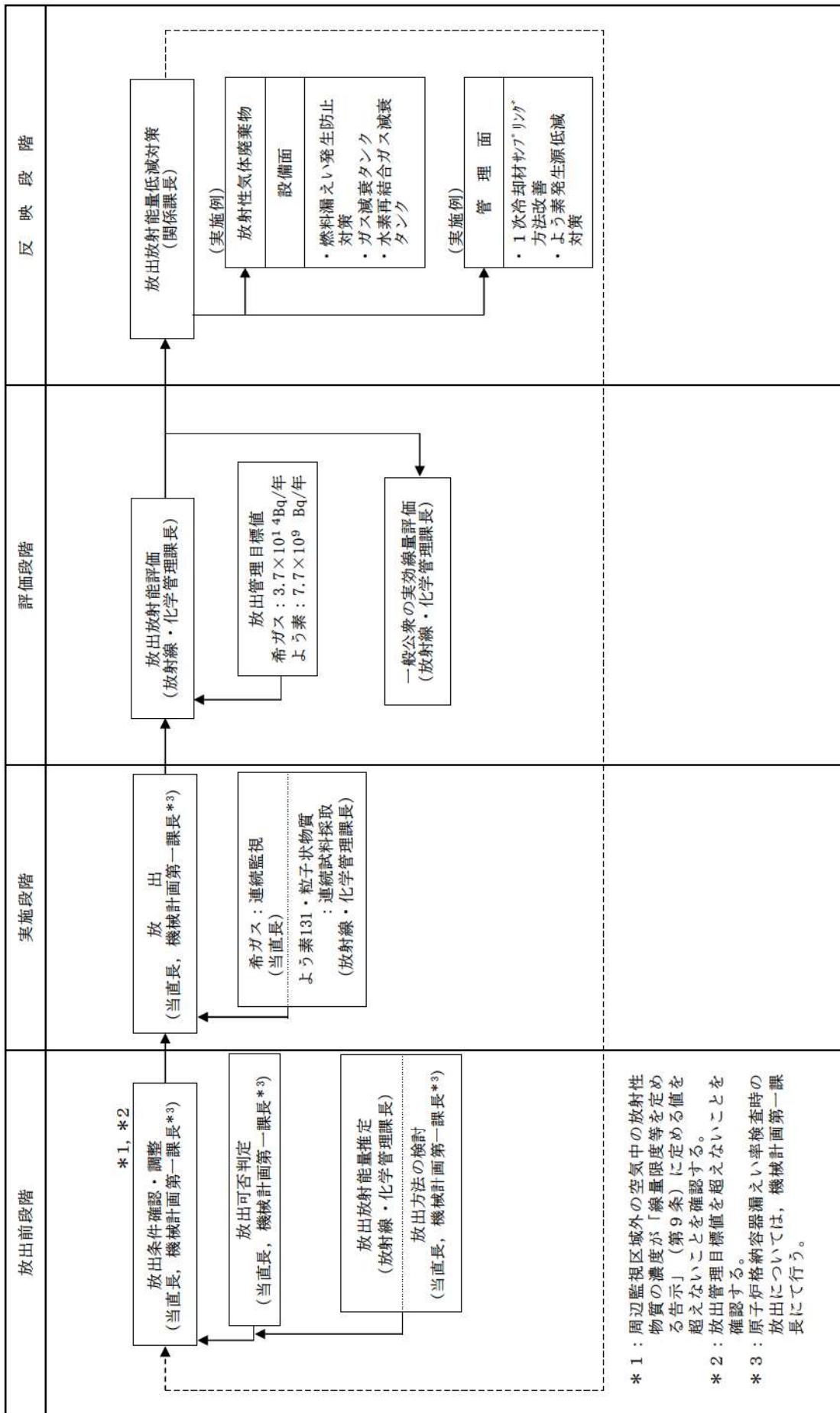
このように、実績指標のトレンドが安定若しくは良好な状態で維持されていることは、目的を達成するために継続的に実施されている活動及び改善した活動が有効に機能してきたものと評価できる。このことから、放射性廃棄物管理における保安活動の適切性及び有効性が評価できる。

以上のことから、放射性廃棄物管理の目的を達成するための保安

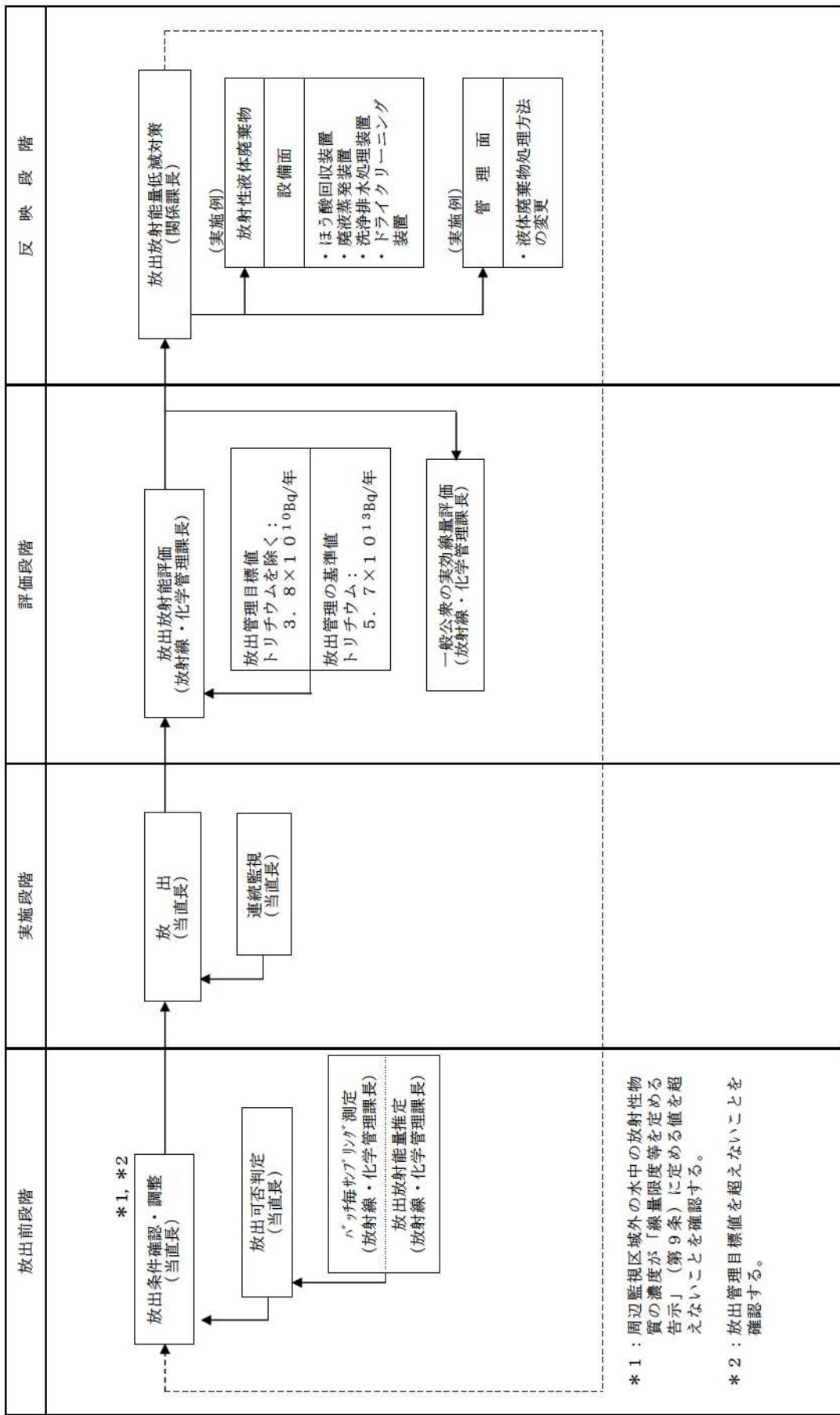
活動は適切かつ有効であると判断した。したがって、追加措置の必要性はなく、今後とも放射性廃棄物管理を行う仕組みが機能していくものと判断した。

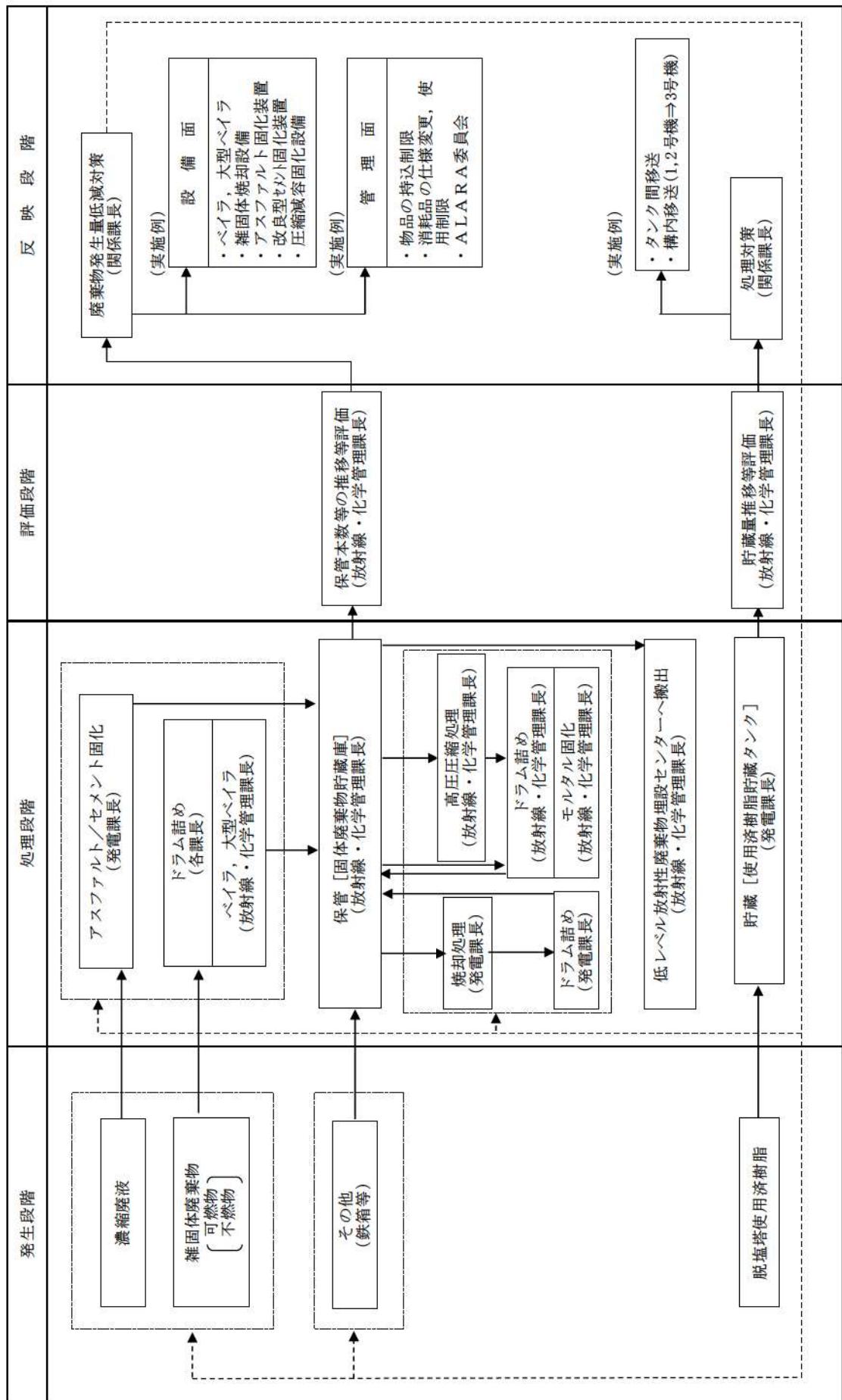


第2.2.1.6.1図 放射性廃棄物管理体制



- * 1：周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度が「線量限度等を定める告示」(第9条)に定める値を超えないことを確認する。
- * 2：放出管理目標値を超えないことを確認する。
- * 3：原子炉格納容器漏えい率検査時の放出にて行う。





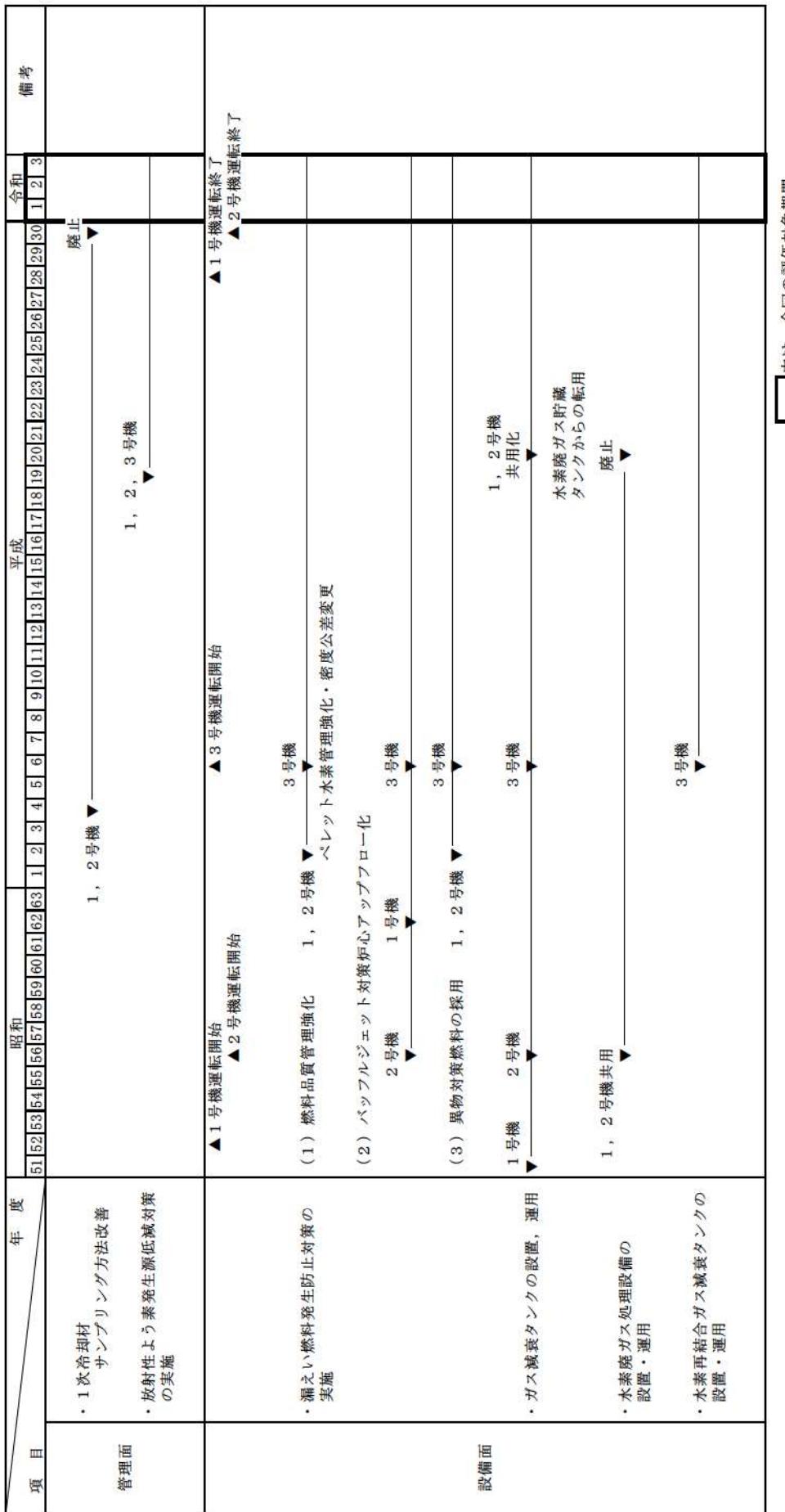
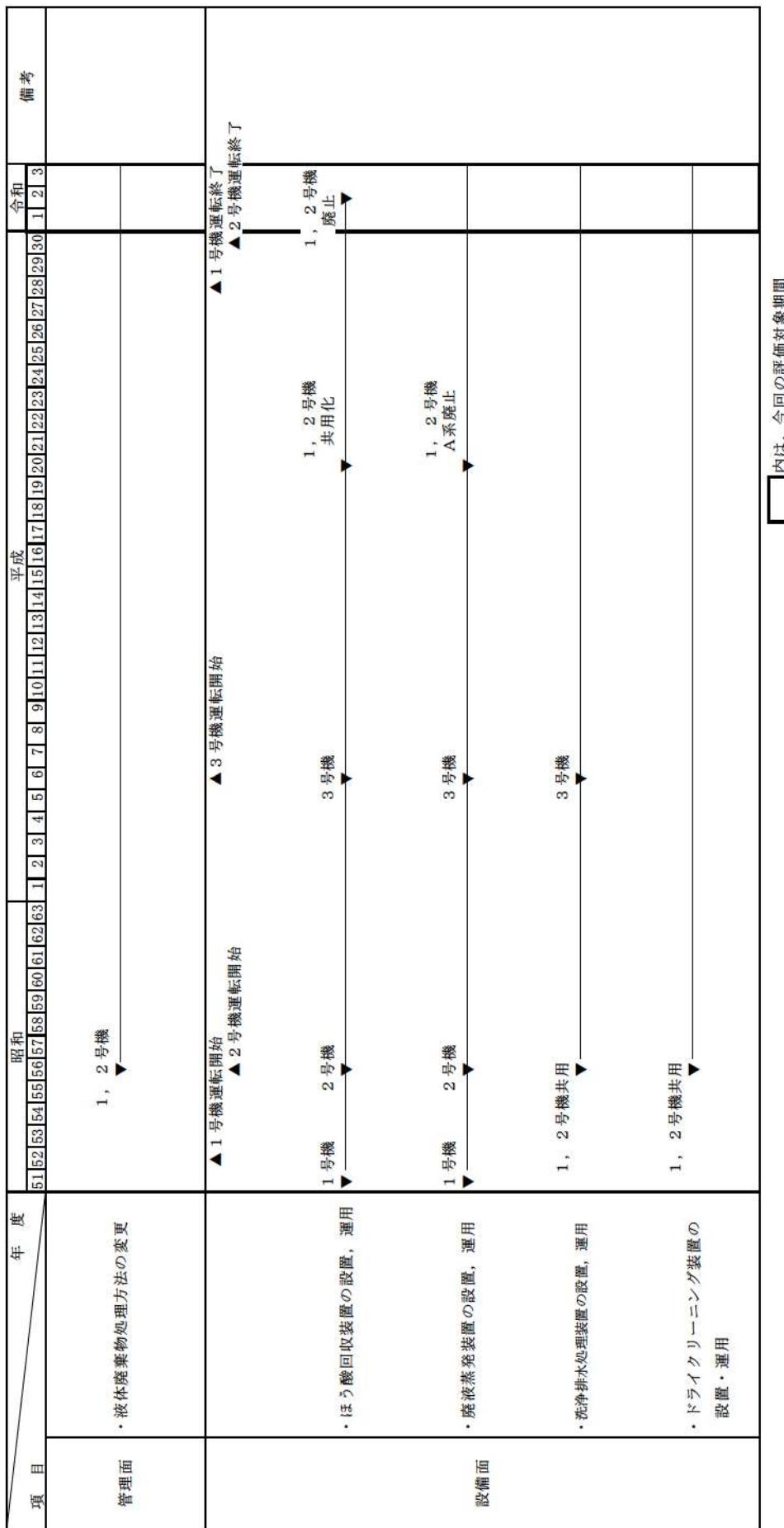
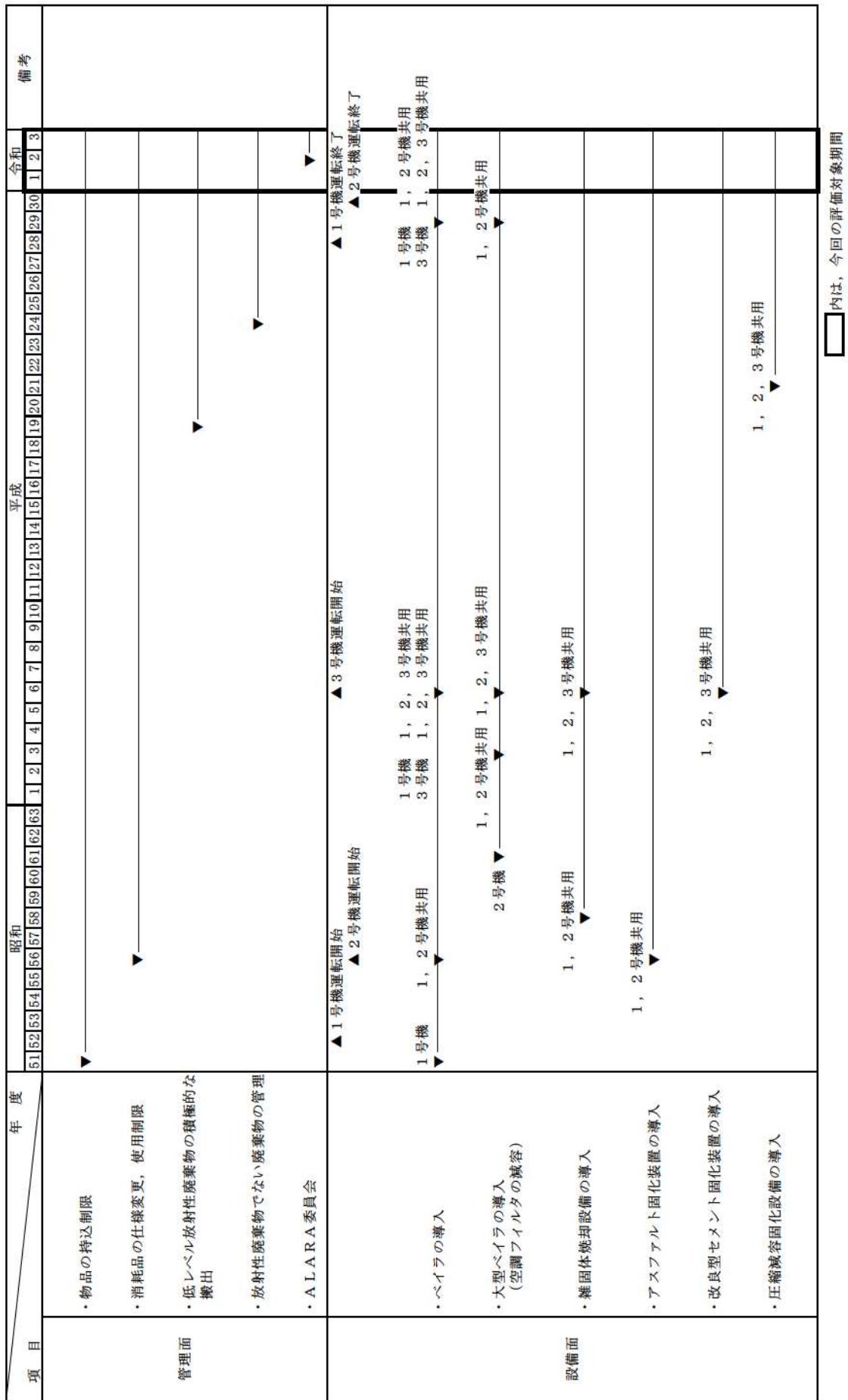


図2.2.1.6.5 放射性気体廃棄物放出低減対策の変遷



□内は、今回の評価対象期間

第2.2.1.6.6 図 放射性液体廃棄物放出低減対策の変遷



2. 2. 1. 6-29

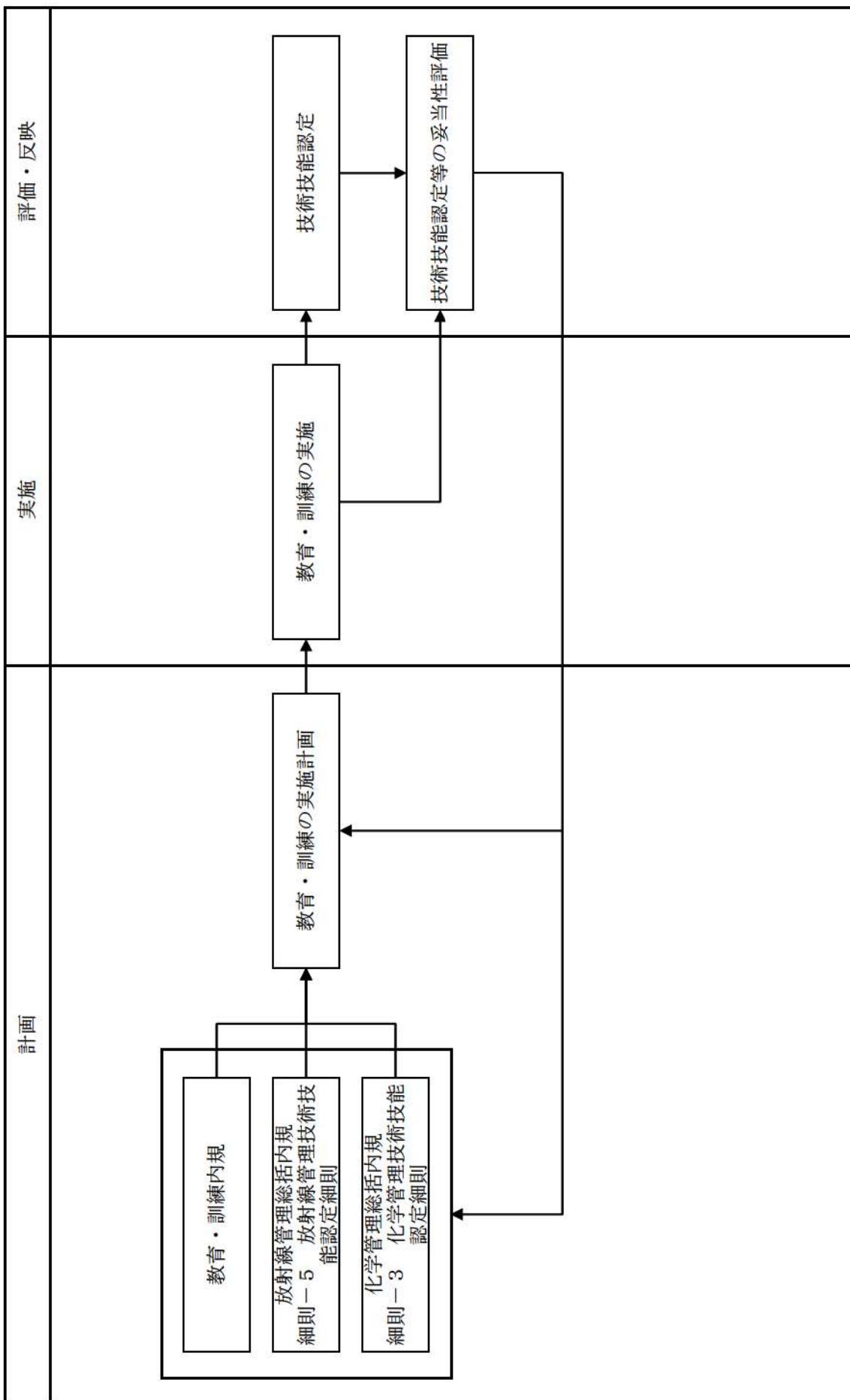
対策件名	ALAR A委員会設置	実施内容
分類	管理面	ALAR A委員会等での活動を通じて検討した、放射性固体廃棄物低減に関する具体的な施策等は以下のとおり。
実施期間	令和2年度～	1. 放射性廃棄物（NR）の推進（令和2年度～） 固体廃棄物保管量低減のため、積極的にNRを推進しており、関係者との打ち合わせにおいてNR活用の周知・徹底するとともに、NR対象物の更なる拡大にむけた検討を実施している。
目的	ALAR A委員会を設置し、放射性固体廃棄物を合理的に達成可能な限り低減するための方策について発電所大で検討し取り組む。	2. 廃棄物低減パトロールの強化（令和3年度～） 社員による定期的な廃棄物低減パトロールを実施し、現場作業員の廃棄物低減に対する意識向上を図り、管理区域への不要な物品の持ち込みや作業エリアの過大養生を抑制している。
効果	発電所長を委員長とし、放射線管理関係者だけでなく保修部門と一緒にとつなって活動し、発電所大で放射性固体廃棄物低減に向けた議論を行うことにより、今後、具体的な対策の策定・実施につながる見込みである。	3. 大型廃棄物の解体検討（令和3年度） 固体廃棄物貯蔵庫に大型容器で保管しているモーターモーター固定子や冷却器などの大型廃棄物について、LWL搬出にむけた充填固化体製作ができるよう、解体・切断の検討を実施し、計画を策定した。
今後の方針	今後も継続して実施する。	添付資料 なし

第2.2.1.6.1表 放射性廃棄物管理の教育・訓練内容（1／2）

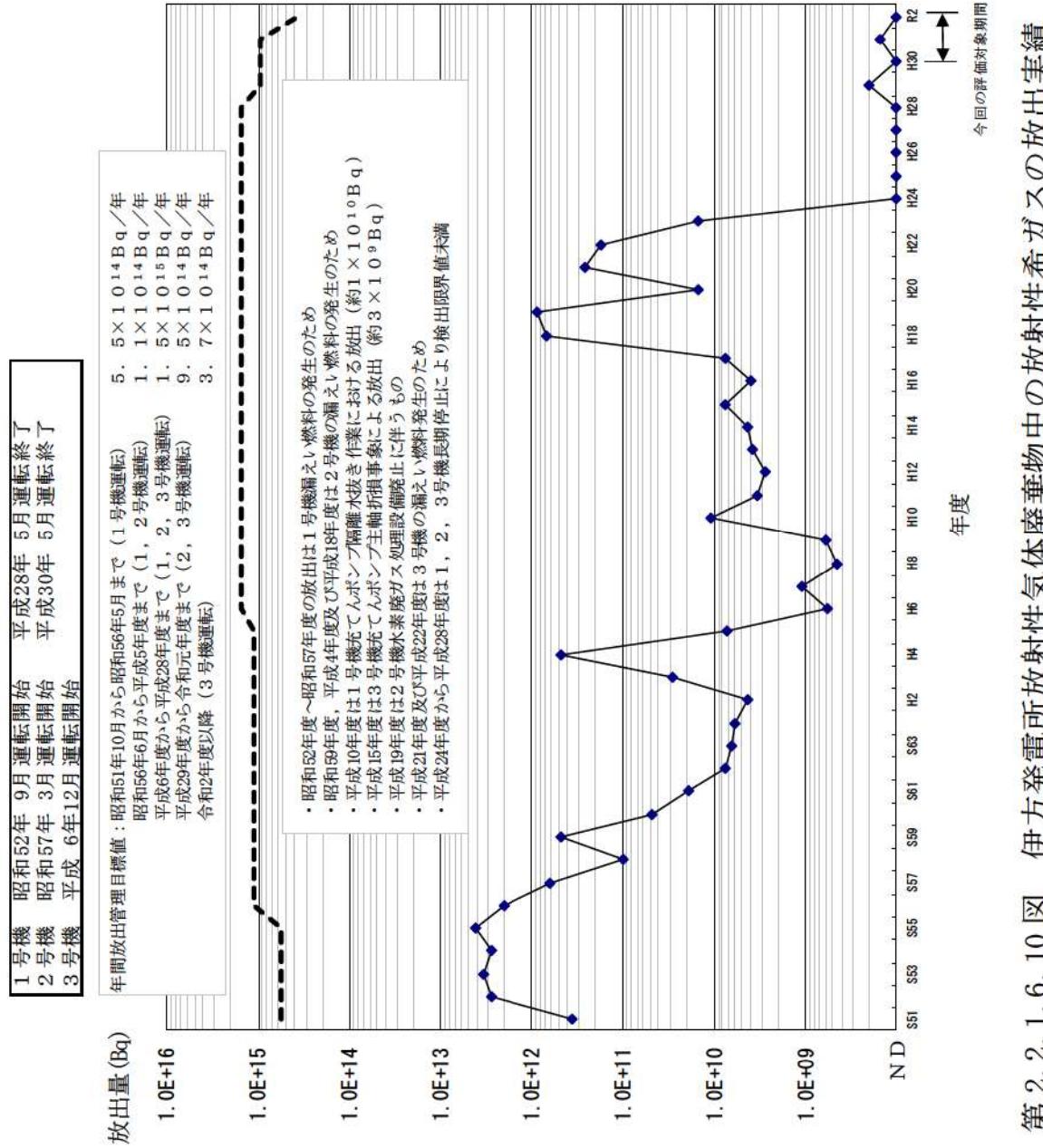
教育・訓練項目		主な内容	
放射性气体廃棄物管理・放射性固体廃棄物管理 放射線管理技術技能認定	共通教育	入所時教育	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令及び保安規定に関すること ・原子炉施設の構造、性能に関すること 他
		放射線業務従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令及び保安規定に関すること ・放射線管理に関すること 他
		防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災に関すること
		ルーチン業務	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理関係設備の定期パトロール ・物品の搬出サーベイ 他
		講習・資格	<ul style="list-style-type: none"> ・(資格) 酸素欠乏危険作業主任者（第2種） 他 ・(講習) 作業安全訓練コース（原子力保安研修所） ・(講習) 品質保証コース（原子力保安研修所） 他
	放管教育	基礎的知識	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理の基本ルール ・身体除染方法 他
		現場対応能力	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理全般 他
		緊急時対応能力	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染を伴う傷病者の搬出 他
		講習・資格	<ul style="list-style-type: none"> ・(資格) 放射線取扱主任技術者（第1種） 他
	専門教育	一般事項	<ul style="list-style-type: none"> ・基準・規定・指針等 ・保安検査対応 ・委託管理 他
		線量当量等測定管理	<ul style="list-style-type: none"> ・線量当量等の測定 ・ルーチン測定管理 他
		気体廃棄物管理	<ul style="list-style-type: none"> ・間欠放出管理 ・エリア・プロセスモニタの管理 他
		固体廃棄物管理	<ul style="list-style-type: none"> ・処理・保管管理 ・固体廃棄物管理システム 他
		定検管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定検前周知会、教育資料の作成 他
		物品移動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内運搬管理・事業所外運搬管理
		事故時評価	<ul style="list-style-type: none"> ・放出放射能量の評価 他

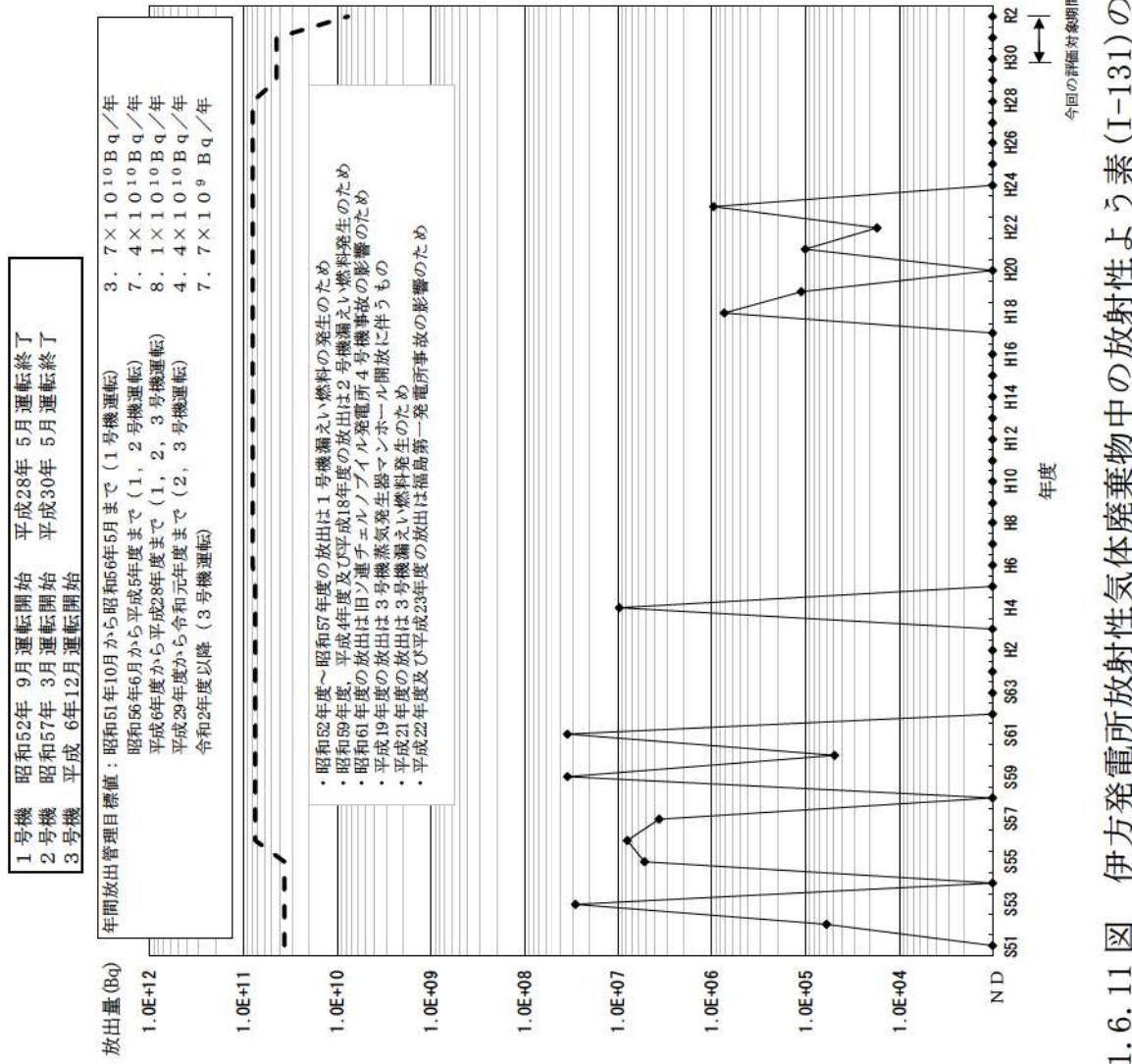
第2.2.1.6.1表 放射性廃棄物管理の教育・訓練内容（2／2）

教育・訓練項目		主な内容
(化学 管理 技術 技能認定) 放射性液体廃棄物管理	導入 段階	一般事項 ・品質管理に関する基礎知識 ・防災に関する基礎知識 他
		専門事項 ・原子力発電に関する基礎・運用に関する知識 ・化学分析（一般化学分析・放射化学分析）に関する知識 他
	育成 段階	一般事項 ・作業の安全確保を行える能力 他
		専門事項 ・放射性液体廃棄物放出に係る結果の確認・評価を行える能力 ・管理区域内漏水事故時の現場対応を適切に行える能力 他
	業務 別	一般事項 ・作業責任者として下位者への指揮・監督を行える能力 ・作業計画にあたって、放射線管理対策のとれる能力 他
		専門事項 ・定期検査時の液体廃棄物放出管理の策定 ・イオン交換樹脂の性質・性能に関する知識 ・放射性廃棄物（液体）指針の理解 他

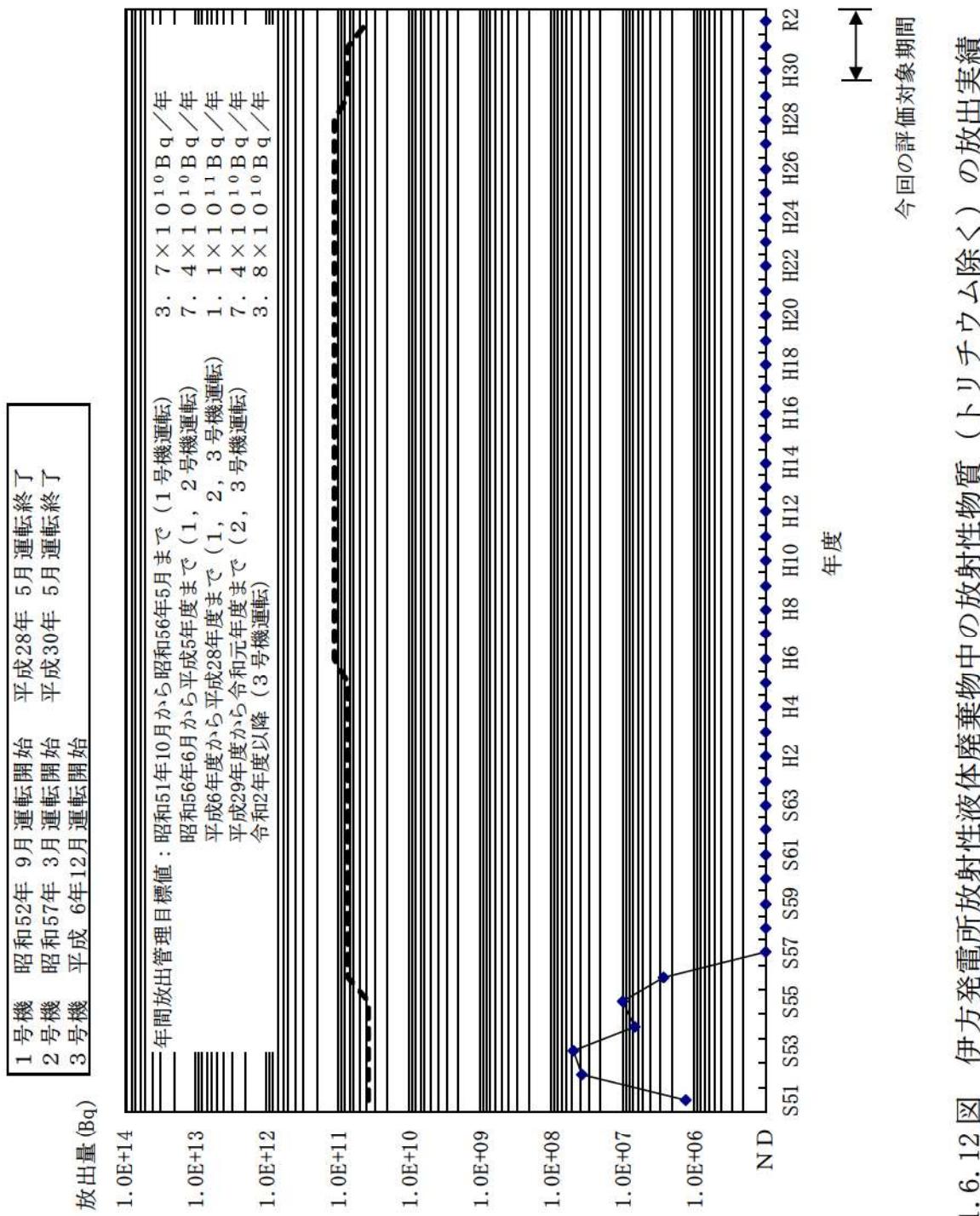


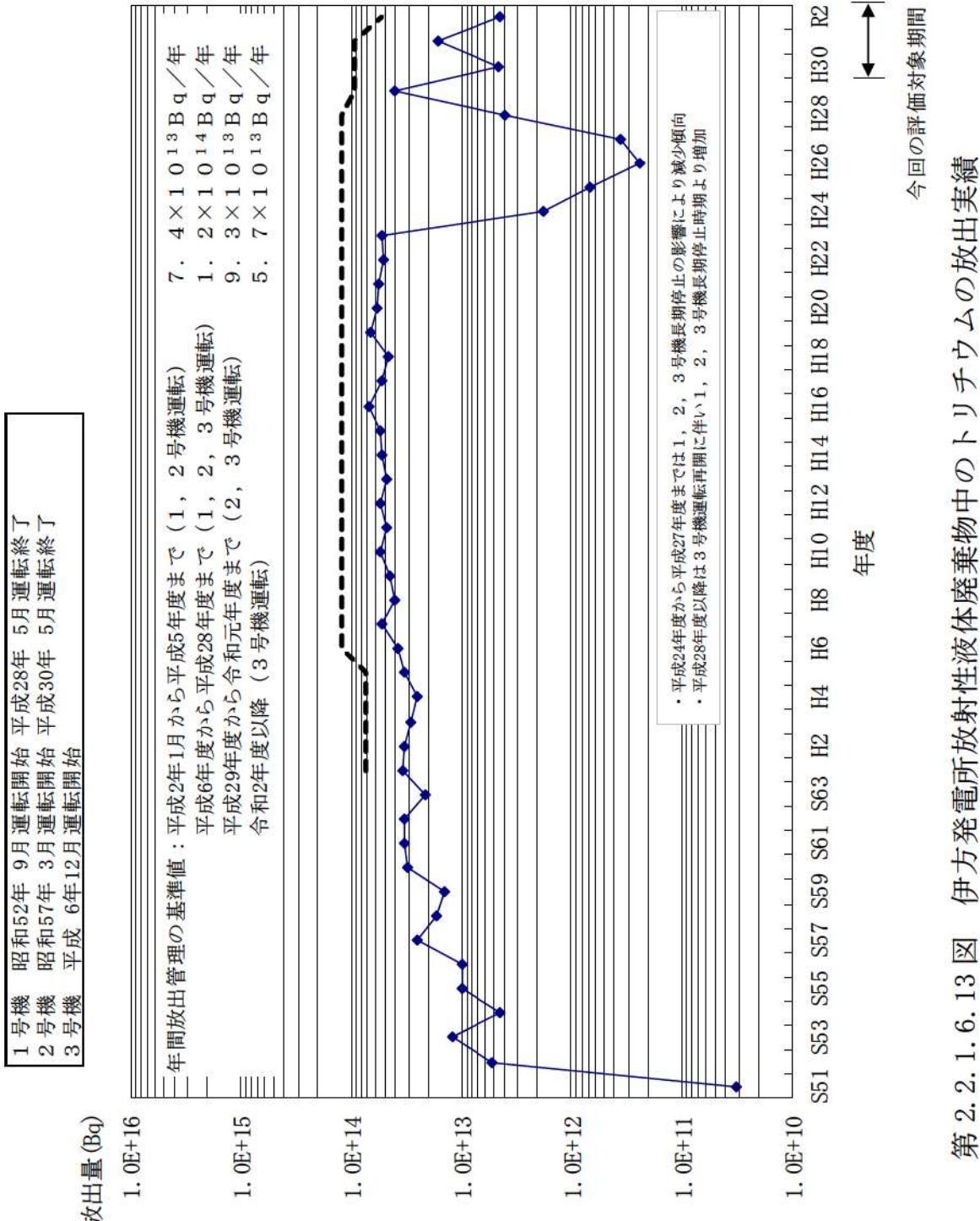
第2.2.1.6.9図 放射性廃棄物管理の教育・訓練に係る運用管理フロー





第2.2.1.6.11 図 伊方発電所放射性気体廃棄物中の放射性ヨウ素(1-131)の放出実績





第2.2.1.6.2表 伊方発電所 放射性固体廃棄物データ（1／2）

年 度	ドラム缶 発 生 量 (本)	その他の種類 の 発 生 量 (本相当)	発 生 量 (本)	焼 却 等 減 容 量 (本相当)	搬 出 減 量	累積保管量 (本相当)
昭和51年	0	0	0	—	—	0
昭和52年	288	0	288	—	—	288
昭和53年	1,948	208	2,156	—	—	2,444
昭和54年	1,410	216	1,626	—	—	*1 4,069
昭和55年	950	181	1,131	—	—	5,200
昭和56年	1,184	222	1,406	—	—	*1 6,604
昭和57年	1,212	199	1,411	—	—	*1 8,014
昭和58年	1,150	123	1,273	902	—	8,385
昭和59年	1,577	89	1,666	1,573	—	*1 8,477
昭和60年	1,986	256	2,242	1,934	—	8,785
昭和61年	2,267	194	2,461	2,558	—	*1 8,687
昭和62年	1,536	147	1,683	*2 1,422	—	*1 8,949
昭和63年	1,409	16	1,425	*2 1,022	—	*1 9,351
平成元年	1,866	100	1,966	1,221	—	*1 10,095
平成 2 年	1,620	303	1,923	1,006	—	11,012
平成 3 年	2,297	155	2,452	*2 2,210	—	*1 11,253
平成 4 年	1,694	22	1,716	*2 1,582	—	*1 11,388
平成 5 年	1,666	90	1,756	*2 1,274	504	11,366
平成 6 年	1,312	127	1,439	1,142	640	*1 11,022
平成 7 年	1,757	146	1,903	1,128	640	11,157
平成 8 年	2,188	128	2,316	1,181	640	11,652
平成 9 年	2,021	335	2,356	1,396	—	12,612
平成 10 年	1,981	*3 409	2,390	1,653	544	*1 12,804
平成 11 年	1,497	549	2,046	1,331	—	13,519
平成 12 年	2,349	*4 654	3,003	1,144	—	15,378
平成 13 年	2,336	*5 978	3,314	791	—	17,901
平成 14 年	1,932	520	2,452	828	—	*1 19,524
平成 15 年	1,716	517	2,233	1,264	—	*1 20,492
平成 16 年	2,676	*6 833	3,509	1,080	—	22,921

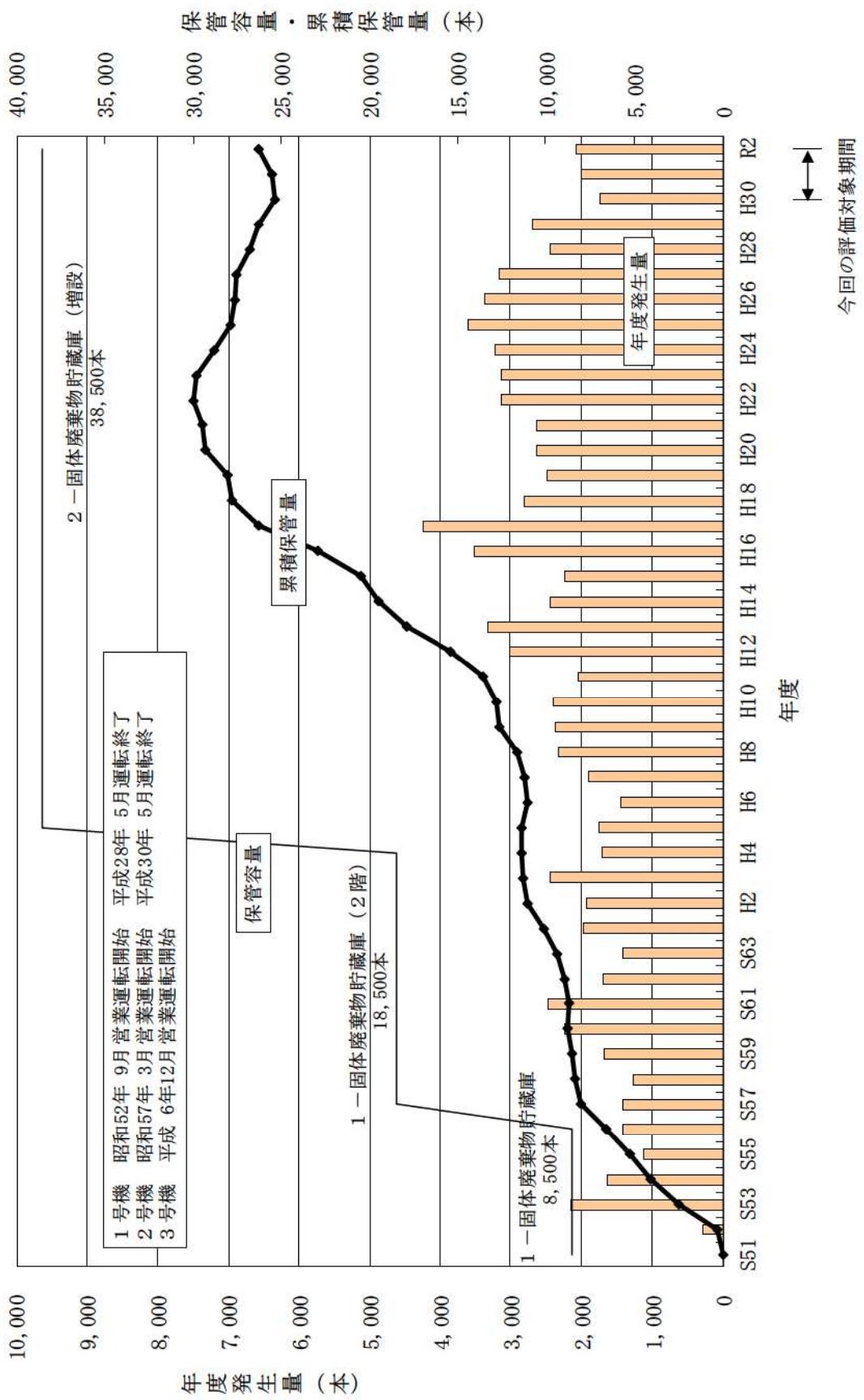
第2.2.1.6.2表 伊方発電所 放射性固体廃棄物データ（2／2）

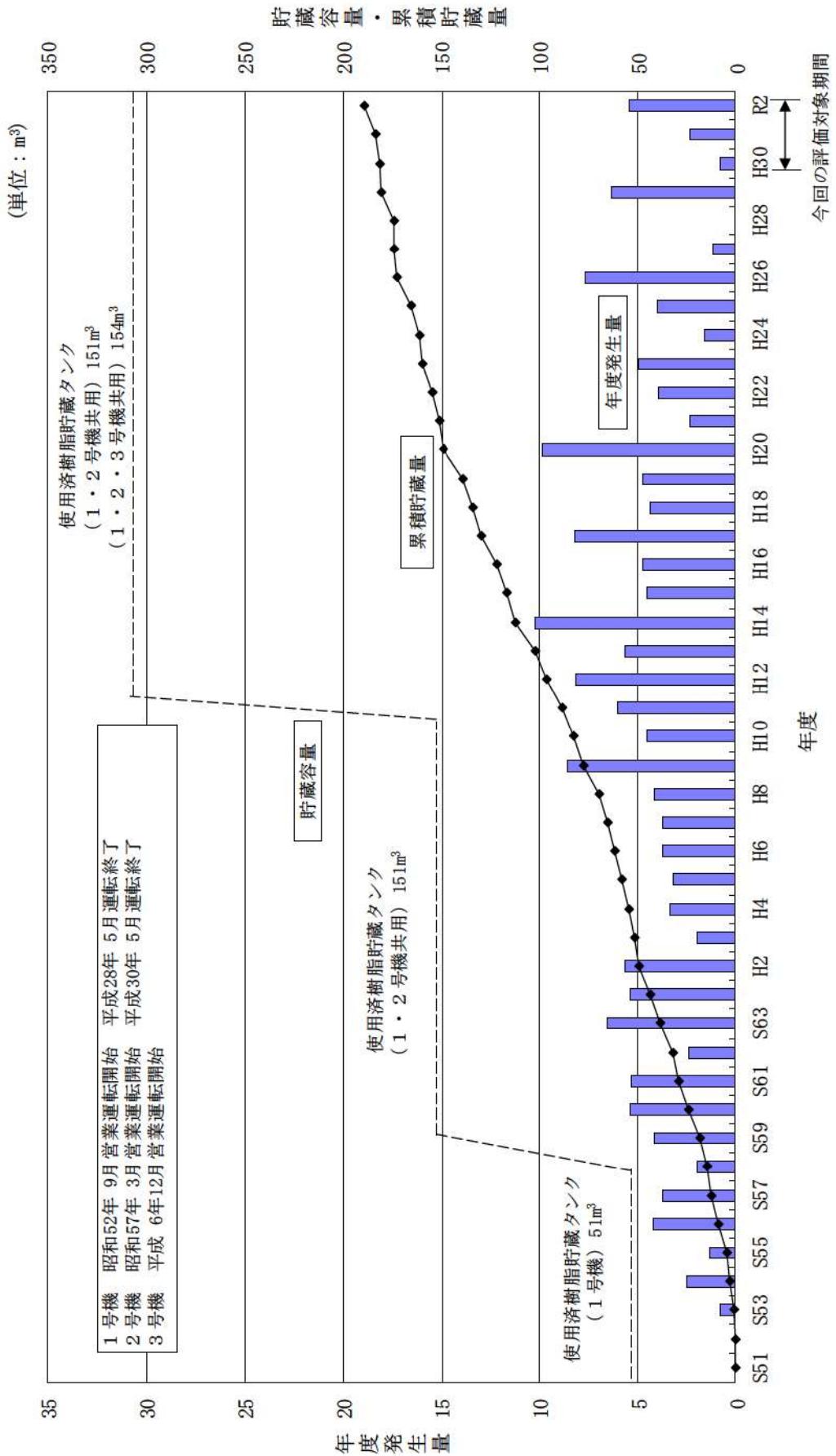
年 度	ドラム缶 発 生 量 (本)	その他の種類 の 発 生 量 (本相当)	発 生 量 (本)	焼 却 等 減 容 量 (本相当)	搬 出 減 量	累 積 保 管 量 (本相当)
平成 17年	2,642	*7 1,611	4,253	845	—	26,329
平成 18年	2,018	786	2,804	*2 1357	—	27,776
平成 19年	1,679	813	2,492	*2 1367	880	28,021
平成 20年	1,714	918	2,632	1326	—	29,327
平成 21年	1,772	853	2,625	1872	584	*1 29,495
平成 22年	2,664	460	3,124	2,600	—	30,019
平成 23年	2,780	358	3,138	*2 2,693	640	29,824
平成 24年	2,227	992	3,219	*2 3,291	960	28,792
平成 25年	2,030	1,555	3,585	*2 3,739	760	*1 27,877
平成 26年	2,080	1,279	3,359	*2 3,283	360	*1 27,594
平成 27年	2,053	1,106	3,159	*2 2,123	1,120	27,510
平成 28年	1,693	744	2,437	*2 2,483	640	26,824
平成 29年	1,657	*8 1,042	2,699	*2 3,264	—	26,259
平成 30年	1,188	539	1,727	*2 2,120	480	*9 25,386
令和元年	1,241	758	1,999	*2 1,512	*9 354	25,519
令和 2年	1,345	713	2,058	*2 1,265	—	*1 26,313

□ 内は今回の評価対象期間

- ・焼却等減容量は、既保管減容分のみ記載
- ・搬出減量は、埋設処分のため発電所より搬出した廃棄体の本数を記載
- ・ 1号機：昭和52年9月、2号機：昭和57年3月、3号機：平成6年12月営業運転開始
- ・ *1：前年度末累積保管量に当該年度発生量を加えた量と一致しないのは換算後の端数処理による誤差である。
- ・ *2：その他の種類の減容量を含む。
- ・ *3：固体廃棄物貯蔵庫保管分以外として、蒸気発生器保管庫に1号機蒸気発生器取替工事で取り外した蒸気発生器2基、保管容器 89m³保管。
- ・ *4：固体廃棄物貯蔵庫保管分以外として、蒸気発生器保管庫に1号機原子炉容器上部ふた取替工事による保管容器 103m³（取り外した原子炉容器上部ふた1基含む）保管。

- ・＊5：固体廃棄物貯蔵庫保管分以外として、蒸気発生器保管庫に2号機蒸気発生器取替工事及び2号機原子炉容器上部ふた取替工事による、取り外した蒸気発生器2基および保管容器 235m³（取り外した原子炉容器上部ふた1基含む）保管。（蒸気発生器保管庫の累積保管量は、蒸気発生器4基、保管容器 428m³（原子炉容器上部ふた2基含む））
- ・＊6：固体廃棄物貯蔵庫保管分以外として、蒸気発生器保管庫に1号機原子炉炉内構造物取替工事による保管容器 105m³保管。（蒸気発生器保管庫の累積保管量は、蒸気発生器4基、保管容器 533m³（原子炉容器上部ふた2基および原子炉内構造物1基含む））
- ・＊7：固体廃棄物貯蔵庫保管分以外として、蒸気発生器保管庫に2号機原子炉炉内構造物取替工事による保管容器 105m³保管。（蒸気発生器保管庫の累積保管量は、蒸気発生器4基、保管容器 638m³（原子炉容器上部ふた2基および原子炉内構造物2基含む））
- ・＊8：固体廃棄物貯蔵庫保管分以外として、蒸気発生器保管庫に3号機原子炉容器上部ふた取替工事による保管容器 108m³保管。（蒸気発生器保管庫の累積保管量は、蒸気発生器4基、保管容器 746m³（原子炉容器上部ふた3基および原子炉内構造物2基含む））
- ・＊9：平成27年度に搬出した廃棄体のうち、低レベル放射性廃棄物搬出検査装置のプログラムの不具合により、廃棄体の放射能測定データが一部欠落していた2本については、平成30年度に伊方発電所に持ち帰り、プログラムを修正した低レベル放射性廃棄物搬出検査装置で再検査を実施し、令和元年度に再度搬出した。





第2.2.1.6.15 図 脱塩塔使用済樹脂の発生量、貯蔵量推移